

第3回 東アジア包摂型都市ネットワークの
構築に向けた国際ワークショップ

— 脆弱都市から包摂都市へ —

The Third International Workshop on
Constructing the East Asian Inclusive
city Network;

From Vulnerable City to Inclusive City

大阪市立大学都市研究プラザ 編 (調査代表 水内俊雄)

Edited by Urban Research Plaza, Osaka City University
(Research chief; Toshio Mizuuchi)

第3回 東アジア包摂型都市ネットワークの
構築に向けた国際ワークショップ

The Third International Workshop on Constructing
the East Asian Inclusive City Network

脆弱都市から包摂都市へ

From Vulnerable City to Inclusive City

主 催

大阪市立大学都市研究プラザ

Hosted by Urban Research Plaza, Osaka City University

開催日程

2013年2月20日(水)~22日(金)

Date: From 20 Feb. to 22 Feb. 2013



第3回 東アジア包摂型都市ネットワークの構築に向けた国際ワークショップ

脆弱都市から包摂都市へ

主催

大阪市立大学都市研究プラザ

後援

日本居住福祉学会、NPO ホームレス支援全国ネットワーク、大阪府立大学地域福祉センター
一般社団法人インクルーシブシティネット (ICN)、こりあんコミュニティ研究会

開催日程

2013年2月20日(水)～22日(金)

(ICN主催 ポストワークショップ 2月24日(日)～25日(月) 後掲 7頁目)
(大阪府立大学地域福祉研究センター主催 プレワークショップ 2月19日(火) 後掲 8頁目)

開催場所

大阪市立大学都市研究プラザ・市民交流センターにしなり、豊崎東会館及び大阪市内各地

趣旨

近年貧困の所在が都市へ移りつつある中、行政や研究者の間では貧困の都市化 (urbanization of poverty) と認識されるプロセスが注目されている。脆弱な都市地域に居住し、社会的な困難にさらされている集団のニーズにどう対応していくか、そして社会的排除に直面している不利地域を、(再)開発事業等を通じてどのように再生していくかが焦点となっている。排除に立ち向かうために、不利を被っている集団や地区住民の声も見逃ことはできない。

経済や産業再編のグローバルな圧力によりさらされている日本、韓国、台湾、中国(香港特別行政地域を含む)等、東アジアの国や地域は、安定した雇用どころか、ヘルスケア、教育、ハウジングを含む社会保障、さらに市民権に至るまでの、あらゆる包摂的な社会システムへのアクセスにおいて、一層厳しい現実さらされている。これらの課題に取り組むため、私たちは、ここ数年にわたり、東アジアインクルーシブシティネットワークの設立に向けた努力を続けてきた。今回のワークショップはそのネットワークのさらなる発展に向けた出発点となることが期待される。

参加者

各々の都市研究プラザ海外サブセンターからは3～10名の参加が期待される。主催都市である大阪はこの限りではない。通訳機器の関係上、参加希望者は、下記問い合わせメールに問い合わせください。

言語

本ワークショップは逐次通訳により、それぞれの母語によって進められる。

問合せ先・要旨提出先, E-mail: mizuuchi@ur-plaza.osaka-cu.ac.jp

Tel : +81-6-6605-3442 Fax : +81-6-6605-2070

アウトプット

終了後にURレポートシリーズとして刊行予定

2月20日(水)@市民交流センターにしなり(大阪市西成区長橋 2-5-33)

9:50~10:00 水内俊雄 Mizuuchi Toshio 大阪市立大学都市研究プラザ教授
開会の挨拶

Workshop 1 : 社会的弱者の現状理解と支援実践に関する経験の共有

各国の実践経験を共有。第一は行政サイドの政策システムに関する報告(雇用支援制度-社会的企業、ワークフェア等)、セーフティネット、移民政策、第二は、脆弱層の支援に向けた民間部門からの実践。

弱者×実態と政策

10:00~10:20 鄭麗珍 Cheng, Li-Chen, 台湾大学社会工作系/教授 陳昱志 Chen Yu-Zhi、古登儒 Gu Deng-Ru 台湾大学社会工作系
路上遊民の経済生活：生計維持、社会のサポートと福祉制度

10:20~10:40 李庭奎 Lee, Jeong Kyu ホームレス政策研究センター/研究員
韓国のホームレス政策の変化と実態

10:40~11:00 吳衛東 Ng, Wai Tung
2013年における香港のホームレス問題

11:00~11:20 Coffee Break

弱者×実践

11:20~11:40 徐貞花 Seo, Jung hwa 全国露宿人福祉施設協会会長・開かれた女性センター/所長
ホームレス等の福祉と自立支援に関する法律制定後の路上野宿者支援システムにおける変化：アルコール及びメンタルホームレスに対するメンタル相談を中心に

11:40~12:00 金俊希 Kim, Joon-hee 韓国都市研究所/研究員
非住宅居所帯の支援のための政策提案

12:00~12:20 陳錦添 Chan, Kam Tim St. James
香港における路上生活者の不利益

12:20~13:20 Lunch

Workshop 2 : 居住貧困層へのハウジング実践経験の理解と共有

各国における実践経験の共有。第一は行政サイドの政策システムに関する報告(公共賃貸住宅制度及び居住支援サービス等)、第二に民間の居住資源(民間住宅ストック、支援組織・関連サービス)を活用した居住貧困層対象の民間団体による居住支援。

住宅×実態と政策

13:20~13:40 徐鐘均 Seo, Jong Gyun 韓国都市研究所/研究員
雇用不安と二極化時代の居住政策の課題

13:40~14:00 戚居偉 Chick, Kui Wai 香港社区組織/コミュニティー・オーガナイザー
香港の住宅問題にいかにか臨むべきか

14:00~14:20 江尚書 Chiang, Shang-shu 社会住宅推動聯盟/政策組長
よちよち歩く：台湾近年社会住宅政策の進展と問題

14:20~14:40 Coffee Break

Excursion & Lecture 1 : 社会的弱者支援システムとハウジングと居住支援システムの理解 1

同和地区及びエスニックコミュニティ(西成区北西部)の居住支援やコミュニティ活動の実態

14:40~15:10 竹中伸五・田岡秀朋 Takenaka, Shingo, Taoka, Hidetomo ((株)ナイス)

民間企業による直接住宅供給による生活困窮者への居住支援

15:10~15:30 全 泓奎 Jeon, Hong-gyu (大阪市大都市研究プラザ) 川本綾 Kawamoto, Aya、

中西雄二 Nakanishi Yuji、岩山春夫 Iwayama Haruo、(多文化コミュニティワーク研究会)

地域再生を促す社会体験型エスニックミュージアム構想の実現に向けたアクションリサーチ

15:45~17:30 (株) ナイスさんによる巡検

タイプ別経営住宅の見学と周辺地域の住宅リノベーションの実態視察

17:30~18:30 全 泓奎さんによる巡検

大韓民国居留民団西成支部と沖縄県人会館の現地視察

18:30~20:30 Dinner 西成区鶴見橋商店街 中国料理店「鴻福」

2月21日(木) @豊崎東会館(大阪市北区長柄西1-1-39)

Excursion 2 : 社会的弱者支援システムとハウジングと居住支援システムの理解 2

居住支援型社会的企業への巡検(兵庫県尼崎市)

9:30~12:00 NPO 大東ネットワーク事業団、(社団) 近畿パーソナルサポート協会

運営している無料低額宿泊所(ホームレスの人々、居住困難層)と住居型有料老人ホーム(居住困難層)の現地視察

12:00~12:40 移動

Excursion & Lecture 3 : 社会的弱者支援システムとハウジングと居住支援システムの理解 3

住宅困窮者、ホームレス、刑余者、ネットカフェ難民、フリーターなどへの居住支援組織の事例紹介と巡検

会場: 大阪市北区 豊崎東会館及びその周辺

13:10~13:40 益子千枝・平川隆啓 Mashiko, Chie / Hirakawa, Takaaki よりそいネット大阪

刑余者への生活、住宅支援

13:40~14:20 Lunch

14:20~14:50 小林 真 Kobayashi, Makoto NPO 大東ネットワーク事業団理事長

ホームレス・居住困難層への複合的な居住支援

14:50~15:20 奥村 健 (社福) みおつくし福祉会 理事/更宿連(全国更生施設・宿所提供施

設・連絡協議会) 会長

移行型支援施設の役割とその運営を通して見える今日的課題

15:20~15:40 岡本友晴・沖野充彦 Okamoto, Tomoharu /Okino, Mitsuhiro (社団) 大阪希望館 理事

ネットカフェ難民、住居喪失者への就労居住支援

15:40~16:00 Coffee Break

16:00~18:30 巡検

更生施設、ホームレス自立支援センター、大阪希望館、周辺地域への巡検 グループ分けして実施

18:30-20:30 Dinner : 豊崎東会館

2月22日(金) @西成プラザ (大阪市西成区太子 1-4-3)

Workshop 2 続 : 居住貧困層へのハウジング 実践経験の理解と共有

住宅×実践

9:20~9:40 金 美貞 Kim, Mi Jung トウコビ (=ガマ) ハウジング

都市再生の新しいモデル、ドウコビ(ガマ)ハウジング

9:40~10:00 詹 竣傑 Chan, Chun-Chieh, OURs 專業者都市改革組織/執行秘書

低所得者向け住宅更新の再考—台北市安康住宅更新案

Workshop 3 : コミュニティ再生に向けた取り組みの理解と実践経験の共有

社会的不利地域へのオルタナティブな都市再生、及び不利地域や社会的弱者支援のためのコミュニティワーカーの養成と組織マネジメント

地域×実践

10:00~10:20 白波瀬達也 Shirahase, Tatsuya 大阪市立西成市民館相談員/都市研究プラザ特別研究員、

単身高齢男性集住地域「あいりん地区」における西成市民館の実践

10:20~10:40 Coffee Break

基調講演

10:40~11:40 奥田知志 Okuda, Tomoshi NPO ホームレス支援全国ネットワーク理事長

日本政府の生活支援戦略とホームレス支援：今後の日本のセーフティーネットに関する議論

11:40~13:00 Lunch

13:00~13:20 朴 サラ Park Sa Ra, ホームレス行動活動家

チョッパン地域での活動と代案

13:20～13:40 張獻忠 Chang, Hsien-Chung 台北市社会局萬華福祉センター/ソーシャルワーカー

低廉住宅資源の活用による遊民の地域生活復帰支援-台北市萬華区における経験の共有

13:40～14:00 彭揚凱 Peng, Yang-kae OURs 專業者都市改革組織 秘書長 (台湾)

都市における原住民住宅政策のオルタナティブな試み：新北市大漢溪三鶯部落事業

地域×実態と政策

14:00～14:20 黃麗玲 Liling Huang 台湾大学建築と城郷研究所/准教授

グローバリゼーション下における社会的不平等と社会的排除—台北萬華区における都市空間構造分析

14:20～14:40 Coffee Break

Excursion & Lecture 4 : 社会的弱者支援システムとハウジングと居住支援システムの理解 4

大阪市西成区あいりん地域（日雇労働者の街、簡易宿所街、生活保護者の街）におけるまちづくりの取り組み

15:00～15:30 ありむら潜、織田隆之 Arimura, Sen /Orita Takayuki (社団) インクルーシブ・シティネット 理事

あいりん地域のさまざまな居住支援の現状と課題

15:30～18:00 (社団) インクルーシブ・シティネット ICN による案内

あいりん地域の主要な居住支援、生活支援の団体視察 15人×3グループに分けて視察

18:30-20:30 Dinner : ルシアス

ポストワークショップ 日本「社会住宅」の可能性と東アジアへの応用

主催

一般社団法人インクルーシブ・シティネット (ICN)

後援

大阪市立大学都市研究プラザ、大阪府立大学地域福祉センター、台湾社会住宅推進連盟

2月24日(日) @大阪市東淀川区新大阪駅近隣、箕面市北芝

社会的不利地域におけるまちづくりの実践を学ぶ。

台湾社会住宅推進連盟 参加者：約 18 名ほか

11:00~12:00 寺川政司 Terakawa, Seiji (近畿大学)

大阪市東淀川区 (新大阪駅近隣) Nagaya-ten 及び近辺 現地視察 紹介

14:00~16:00 寺川政司 (近畿大学)、**池谷啓介 Ikegaya, Keisuke** (NPO 暮らしづくりネットワーク北芝)

箕面市北芝現地視察 紹介

2月25日(月) @市民交流センターすみよし南 (住吉区浅香)

日本の居住福祉に関わるプロフェッショナルに登場願い、既存住宅のストック活用の事例、借上げ賃貸住宅などの紹介及び、居住脆弱層への住宅施策、事業の紹介、および建築学がすすめている福祉住宅化やそのほかの実践事例、日本の工夫の分かるものを紹介する。

日本の「社会住宅」についてレクチャー

10:15~11:00 佐藤由美 Sato, Yumi (大阪市立大学都市研究プラザ)

日本の住宅制度と借上げ住宅をめぐる動き・論点

11:00~11:45 山岸伸行 Yamagishi, Nobuyuki (吹田市都市整備部住宅政策室 参事)

大阪府吹田市における市営住宅の課題と将来

11:45~12:30 森 一彦 Mori, Kazuhiko (大阪市立大学生活科学研究科)

エイジング・イン・プレイス：超高齢社会の居住デザイン

11:45~13:15 Lunch

13:15 ~15:00 ディスカッション

日・台の住宅専門家のディスカッション (質疑応答)

15:30~16:00 山本義彦 Yamamoto, Yoshihiko 部落解放同盟浅香支部 顧問

同和地区浅香の就労支援、生活、福祉支援の成果と課題

16:00~17:30

大阪市住吉区浅香地区現地視察

連絡先：大阪市立大学都市研究プラザ、水内俊雄 mizuuchi (at) ur-plaza.osaka-cu.ac.jp

プレワークショップ 台北市における不安定居住者問題と非営利組織の役割

大阪府立大学地域連携研究機構地域福祉研究センター主催：公開研究会
後援：大阪市立大学都市研究プラザ、(社団)インクルーシブ・シティネット

「台北市における不安定居住者問題と非営利組織の役割」 —東アジア先進国の福祉政策の現状と課題—

1990年代後半以降、日本や欧米諸国だけでなく、通貨危機の中で東アジア先進国においても若者を含む不安定居住層問題が深刻となり、大きな社会的問題となり、様々な対応策がとられてきている。東アジア先進国の一つである台湾・台北市においても1990年代後半から民間非営利団体と連携しながら社会局(社会福祉部局)や勞工局(職安・労働部局)等による積極的な対応策が制限的な公的扶助制度を補う形で展開している。社会局による専門のソーシャルワーカー採用、アウトリーチ手法といった新たな支援手法の導入、さらに裁量権のある予算を活用した居住、医療、就労支援と地域生活のためのアフターケアなど、今日日本において大きな課題となっている「包括的な支援」が実施されてきている。台北にみる不安定居住者問題と対応策、そして非営利組織の役割についての紹介は東アジアにおける居住・就労支援の在り方を理解する一助となろう。

そこで、今回、台湾におけるソーシャルワーカー等を中心に2011年に設立された社団法人台湾灣草心慈善協會の中心的役割を果たしている実践家のお二人の講演を企画した。

●日時

2013年2月19日(火)

●会場

阿倍野プラザ(大阪市立大学)—JR 阪和線南田辺駅から徒歩3分、地下鉄御堂筋西田辺駅1番出口より徒歩8分 右地図参照してください。

●プログラム

受付 13:00～ 開始 13:30～

1 趣旨—台北における福祉政策研究の位置と意義について 13:30—13:45

中山 徹(地域福祉研究センター)

2 台北市における不安定居住者問題と非営利組織 13:45—15:15

楊 運生(社団法人事務局長)

(休憩) 15:15—15:30

3 台北市における職業・生活再建事業と社会保障制度(社会救助法など) 15:30—17:00

張 獻忠(社団法人理事長)

4 質疑応答 17:00—17:30

※参加費:無料 逐次通訳あり ※終了後(18:00～) ミニ懇親会を予定。

※連絡先 中山 徹 nakayama (at) sw. osakafu-u.ac.jp



20 10:00~10:20

鄭麗珍 Cheng, Li-Chen, 台湾大学社会工作系/教授、陳昱志 Chen Yu-Zhi、古登儒 Gu Deng-Ru
台湾大学社会工作系

路上遊民の経済生活：生計維持、社会のサポートと福祉制度

内政部の統計年報によれば、台閩地域における 2011 年に受理または通報された遊民件数は 3000～4000 である。しかし遊民の生活には流動性があり、多くの研究者は実際の遊民数は 10 倍以上の誤差があると考えている。

近年、政府がますます遊民の路上生活におけるニーズを満たすことを重視してきたことに伴い、遊民支援はすでに緊急の物資提供や施設収容から、次第に過渡的な就労支援や居住支援へと移ってきた。たとえば台北市政府は「遊民職業・生活再建支援事業」を実施しており、高齢の遊民が安定した居所を得ることができるよう、また若年、中年の遊民が労働へと復帰することができるよう支援している。加えて「遊民の健康検診と医療帳簿計画」を実施し、これにより遊民は緊急時や、必要なときに医療を受けることができる。このようにそれぞれ、必要なニーズに応じて支援を得られるようになっている。しかし、収容安置を得ておちつく遊民はいまだに少数であり、多くの遊民は路上での、屋根の無い暮らしを続けている。人は畢竟、生存しなければならない。これら路上で暮らす遊民の経済生活の様相はどのようなものであろうか？彼らはどのように毎日の生計（衣食住）を維持しているのだろうか？彼らの収入はどこから来ているのだろうか？彼らの消費形態はどのようなものであるだろうか？現在の社会福祉制度はどのように彼らの生活に役立っているのだろうか？

毎日の暮らしの維持ということ言えば、路上で暮らす遊民たちは毎朝目を覚ますとまず、今日どこに行き食べるかを考える。彼らにとって飢えは日々直面するリスクであり、彼らは遊民の社会ネットワークを通じてその日にどこで食事の提供があるかを知る。それは例えば政府の福祉センターであり、民間の慈善団体であり、寺・廟や教会の宗教活動である。ふつう、情報通の遊民は毎日必要な食事を得ることができる。しかし体が不自由な遊民は必要な食事ができず、体はさらに弱ってしまう。無償の食事のほかに、遊民はわずかな労働所得やほかの収入で食べ物を購入する。しかし彼らはふつう先に無償の食事提供を探す。週末や特定の時期など、食べものが無い場合になってやっと自分の金を使う。それは働いて得た金をなるべく長く残すためである。しかし、多くの遊民はタバコや酒の習慣があり、これらについては節約が難しい。ひどい場合には必要な食べ物よりも優先されることもある。

衣類の提供に関しては、さまざまな支援団体が路上の遊民に対して衣類や洗濯の支援を提供している。彼らの外見はかなり清潔で、もう汚く奇怪な様子はない。外見を清潔に見せるよう、遊民担当のソーシャルワーカーや遊民同志で繰り返し呼びかけあい、外見を清潔にすることで外部からの彼らに対する偏見や差別に対抗しようとしているのである。

夜の野宿に関しては、多くの遊民は雨をしのぐことのできる密閉された空間で眠ることを選択する。公共施設の地下室や、人のいない壊れかかった空き屋、公園のあずま屋、鉄道の駅、組織が提供する収容所、一般の住宅のひさしの下などである。時に移動はあるものの、これらの場所にきまった居場所を定めており、そのためアウトリーチのワーカーに探し出されやすい。

公共空間か施設収容かということに関していえば、これら路上遊民の多くは公共空間で暮らすことを選ぶ。理由としては、収容所の入所条件と彼らの生活スタイルが合わないためである。禁煙禁酒、定刻の就寝、生活のきまり、仕事への意欲が必要であることなど、そのどれも遊民が入所を望まない理由である。

交通については、路上の遊民は駅や近くの公園に集まって暮らすことを好む。それは仕事探しに便利であるためである。とくに一部の地方出身の遊民は常に駅付近に集まっており、仕事が見つかった時に鉄道で移動するにも便利である。また交通費を節約するために、三輪車や自転車を自作し、交通手段としてまた物置として使用している遊民もいる。

収入源については、ほとんどの遊民は多かれ少なかれ何らかの仕事による所得を得ている。彼らが就く仕事は通常、非伝統的労働市場における臨時工であり、例えばビラ配り、宣伝のプラカード持ち、建設現場の雑役、陣頭（パレード行列への参加）、清掃などの仕事である。しかし仕事日数は安定せず、一日の収入は600-1600元の間で、全て現金払いである。路上でくらす遊民のほとんどは正式な仕事に就きたいと言う。にもかかわらず積極的に就職活動を行わない理由は、彼らの不利な条件と関係している。教育程度が低さ、身に付いた技術と需要の不一致、前科、債務、高齢、体の弱さ、酒タバコの習慣があること、固定した住所がないこと、などである。これらの条件不利はまた、彼らが長期の安定した仕事につけない原因でもある。仕事の収入のほかに、満65歳以上の高齢であったり、障害がある、親族がないなどの条件によって政府の高齢者、障害者、低収入戸などの認定を受け、それに基づいて政府の福祉給付を受け、路上生活の生計を維持している遊民もいる。重複受給不可という福祉の原則のため、高齢あるいは障害をもつ遊民は収容施設や養護施設に入ろうとしない。それによって現在支給されている扶助が打ち切られることを恐れ、路上に住み続けることを選んでいる。

社会的サポートの面では、一部の単独行動の遊民を除けば、路上の遊民の多くはグループを作って暮らしている。一つには、禍福を共にし、互いに保護し、路上生活に伴う身の危険や財産損失のリスクを減らすためであり、また一方では、お互いに融通しあったり面倒を見たり、食事や福祉給付の情報を交換するためである。グループの人数は2人から8人までと様々である。年齢は重要な要素ではなく、性格、嗜好、人の縁、仕事の機会などがこれらの人々を結びつける主な理由である。彼らの共同生活のなかでは、仕事のある者は外に仕事に出て行き、夜は互いの一日の収入を分け合い、一緒に飲み食いし、日々の生活の中での経験を分け合い、お互いに孤独感を解消している。

簡単に言えば路上の遊民は、独自の生存のための経済法則があるように見える。積極的に衣食住のニーズを満たすための戦略をもち、共同生活の交流のなかで福祉情報を交換し、社会的ネットワークを作り上げている。しかし不利な条件のために、彼らは一般労働市場に参入することができない。そしてまた収容所の管理規則は彼らの生活スタイルには合わず、そのため路上での暮らしを続けているのである。

露宿遊民的經濟生活： 生計維持、社會支持與福利制度

臺灣大學社會工作學系
鄭麗珍
2013/02/20

此次研究背景

□ 遊民衝突事件

2011年10月27日，台北市議員應曉薇在市議會要求北市增加公園灑水時段，以驅趕遊民，引發遊民行動聯盟、台灣當代漂泊協會的不滿，呼籲「以為潑冷水，就看不到窮人」來捍衛遊民人權

□ 露宿街頭的遊民有增無減

2004年的「遊民問題調查、分析與對策研究」後，呼籲政府提供更積極的遊民服務，現在政府每年遊民工作與重建經費約2千4百萬元，全國設立11處的收容所，但露宿街頭的遊民仍有增無減

深度訪談的問題

□ 露宿街頭的生計維持

- (1) 露宿街頭的遊民如何維持基本生存活動？因應每天食衣住行需求的策略？
- (2) 露宿街頭的遊民的所得來源為何？消費的配置為何？社會福利的補助狀況如何？

□ 露宿街頭的生活經驗

- (1) 露宿街頭的生活經驗為何？起居生活及身體健康的維護如何？
- (2) 不接受安置的理由為何？

訪談的露宿遊民

□ 訪談的露宿遊民之人口資料

從2012年12月21日至今，共訪談24位，其中有21位是男性，3位是女性，年齡20-72歲，露宿年資1-25年，都會區及鄉村區都有，皆與外展工作人員有接觸的經驗

□ 露宿的地點

公園涼亭、地下停車場、鐵公路車站等公共空間，私人店家的屋簷下，破敗無人居住的私人空屋、閒置的公家空屋等，有些人獨宿，大多數的人會群居

訪談發現(一)：民以食為天

□ 覓食：飢餓是生活中最令人擔心事情

- (1) 新進的遊民經常處於飢餓的狀態，卻覓食無門
- (2) 資深的遊民資訊靈通，有助於覓食的連續性
- (3) 先尋求免費服務，才用部分工作所得購買食物

□ 菸酒：必要消費之一

- (1) 幾乎所有的遊民都有抽煙或/和喝酒的習慣
- (2) 菸酒是群聚遊民的重要社交活動，有錢出錢，有力出力
- (3) 有些遊民有酗酒成癮的問題，不喝不行

訪談發現(二)：衣與行

□ 乾淨的外表：對抗外界對他們的側目

- (1) 隨著公私立的外展中心設立，盥洗設備方便
- (2) 公園廁所、運動中心成為方便的盥洗設備
- (3) 遊民wkr提醒、個人自覺，經常盥洗、更換衣物，盡力保持外表的乾淨，以對抗外界的側目

□ 交通工具：公共或自製交通工具

- (1) 露宿鐵公路車站方便於搭車前往工作
- (2) 公共交通不便的地區，遊民會自製三輪車或腳踏車作為交通旅行、放置雜物之用，步行也是選項

訪談發現(三)：所得來源

- **工作所得：「我是有工作的」**
 - (1) 除非虛弱，幾乎每位遊民都表示有在工作
 - (2) 就業型態以臨時工為主，按日計酬，現金給付
 - (3) 非典型就業的原因：教育程度低、年齡高、技術不符無固定地址，以及犯罪前科、積欠卡債、身心障礙、酗酒問題
- **其他所得**
 - (1) 社福：取得老人、身心障礙、低收入戶的身份
 - (2) 親友：不固定的贈與，但無法持久

訪談發現(四)：社會支持

- **群聚露宿的遊民**
 - (1) 群聚或聚居，年齡有異有同，但個性、嗜好、緣分、就業等機緣群聚，消除孤立感，相互打氣
 - (2) 相互照顧，避免人身安全和財物的損失
 - (3) 禍福與共，分享食物、菸酒、覓食、就業資訊
- **單獨露宿的遊民**
 - (1) 個性孤僻、身心障礙
 - (2) 不喜歡群聚喝酒，不齒其他遊民作為，與之保持距離，以避免 stigma

訪談發現(五)：特殊議題

- **遊民的犯罪經驗**
 - (1) 遊民有更生人背景會限縮其正式就業的機會
 - (2) 飢餓的遊民有時會因生計而偷竊，違法入獄
 - (3) 更生人服務體系救急不就貧，復歸社區的適應歷程困難
- **女性遊民的家庭經驗**
 - (1) 女性遊民曾經歷兒童虐待、婚姻暴力的事件
 - (2) 有的女性遊民曾經有從事性交易的活動
 - (3) 女性遊民經常會有男性遊民的照顧

訪談發現(六)：社會福利制度

- **不接受收容安置的理由**
 - (1) 與遊民的生活風格格格不入，例如禁止菸酒、有宵禁時間、生活規律、有正式工作的意願等
 - (2) 缺乏自由的私人空間
 - (3) 基於福利不重複原則，進住收容所或養護機構者不得支領福利給付
- **無法取得福利身份的原因**
 - (1) 條件：不在戶籍、資訊不明、積欠健保費
 - (2) 親屬責任以致戶籍內的親友資料無法取得

結論

- **露宿在外是一個不得不的選擇**
 - (1) 一開始的露宿在外是不得不的選擇，但一旦適應就養成慣性，難以回頭
 - (2) 露宿在外的遊民自有一套經濟生活的法則，生活雖苦，但不自由、吾寧露宿
- **露宿外在的替代性選擇**
 - (1) 新就業後居住 versus 先居住後輔導
 - (2) 收容所的宿舍 versus 私人空間的提供
 - (3) 收容所的床位 versus 廉價租屋的獨居空間

THE END

韓国のホームレス政策の変化と実態

1. ホームレス福祉法の施行による韓国のホームレス政策方向の変化

‘ホームレスなどの福祉および自立支援に関する法律’の制定および施行によって、韓国のホームレス政策は大きな変化の過程を経ている。主な変化の要点としてホームレスに対する政策的な範囲の拡張、ホームレスに対する支援の国家責任の明示、ホームレス支援の戦略的な接近環境の造成、ホームレス施設の体系改編などが主に提示できる。

1) ホームレス政策範囲の拡張

ホームレスに対する福祉法では既存の社会福祉事業法内の浪人やホームレス保護施設の運営規則でのホームレスの定義を拡張して適用することになっている。ホームレス福祉法に明示されているホームレスの定義は‘相当な期間の間一定なる住居なく生活する人’と、‘ホームレス施設を利用したり相当な期間の間ホームレス施設で生活する人’とともに‘相当な期間の間住居としての適切性が著しく低いところで生活する人’だ。これは距離のホームレスや施設保護ホームレスとともに潜在的なホームレスを含めて政策の範囲を拡張させた。

2) ホームレス支援の国家責任の明示

ホームレスに対する国家支援の責任が明示されるにつれて、各行政部署の間でホームレス支援への協力の根拠となり、民間協力を通じた支援が活性化できると期待される。特にホームレス支援にあつての住居支援の領域を明確にすることで、ホームレス支援に関する行政部署の住居確保に対する根拠が設けられた。今まで国家の住宅関連の部署では法律的な根拠がなくてホームレスなどの住居支援が優先順位から進まない傾向があつたが、ホームレス福祉法の施行をきっかけにホームレス状態だったり、危険に当たっている人に対する根拠ができあがり、これに対する住居の確保が易しくなった。

3) ホームレス施設体系の改編

今までの韓国のホームレス福祉政策は社会福祉事業法の中の‘浪人およびホームレス保護施設運営規則(2004年改定)’により施行されたことがある。この法律内では‘浪人’と‘ホームレス’の定義が二元化されていて、管理体系も二元化(浪人支援体系:中央政府/ホームレス支援体系:地方政府)されて運営されてきた。ホームレス福祉法が施行されて二元化された支援体系の法律的な統合ができたが、まだまだ行政体系は既存と同じく二元化されているままの状況だ。

2. 韓国ホームレスの規模

1) 集計された総合ホームレスは 13,262 人

2012年10月16日と17日にわたって行われた全国ホームレス実態調査で確認されたホームレスとホームレス施設を利用している人員は全部で13,262人で、人口1万人当たりにおよそ2.73人を占める規模である。

この中で距離で野宿をしている人は1,811人で、ホームレス施設に居住している人は11,451人だ。ホームレス施設に住んでいる人の中で一時保護施設を利用する人は554人、ホームレス自活施設を利用する人は2,713人、ホームレスリハビリおよび療養施設に住んでいる人は8,184人と調査された。

今度の調査で一番大きい比重を占めるのがホームレスのリハビリおよび療養施設の利用者だ。リハビリおよび療養施設の利用者は8,184人で、全体の62%を占めている。次にホームレス自活施設が2,713人で20%、距離のホームレスが1,811人で14%、一時保護施設が554人で4%を占めた。

地域別の距離ホームレスとホームレス施設の分布を取り調べると、ホームレスはソウル、キョンギ、デグ、インチョン、プサンなどの大都市を中心に分布している。また、一時保護施設はホームレスが100人以上住んでいるインチョンを外した広域自治団体に設置されており、特にソウル地域に大数が分布している。

ホームレスの全国分布に一番大きな影響を与える要因は大規模のホームレスリハビリや療養施設だ。ホームレスのリハビリおよび療養施設の利用者はソウル地域に一番多いけれど、キョンナム、デグ、チュンブク、キョンギなどの利用者の数も高い。これは該当地域に大型の施設があるためだ。

2) 確認されたホームレスは 1,811 人

ホームレスの一時集計調査を通じて確認されたホームレスの数は全部で1,811人だ。その中で男性は1,685人で全体の93.04%で、女性は121人で6.68%だ。外見上に性別が区別できない場合は総5人で、全体ホームレスの中では0.28%だ。

各広域自治団体の距離ホームレスの現況を見ると、ソウル地域が964名で一番多い距離ホームレスが存在したし、キョンギドが227名、デグ地域が127名、ブサン地域が101名で集計された。各地域の距離ホームレスの数の比率はソウル地域が全国距離ホームレスの53.23%、キョンギドは12.53%、デグ地域とブサン地域が各々7.01%と5.58%を占めた。

人口1万名당りに距離ホームレスの数は全国的に0.36名で、ソウル地域が0.98名で一番高く表れていてデジョン地域が0.59名、デグ地域が0.52名の順で表れた。ソウルを含めて首都圏と地方大都市に相対的に集中されたと表れた。

今回の調査では総111地域の基礎自治団体を中心に距離ホームレスを集計したし、19個の地域を外したすべての地域から距離ホームレスが発見された。距離ホームレスが一番多く存在する基礎自治団体はソウル市龍山区で297名で、ソウル市中区が171名、永登浦区132名、鍾路区75名の順だ。その他の地域でキョンギドスウォン市が122名、チュンナンチョンアン市が72名、デグ市北区が63名と集計された。

3) 施設入所ホームレスは11,451名

今回の調査を通じて把握された全国のホームレス施設の利用者は全部11,451名でこの中で男性は8,612名で全体の75.2%を占めて、女性は2,839名で24.8%だった。

ホームレス施設の類型別の現況は一時保護施設の利用者は550名、ホームレス自活施設は2,649名、ホームレスリハビリおよび療養施設は8,219名、他の施設は33名だ。

利用者の性別類型は一時保護施設は男性が534名で97.09%、女性が16名で2.91%を占めた。ホームレス自活施設は男性が2,476(93.47%)名でほとんどを占めている。ホームレスリハビリおよび自活施設もまた男性が高い比重を占めているが、女性が2,650名(32.24%)で他の施設に比べて高い比率を占めている。

広域自治団体別に地域現況を取り調べるとソウル地域が3,323名(29.02%)で一番多くて、キョンギ1,652名(14.43%)、デグ1,220名(10.65%)順で表れた。これは大規模ホームレス施設の地域別の分布と密接な関係を持っている。

地域別に利用者の性別の差を見ると男性の場合、ソウル地域が34.49%で一番高く表している反面、女性の場合はキョンギ地域が24.06%で一番高い比重を占めている。

4) 精神的な介入が必要な人員は施設入所者の22.4%

全体ホームレス施設の利用者11,451名の中で深刻な精神疾患を病む人が2,567名でホームレス施設の利用者の22.4%を占める比率だ。また深刻な精神疾患を病んでいる人員の51.5%が女性と表れていて、施設利用の多数は男性が占めているが、精神疾患者の比率は女性が圧倒的に高く現れている。

またホームレスリハビリ施設に比べてホームレスリハビリおよび療養施設に精神疾患者がより多く分布している。ホームレスリハビリおよび療養施設の全体利用者8,219名の中、2,397名(29.1%)が深刻な精神疾患病んでいると調査された。ホームレスリハビリおよび療養施設でも女性の精神疾患の有病率が全体女性入所者の48.26%で現れて男性よりもっと高く現れている。

アルコールまた薬物中毒の比率は男性に比べて女性が非常に低く調査された。全体施設利用者の中でアルコールまた薬物中毒者は810名で7%と調査された。ホームレス施設別にホームレスリハビリおよび療養施設が613名、ホームレスリハビリ施設が197名だ。

3. 最後に

ホームレスの実体調査などを通じた資料の蓄積はホームレス政策を評価し、政策の改善点を導出するための根拠を提示してくれる。定期的な実体調査とモニタリング体型を構築するためには政府機関からの積極的な関心が必要だ。今回の実体調査では民間領域の意思はとても強かったが、制限した資源のせいで高いレベルの結果を作り上げることはできなかった。これからより改善された条件の中で水準高く信頼できる調査が行われるべきだ。このために民間協力の構想の中でホームレス実体調査を永続的に維持するための方法を見付けなければならぬ。このような定期的に生産された資料の蓄積は全国的なホームレスの規模の推移を確認するようにして、また政策の成果を評価できるようにして今後の政策の須要を判断できるようにするはずだ。

今回の全国ホームレス実体調査は調査予算を確保できない状態で自発的な参与によって行われた。それで調査地域や調査人力を必要なほど確保できなかった。調査の四角地帯がまだ沢山残っているのだ。また天気や気温などの影響で普段より発見されたホームレスの数が減っていた可能性がある。このような要因は後程の調査を通じてホームレスの増減を判断する時に考慮するべきだ。

20 10:40~11:00

吳 衛東 Ng, Wai Tung 香港社區組織 SoCO

2013 年における香港のホームレス問題

	現在課題	既存支援サービス / 施策	SoCO からの提案
路上生活者に関する公的施策	路上生活者総数は過小評価されている（政府による正式的数据では 2010 年=525 人のみ）	正式なホームレス登録データ上では一ヶ月未満の路上生活経験の人や同じところで 7 日間以内路上生活している人は表示されない	1997 年以前の「人数カウント方式」を復活させ、路上生活を全員カウントし、より効率的なホームレス支援計画を実現させるべき
	30.4%は警察官や警備員による嫌がらせを受けたことがあり、20%は住所がないので、就労困難者となっている	政府による路上生活の身を守る施策がない	日本のホームレス政策と自立支援法を導入すべき
	17.6%の釈放者・退院者・薬物依存症リハビリセンター利用者は路上生活に陥る	政府は EXO に釈放 1 ヶ月前の CSSA 申請を拒否している	釈放前からの CSSA 申請を認めるべき
就労	52.4%は以前路上生活の経験あり（リラプス）	就労不安定の証しである：再度失業→再度ホームレス	アウトソーシングや契約雇用方式を廃止すべき
有料中間施設	38.8%は低所得者	政府は 2005 年に単身者ホステルへの補助金を停止した（家賃：HK\$430）	単身者ホステルへの補助金を続けるべき
公的扶助（例：CSSA - Comprehensive Social Security Allowance）	17.5%は中国からの帰国者であり、その中で 29.7%は CSSA の申請が拒否された	政府は 1 年に 309 日以上香港で滞在しない者に対して CSSA の申請資格を認めない（2004-2012）	SoCO による訴訟で、2012 年 2 月にこの制度は無くなった
	多くの路上生活者は眼鏡や歯の治療が必要	政府は 60 歳以下の CSSA 受給者への特別扶助を廃止した	就労を円滑化するために CSSA 受給者への特別扶助を復活させるべき
	77.7%は民間アパートの家賃が払えなく、40.8%は保証金が払えない	2003 年より CSSA の住宅扶助が 1,505HK\$から 1,265HK\$に削減されたままであり、保証金への補助もないままである	CSSA の住宅扶助を 1,505HK\$へと元に戻し、保証金の補助も行うべき

公営住宅制度	78.7%は公営住宅の入居手続きのウェイティング期間に不満を持っている	香港房屋署は2005年から「非高齢者ポイント制度」を実施している	公営住宅の供給を増やすことで、ウェイティング期間を縮小すべき
メンタルヘルス	路上生活者の75.3%は自らを6ポイント以上の位置に思っている	いくつかの「精神科病院アウトリーチチーム」は公共空間での路上生活者の診断を拒否している。	「精神科病院アウトリーチチーム」を強化させ、路上生活者がよく利用する場所を中心に四つの「ホームレスアウトリーチチーム」と協力しながら巡回すべき

Ng wai tung

Working Experience

- 1990 – 1992 Organizing Elderly in Public Housing Re-development Issue
 1992 – 1997 Organizing Elderly in poverty on Social Welfare Issue & Social Security Issue
 1997 – 1999 Organizing Elderly Working Poor
 1999 till Now Organizing Homeless, Ex-offender, Working Poor to fight for their right
 2005 till Now Organizing Hong Kong Homeless Football Team in Hong Kong

Research

- 1999 2010 2012 Homeless Survey X 3
 2003 2005 2008 Ex-offender Survey X 3
 1999 2000 2012 Working Poor Survey X 3
 1999 – 1997 Research on Elderly in Poverty X N

Education Background

- 1990 Degree Holder of Economics Chinese University of Hong Kong
 2001 Master of Social Work Hong Kong University

亞洲國際都會的背後： 香港露宿者面對的困境

Behind the Asia's World City: The Plight of the Homeless in Hong Kong

香港社區組織協會
Society for Community Organization

2013年2月 (Feb 2013)

吳衛東(社區組織幹事)
NG Wai Tung (Community Organizer)



Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care! SoCO

Who are we? 我們是誰?

Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care!

SoCO 社協簡介

Introduction of SoCO

- 香港社區組織協會(簡稱SoCO)
- 成立近40年, 紮根本地的人權組織
- 服務本港低下階層及弱勢社群
- 組織基層市民, 改善生活及爭取合理權益
- 經費: 來自外國教會、香港公益金及個人捐贈。
- 獨立於政黨, 無大財團支持



SoCO的信念

- 人人生而平等, 應享有基本權利和平等發展機會。
- 透過組織基層市民, 爭取改革不合理的政策及社會制度
- 宣導各項社會政策, 保障公民權益, 提升生活質素。
- 建立一個仁愛、平等及公義的社會。

Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care!



香港露宿者簡介

Brief introduction of the homeless in HK

Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care!

Profile of homeless people 2012

香港露宿者的概況

No. of homeless people registered by Social Welfare Department*	525 newly registered cases (from 31 Oct 2012)
No. of places provided by the free hostel for homeless people	Missionaries of Charities : 74 Street Sleepers' Shelter Society Trustees Incorporated :222 St Barnabas' Society and Home : 16 Total:312
Distribution of the homeless people by district (%) *	YauTsimMong (28.2%), Sham Shui Po (51.6%), Hong Kong Inlands (7.8%),
Economic status	Low income jobs (38%)
Sex	Male (96%), Female (4%)
Age*	Over the age of 49 (54%) Less than the age of 50 (46%)

* Refers to the numbers provided by Social Welfare Department (31 Oct 2012)



Profile of homeless people 香港露宿者的概況

Education	No schooling (2.6%) Primary (27.6%) Secondary or above (60.3%)
Health condition*	Normal health (48%) Suspected drug-abuse (24%) People with suspected mentally ill (11%) Suspected alcoholic (3.5%) Ill health (6%) Other health problem (3.5%) Unknown (6.2%)
Major reason of being street sleepers*	Personal choice (29%) Had no income to pay rent in previous accommodation (14%) Could not find accommodation with affordable rent (12.3%) Relationship problem with family members/ tenants (9.1%) Homeless after discharge from prison/ hospital / DATC (7%) Not willing to live with people (2.6%) Others reasons (8.2%) Unknown (17.8%)

Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care!
* Refers to the numbers provided by Social Welfare Department (March 2007)



香港露宿者的背景資料

Background information of the homeless people in Hong Kong

According to the statistics from Social Welfare Department (SWD), at the end of March 2011, the number of registered street sleepers was 414.

Since April 2004, SWD has been providing subvention to three NGOs (Salvation Army, St James' Settlement, Christian Concern for the Homeless Association) to operate an Integrated Services Team (IST) for street sleeper.

Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care!



香港露宿者的背景資料

Background information of the homeless people in Hong Kong

- The service provided from Integrated Services Team (IST) includes:
Day and late-night outreaching visits, emergency shelter and short-term hostel placement, counselling, employment guidance, personal care (eg. Meal service), emergency relief fund, arrangement of long term accommodation, aftercare service and service referrals etc.

Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care!



香港露宿者的背景資料

Background information of the homeless people in Hong Kong

- Social Welfare Department also subvents SoCO to run the Care and Support Networking Team. The service provided includes:
Outreaching support, casework and group work services, etc.

Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care!



缺乏政策處理露宿者需要 No policies on Homeless

Existing Problem	Existing Services / Policies	SoCO's Suggestion
No. of Homeless people in HK is underestimated (Gov't Statistic in Dec 12: 403)	Official homeless registration form (SWD 386) cannot show the people who are being homeless < 1 month or in the same location < 7 days	Reinstates the 'men-counting format' before 1997 to count the total no. which helps to achieve the better planning on homeless service
37.2% have exp. to be disturbed by police / security guard; 36% have difficulty to find job due to no fixed address	Gov't does not have policies to protect the homeless people	Follows and implements the Japan homeless policies and law
10.2% being homeless after discharged from jail / hospital / drug rehab centre	Gov't does not allow the EXOs to apply CSSA 1 month before the discharge	Allows the people with difficulties to apply CSSA before the discharge

Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care!



政府及社會如何看待露宿者? How does HK Government and the society treat the homeless?

Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care!

大眾傳媒對露宿者的印象 Impression of Mass media to homeless people



Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care! SoCo

香港政府協助露宿者的立場及實況 Hong Kong Government position to the homeless and the reality

- Refer to the LC Paper No. CB(2) 1646/10-11(05) from Legislative Council Panel on Welfare Services:
- SWD will, in collaboration with the ISTs and other parties concerned, continue to closely monitor the demand for and operation of street sleeper services and consider introducing further measures if necessary.
- Unfortunately, although the government mainly highlights the direct service, the policy for homeless is ignored.

Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care! SoCo

香港政府對露宿者的態度 Hong Kong Government's stance against the homeless people



Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care! SoCo

香港政府對露宿者的立場 Hong Kong Government's stance against the homeless people



Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care! SoCo

政府對付露宿者的行政方法 Government measures against homeless people



Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care! SoCo

政府對付露宿者的行政方法 Government measures against homeless people



Life with dignity and humanity grows not from air, but from our care! SoCo

20 11:20~11:40

徐 貞花 Seo, Jung hwa 全国ホームレス福祉施設協会長・開かれた女性センター/所長

ホームレス等の福祉と自立支援に関する法律制定後の路上野宿者支援システムにおける変化：アルコール及びメンタルホームレスに対するメンタル相談を中心に

I. “アルコールと精神疾患のホームレスの精神健康相談”危機管理チーム出発の背景

1) 法の制定以来、変わった政策環境

2011年6月に国会で“ホームレス等の福祉と自立支援に関する法律”が制定され、IMFをきっかけに応急救護事業に始まって14年ぶりにホームレス問題を解決するための国家的な体系的な政策立案の基礎を用意することになった。加えて、2005年から地方政府に移譲されたホームレス福祉サービスに対する保健福祉部の関心が増大され、法制定に伴う施行令、施行規則等のような内容を入れなければならないかを議論するための官民の専門家達の議論が行われた。

2) 韓国鉄道公社 KORAIL の “ソウル駅でのホームレス退去措置”の発表をきっかけに、慢性的な遠距離ホームレス問題に対する関心の増大

1998年以降、ホームレスに対する政府の主な政策的な支援は、施設の保護と雇用の提供を通じた自立支援であり、精神疾患やアルコールの問題を持っているが、これに対する適切な対応を受けられないまま、福祉の死角地帯で心理的、精神的、身体の健康が非常に悪化した状態で何年も長期間距離の生活をしているホームレスに対する関心は少なかった。

ホームレスの精神的健康を研究した学者の報告書によると、ホームレスのアルコール依存率は29.62%~62.6%で調査され、一般人のアルコールへの依存率よりも3倍以上多くは8倍以上多いことが調査され、学界や民間の専門家達は、これに対する介護が必要だという意見を出したが、政府の政策的な関心の対象ではなかった。

2011年7月韓国鉄道公社の“ソウル駅のホームレス強制退去措置”以来距離ホームレスの問題が社会問題となり、精神疾患やアルコールの問題に距離で慢性化しているホームレス達が社会的にホームレスに対する否定的な認識を強化するという事実に注目してから、これらの大統領と中央政府の関心が増大された。加えて、慢性的な遠距離のホームレスは、自活の観点の対策として推進されている現在の相談保護センターとシェルタ保護施設の支援システムだけでは解決され難いという認識を共有することになった。

3) “ソウル駅のホームレス立ち退き対策推進方策”官民協力のTF構成

一官民協力の開始

2011年8月22日、保健福祉部の民生安定科、ソウルのホームレス福祉施設協会、全国ホームレス連帯、韓国キリスト教会協議会(NCCK)が集まってソウル駅のホームレス立ち退き対策に問題化された精神疾患やアルコールの問題を持っているホームレスの支援策作りの必要性を共有した。

“ソウル駅の距離ホームレス退去措置を契機で回想したホームレス支援政策の問題点と改善案”を議論しながら、“精神科の医者と精神保健の専門要員な”精神保健の専門家の距離野宿の現場相談活動の必要性と制度化の前に、民間レベルで試験的に活動の可能性を議論した。

一官民協力会議の運営(2011.8.29~11.9。計6回会議の進行)

“ソウル駅のホームレス立ち退き対策推進方策”官民協力TF会議運営。参加機関:保健福祉部の民生安定科、精神的健康政策科、ソウル市自活支援科、ソウル警察庁、韓国鉄道公社旅客本部、韓国鉄道公社ソウル駅、施設協会、全国ホームレス連帯、韓国キリスト教会協議会(NCCK)などが会議に参加

一“距離ホームレス危機マネジメントチーム”を構成、

運営するための各機関別の役割分担と協力事項。

- ・総括:保健福祉部の民生安定科
- ・ソウル市:精神保健の危機管理チームの現場活動のための空間作り(ソウル駅広場に新築)
- ・施設協会:危機管理チームの現場の専門家を募集し、運営

- ・韓国キリスト教会協議会ホームレス対策委員会:精神保健医療関係者など民間の医療ボランティア募集
- ・警察:緊急入院など街のホームレス応急救護の協力

Ⅱ. 2011-2012 民間ボランティアで構成された“危機管理チーム”の構成と実証活動

1) 危機管理チームの構成

- 精神科の医者 2 人、精神保健専門要員(看護師 1、社会福祉士 1)、心理学博士、内科医者、社会福祉士など計 13 人のチーム員で構成
- 保健福祉部の長官 “距離ホームレスの危機管理ボランティアの委嘱式”(2011 年 11 14)

2) 活動の目的

ソウル駅近くの慢性的な精神疾患やアルコールの問題を持っている距離ホームレスの精神保健分野の専門介入を通じて慢性的な距離ホームレス問題の解決の方策を探ろうとする。

3) 活動時期・方法

2011. 11. 15. ～ 2012. 2. 29 まで活動、週に 3 回(火・水・木)19:30～22:30 精神科の医者など危機管理チームが直接ホームレスに会いに行って相談活動を進行して、関係形成の後は精神科の医者達が相談室で相談活動の進行を並行した。

4) 活動の結果

- ・総計相談 514 人、活動参与一年 363 人(危機管理チームのほか施設協会、NCKK などが参与)
- ・病院入院 20 人(アルコール 15 人、精神分裂症 5 人(専門家による応急入院 3 人含み))、考試院支援 6 人、施設入所 53 人

Ⅲ. 2012-13 年度ホームレス精神健康介入のための危機管理チーム活動拡大運営

1) 保健福祉部の政策事業で「危機管理チーム」の運営を常時化

- ・2012 年 11 月からソウル、スワン、デジョン、デグ、プサン各地域で危機管理チームの活動を始め
- ・チーム構成:社会福祉士の 1 人(定期職)、民間ボランティア医療スタッフおよび精神保健専門家ネットワークの活用(地域内アルコール相談センター連係など)、人権専門家など

2) ソウル特別市の場合、2012 年 12 月から「精神保健専門相談チーム」の構成と運営

- ・精神科専門医を嘱託医に任命、週に 3 回夜間アウトリーチ相談活動
(ボランティア精神科専門医 1 人、嘱託医 1 人など二人の精神科医者が活動)
- ・精神保健専門要員 2 人、社会福祉士 1 人を 1 チームとして編成し、ソウル地域内に二つのチームがホームレスに対する専門相談活動を通じて応急入院、施設連係、治療連係などの活動をしている。
- ・一日にチョッパン 10 軒を支援し、必要な場合まず住居を支援し相談活動を続けながら治療を連係し活動
- ・ソウル市全域で応急コール(1600-9582)に支援要請をしたら、精神保健の専門チームが派遣されて相談活動を支援し、必要な場合、医療スタッフが再訪問して入院などの措置をして、入院の後、社会福祉士が常に連係活動をする。

3) 活動の結果(2012. 11～2013. 1.18)

相談アウトリーチ 492 回、相談 930 回(精神疾患およびアルコール相談、その他の一般相談)、サービス提供 2,499 回(治療連係、病院入院、施設入所、薬品提供、住居支援、情報提供など)

「노숙인 등의 복지 및 자립지원에 관한 법률」 제정 이후 거리노숙인 지원체계의 변화

-알코올 및 정신질환 노숙인 정신건강상담을 중심으로



I. 「알코올 및 정신질환 노숙인 정신건강상담」 위기관리팀 출발의 배경

● 2011년 6월 “노숙인등의 복지 및 자립지원에 관한 법” 제정 이후 달라진 정책 환경

-2005년 이후 지방이양된 노숙인복지서비스에 대한 중앙정부의 관심 증대, 시행령과 시행규칙제정을 위한 민관전문가들의 논의 확대

● 2011년 8월, 코레일의 “서울역에서의 노숙인 퇴거조치” 발표 를 계기로 만성적인 거리노숙인 문제에 대한 관심 증대

-거리노숙인의 알코올 및 정신질환의 심각성이 노숙인에 대한 부정적인
식을 강화한다는 사실에 주목
-노숙인의 알코올 의존 유병률은 29.62%~62.6%로 일반인보다 3배 이상
높음(2000년 거리&쉼터노숙인 조사결과)

2. 위기관리팀 구성 과정

● 서울역노숙인퇴거조치관련 대책마련을 위한 토론회

- 서울노숙인복지시설협의회의 제안으로 2011.8.22개최
- 참여기관 : 한국기독교교회협의회(NCCK), 서울노숙인시설협회,
전국홍리스연대, 서울시, 보건복지부

● 「서울역 노숙인 퇴거대책 추진 방안」 민관협력 TF 구성운영(보건복지부 민생안정과 주도)

-2011. 8.29~ 11.9 총 6차례 회의진행
-참여기관 : 복지부민생안정과, 정신건강정책과, 서울시자활지원과, 서울
경찰청, 코레일, 시설협회, 한국기독교교회협의회(NCCK)

3. 2011.11.~2012.2. 위기관리팀 구성과 활동

● 위기관리팀 운영을 위한 각 기관별 역할분담

- 총괄 : 보건복지부 민생안정과
-서울시 : 정신보건위기관리팀 현장활동을 위한 공간신축(서울역광장)
-시설협회 : 정신보건 의료인, 전문요원, 현장상담전문가 모집 및 운영
- NCCK : 정신보건의료인 등 민간의료 자원봉사자
- 경찰 : 응급입원 등 거리노숙인 응급구호 협조

위기관리팀 구성 및 운영

- 정신과 의사 2명, 정신보건전문요원 2명, 심리학박사, 내과 의사, 사회복지
사 등 총 13명으로 구성
-주3회, 19:30~ 22:30까지 활동, 참여연인원 363명
-총 514명 상담, 병원입원 20명(알코올 15, 정신질환 5명, 응급입원 3)
주거지원 6명, 시설입소 53명

4. 2012~2013년도 거리노숙인 정신건강개입을 위한 위기관리팀 운영

● 보건복지부의 정책사업으로 거리노숙인 위기관리팀 운영 상시화

● -2012년 11월, 서울, 수원, 대전, 대구, 부산지역에서 위기관리팀 활동 시작
● -팀구성 : 사회복지사 1명(정규직), 민간자원봉사의료진, 정신보건 전문가
(지역내 알코올상담센터연계) 인권전문가 등

● “서울특별시의 경우, 2012년 12월부터 정신보건전 문상담팀” 구성 운영

-정신과전문의를 촉탁으로 임명, 주간 및 주3회 야간 아웃리치 상담활동
(자원봉사 정신과 전문의 1명, 촉탁의 1명 등 2명의 정신과 의사가 활동)
-정신보건 전문요원 2명, 사회복지사 1명을 1팀으로 2개팀 편성
-응급입원, 시설연계, 치료연계 및 사후관리, 주거지원 활동
-서울시 전역에서 노숙전용 응급콜(1600-9582)로 연계

5. 활동 실적

● 서울지역 활동 실적 (2012.12.1~2013.2.18)

- 상담 총 632건(정신질환 476건, 알코올 113건-589건)
- 병원입원 총 62건(정신과 39, 알코올 22, 일반1->응급입원 15)
- 주거지원(고시원, 쪽방등) 총 20건
- 병원의래진료 총 62건(실인원 14명)
- 시설입소 총 44건, 귀가 2명

● 기타 지역 활동 실적(2012. 11~ 2013. 2)

● -상담 총 826건(정신과 및 알코올 70건)
● -병원입원 13건
● -주거지원 27건
● -병원 및 왜래진료 54명
● -시설입소 총 63명



20 11:40~12:00

金 俊希 Kim, Joon-hee 韓国都市研究所/研究員

非住宅居住所帯の支援のための政策提案

非住宅は人が居住する施設の中で住宅の定義に含まれない居処の類型でありながら、居住に適しない建物を称することとして定義することができるし、ビニールハウス、チョッパン、考試院、宿屋・旅宿、非宿泊用の多重利用業所(PC ルーム・サウナ・漫画喫茶・茶房など)などを含める言葉として使われる。その中で独り身所帯が居住している代表的な非住宅類型であるチョッパン、考試院、宿屋、旅宿には2011年現在、チョッパンに6000余人、考試院に22万余人、宿屋・旅宿に4万四人で全国に約27万人が住んでいると推定される。

非住宅の物理的な環境を取り調べると、建築許可を得て建てられた建物は主に煉瓦などの比較的に良い材料で建てられた反面、国公有地などに許可なく建てられた建物は木、板、土でなっている。しかし建築材料にはかかわらず建物が古くなり漏電や不注意による様々な災害に脆弱な実情だ。また、建物の内部を分割して部屋の数を増やして運営している建物には窓がない部屋があつて、窓があつても建物が密接していて換気がほとんどできない場合もあるし、防音ができなくて、私生活保護の側面で問題になる。そのほかにも狭くて暗い廊下と険しい階段などの構造的な危険要素があり、部屋で簡易炊飯具を利用して食事を解決するなどの利用形態からも事故の危険性がある。特に老人と障害者など動きが不自由な様々な集団が住んでいる場合が多くて事故が起きた場合に被害が広がりやすい。

このようにほとんどの非住宅は居処として備えるべきの最小限の要件を満たされていないけれど、この問題に対する実質的な介入手段は現在には火災の予防のための規制以外にはなく、最近には考試院を中心に非住宅の居住者の規模が拡大している。非住宅は政策的に注目すべきな対象だけど、現在適した対応方向が決まったり政策手段が備えられていない。したがって、非住宅の居住所帯への支援のための政策的な目標を提示し、これからの非住宅に対して対応しなければならない方向を提案しようと思う。非住宅の居住所帯の住居環境を改善するためには居住世帯に関する支援サービスだけではなく、建物改良、地域社会再生、住宅政策などの包括的な事項に対する検討が必要だ。

住宅政策での非住宅に対する考慮

非住宅居住世帯の規模は全国に約27万人ぐらいだけど、既存の住居に関しての調査では正確な規模や実態が把握されていなかった。このような非住宅の居住所帯の規模はとても速く増加しているため、これから非住宅の居住所帯の漸進的な縮小のために非住宅を住宅政策に含める必要がある。いっぺんで、このような非住宅の居住所帯の漸進的な縮小は短期間で解消できないため、独り身世帯が住める適正水準の居処供給を拡大する努力を並行するべきだ。

賃貸用の居処の最小住居安全基準の備え

現在、非住宅は賃貸用の居処として役割をしているが、関連制度がないため、最小限の住居安全基準を提示し、これを守るように誘導し、長期的には基準に適していない居処を漸進的に閉鎖しなければならない。

賃貸用の住居登録制度

非公式的な賃貸住宅市場を公式化して全ての人に基本的なレベルの住居生活を保障するための制度的な基盤として賃貸住居登録制度を導入しなければならないべきでこれを通じて上で提示した最初限の住宅の安全基準を適用して準拠していない居所は賃貸が行われないうように介入することができる。一般的

な賃貸用の居所の登録の前に、非住宅に対する登録を優先的に実施する案を顧慮することができ、全面的な実施の前に段階的な適用方法を顧慮し、いくつかの地域で試験適用を試みることができる。

非住宅改良示範事業

劣悪な住居環境の改善を改善し、火災などの安全事故を予防し、地域社会の再生ができる政策の目標を設定する必要がある。また、優先的に考慮が必要な脆弱集団の住居安定と良質の住まいの提供、複合的な困難を持っている人々のための支援住宅の提供、都心の安い住まいの保存と地域の住宅市場の変化による低所得層に対する衝撃緩和などの内容を含まなければならない。非住宅改良示範事業は様々な方法で財政的、組織的な協力を通じて事業を推進し、中央政府から管轄する財源、特に国民住宅基金を活用するようにしなければならない。そして運営と支援サービスの提供に関して事業計画の段階で考慮しなければならないし、事業の成果を含まなければならない。事業は建物の所有者や賃貸事業を行っている主体に十分なオプションが提供された中で選択できるようにする必要があり、地域社会の活性化に寄与する事業であるという点について地域社会の多様な主体と共感が必要である。

支援住宅事業

建物の改良と地域社会の活性化のための試みとして公共や非営利民間部門が建物を改良したり撤去の後新築して公的な目的の住宅を供給することも可能である。特に支援住宅の供給を通じて複合的な困難を経験している人のために安定的な住居を確保し、地域社会で続いて生活できるようにすることができる。チョッパンが密集した地域とその周辺で支援住宅事業を実施する場合、地域社会の再生のための効果も期待できるので貧困層が集中していて地域社会の再生の必要性も大きい地域で民間が参加して居所とサービスを提供する示範事業して進めなければならない。支援住宅の提供は既存の建物や土地を短期賃貸、長期賃貸、買入して活用する案があるが買い取りの方式が何よりも安定し、財政投入の比に長期的な効果が大きいと期待される。

その他

非住宅が基本的なレベルの住宅環境を維持するためには民間で自ら改良をするように誘導する装置が必要である。ここでは改良補助金、融資支援が含まれる。最後に、非住宅居住者支援事業としては住宅支援サービスと居住費補助などを含むことができる。非住宅居住者に対するサポートは住宅支援サービスを通じて普遍的な相談や情報の提供が行われるようにすることを優先にすることが望ましくて、住居費補助は住居費の負担を軽減することだけを目的にするより、他の政策目標と結合されるもので限定的に実施することが望ましい。

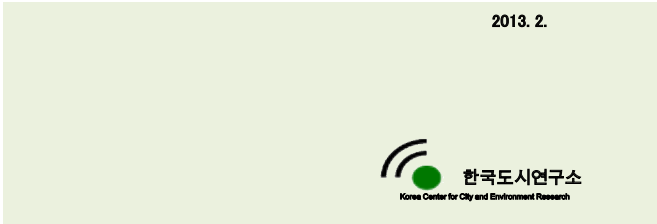
비주택 거주가구 지원을 위한 정책제안

1 비주택의 범위 및 인구

- 비주택은 사람이 거주하는 시설 중 주택의 정의에 포함되지 않는 것을 지칭하며, 거리, 노숙인복지시설(응급잠자리, 노숙인쉼터, 부랑인복지시설), 쪽방, 여관·여인숙, 고시원, PC방·사우나·만화방·다방·기원 등 비숙박용 다중이용업소, 비닐하우스촌, 비닐하우스·컨테이너·옴막 등이 포함됨

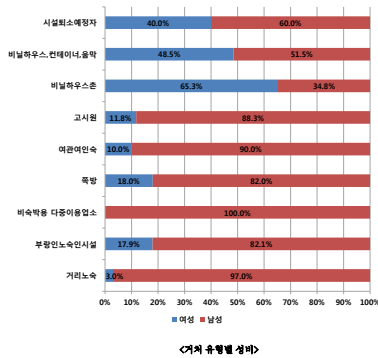
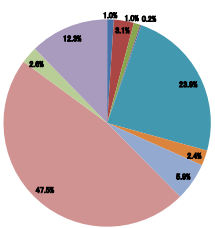
2011년 현재 전국 비주택 거주자는 약 26만명

구분	거리노숙	부랑인시설	노숙인쉼터	응급잠자리	비숙박용 다중이용업소	쪽방	여관·여인숙	고시원	비닐하우스촌	비닐하우스·컨테이너·옴막	합계
인구	2,689	8,160	2,636	508	62,453	6,214	15,440	123,971	6,914	32,053	261,038
가구	2,685	8,153	2,549	508	62,453	5,784	13,640	123,355	2,964	13,906	235,997



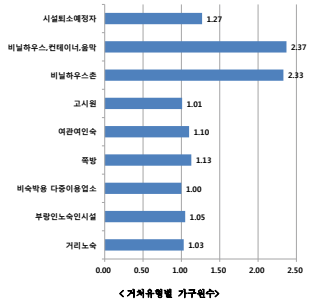
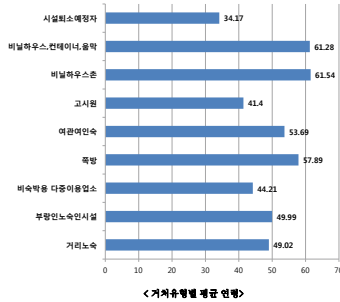
2 비주택 거주유형별 구성 및 거주자의 성별

- 고시원은 전체 비주택 유형의 47.5%를 차지함
- 성별 구성은 비닐하우스촌 및 비닐하우스·컨테이너·옴막 거주자를 제외하고 남성의 비중이 80% 이상으로 높게 나타남



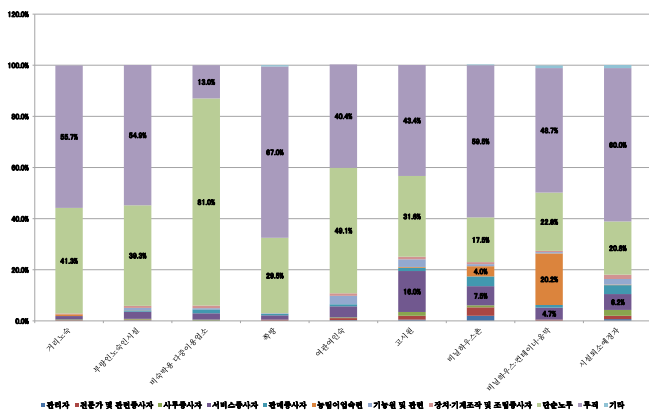
3 비주택 거주유형별 평균 연령 및 가구원수

- 평균 연령은 비닐하우스촌이 61.5세로 가장 높고 고시원이 41.4세로 가장 낮게 나타남
- 가구 구성은 비닐하우스촌과 비닐하우스·컨테이너·옴막의 경우 가족이 함께 생활하는 비중이 약 60% 이상으로 다른 유형에 비해 훨씬 높고, 나머지 유형은 1인 가구가 대부분 90% 이상으로 나타남. 거처의 유형별 평균 가구원수 역시 비닐하우스촌과 비닐하우스·컨테이너·옴막은 각각 2.3명, 2.4명인 것에 반해 이외의 유형에서는 1.0~1.3명으로 나타남



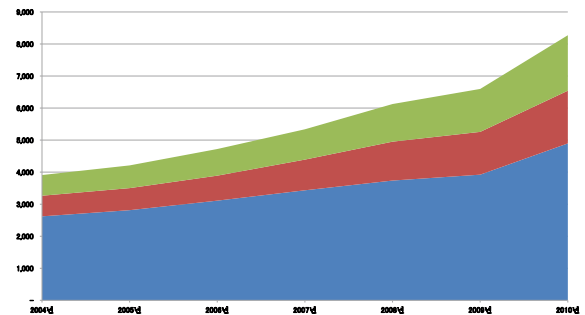
4 비주택 거주유형별 직업

- 거리노숙인, 노숙인복지시설, 쪽방, 고시원, 비닐하우스촌, 비닐하우스, 컨테이너 옴막 등의 거주자는 무직자의 비율이 높음. 고령, 질병, 학생 등
- 비숙박용 다중이용업소, 여관·여인숙은 일용직 단순노무 근로자의 비중이 높음

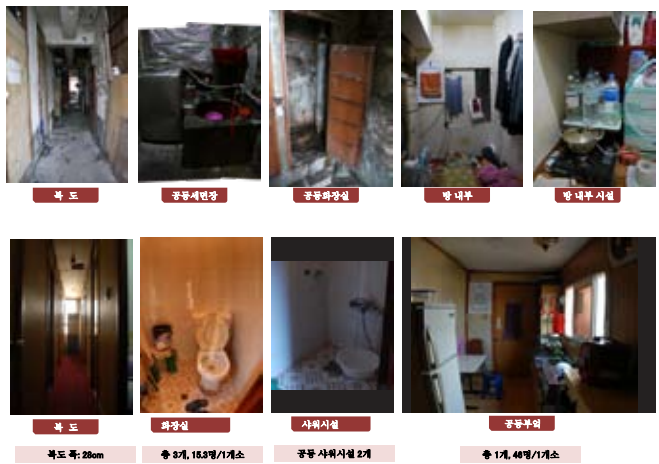


5 1인 가구 증가와 고시원 현황

- 1인 가구의 비율 2000년 15.5%, 2005년 20.0%, 2010년 23.9%
- 고시원 거주자는 계속 증가하고 있음
- 임대료는 시설에 따라 최저 15만원에서 최고 70만원 이상으로 다양하게 분포
- 대학생, 젊은 직장인이 보증금이 없고 비교적 임대료가 저렴하여 주로 이용
- 사위실이 개별로 갖추어진 곳도 있으나 일반적으로 공동화장실, 공동샤워실, 공동 주방, 공동 세탁시설을 사용함
- 대학 기숙사의 공급률은 2012년 기준 전국 약 17%



6 쪽방 및 고시원의 시설



7 임대용 거처의 최소주거안전기준 마련 및 임대용 거처 등록제도 도입

<임대용 거처의 최소주거안전기준>

구분	내용
실 면적	- 성인 1인이 생활하는 방 하나의 최소면적은 6㎡ - 방에 취사시설을 설치할 경우 최소면적 등의 조건 따로 정해야 함
공동 화장실 및 욕실	- 6명 당 샤워시설이나 욕조, 변기, 세면대가 갖추어진 욕실 1개 이상 - 샤워실이나 욕실과 화장실이 구분하여 설치할 경우 8명 당 각각의 시설 하나 이상
공동 부엌	- 공동취사를 하거나 숙박시설이 아니고 개별적으로 이용할 수 있는 부엌이 없는 여러 가구가 이용하는 주거 시설은 기존 면적 이상의 공동 취사시설을 갖추어야 함 - 6명까지는 4㎡, 12명까지는 6㎡, 이후 6명 당 2㎡씩 증가함 - 식당이나 휴게공간에 대한 규정을 따로 두지 않는데, 현실적으로 인원이 많은 곳에서는 부엌의 일부를 활용할 수 있음
안전	- 화재안전시설은 고시원보다 약하지만 설치가 용이하고 효과적인 대한 고려 - 출입구에서 출입자 등재나 확인이 가능한 시스템 등 것
위생, 편의시설	- 환기, 채광, 난방, 단열 등은 건축법 등의 기존 법률 - 이동약자를 고려한 편의시설은 취약집단을 위한 거처 제공시 적절한 고려

- 비공식적 임대주택시장을 공식화하고, 모든 사람에게 기본적인 수준의 주거생활을 보장하기 위한 제도적 기반으로 임대용 거처 등록 제도를 도입해야 하고, 이를 통해 위에서 제시한 최소한의 주거안전기준을 적용하여 준수하지 않는 거처는 임대가가 이루어지지 않도록 개입할 수 있음
- 일반적인 임대용 거처의 등록에 앞서 비주택에 대한 등록을 우선적으로 실시하는 방안을 고려할 수 있으며, 전면적인 실시에 앞서 단계적인 적용 방안을 고려하고, 몇 개 지역에 대한 시범 적용을 시도할 수 있음

8 주거환경개선 지원 프로그램

1) 쪽방의 주거환경 개선

사업명	세부 사업명
건물 개량 지원	• 봉사 및 후원 단체를 활용하여 도배, 장판, 장외, 방충망, 방수천막 설치, 지붕 수리, 보일러(연탄, 기름) 수리 및 설치, 전기판넬, 계단 손잡이 등 지원 • 쪽방지역 주민들로 구성된 집수리 팀 운영하여 자활지원 및 주거서비스 지원: 우리동네고치미 (동대문), 푸른주민봉사단(대전)
화재 예방과 지역사회 환경개선	• 화재 방지를 위한 설비 제공 • 쪽방지역 공동화장실 설치, 개보수, 청소·방역, 소독 등 • 시민주거난방대책 '도시가스설치지원 조례제정활동' (대구)

2) 서울형 집수리(S-habitat)를 통한 쪽방 개량 지원

- 시민단체의 자원봉사활동과 사회적기업의 저소득일자리 창출을 연계하여 저소득층의 주거환경개선율 도모. 2011년 사업물량은 580가구(쪽방 40가구, 장애인 40가구 포함)
- 100만원 한도 내에서 주거에 필요한 13개 표준공정 및 기타 사항(경미한 수리)을 수리하는 것이 가능

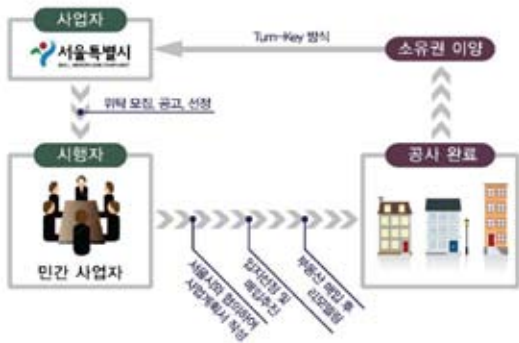
3) 고시원에 대한 개량 지원

- 서울시는 고시원 거주 사회적 배려계층 지원사업을 통해 고시원 주거환경 개선, 화재안전대책 마련 등의 추진, 고시원 임대료 표준가격을 제시하는 것도 고려하고 있음
- '희망고시원' 사업: 중·장기이로 기존 고시원의 메일 및 리모델링을 통해 저렴한 임대료의 단기 거주 공간을 제공

9 지원주택 사업

- 1) 지원주택의 특징
- (1) 특별한 취약집단을 위한 서비스를 위한 기본 전제로서의 주거 제공
 - (2) 복합적인 필요에 대응하나 주거를 중심으로 한 결합 방식
 - (3) 지역사회 복지와 독립생활의 발전적인 형태
 - (4) 기본적인 지원서비스 제공
 - (5) 지원서비스를 위한 추가적인 예산 필요
- 2) 지원주택에 대한 다양한 요구
- (1) 만성 노숙인을 위한 지원주택
 - (2) 시설에서 나와 지역사회 재정착을 위한 지원주택
 - (3) 지역사회에서 탈락하지 않도록 지지 필요
- 3) 지원주택 실현 전략
- (1) 미래에 대한 전망을 가진 지원주택의 추진 주체 형성
 - (2) 공공의 리더십
 - (3) 시범사업의 활용
- 4) 활용할 계기들
- (1) 특수한 취약집단을 위한 공공임대주택 제공
 - (2) 노숙인 등의 복지와 자립지원에 관한 법률
 - (3) 장애인, 고령자 등 주거약자 지원에 관한 법률

10 지원주택 사업 진행방식



20 12:00~12:20

陳 錦添 Chan, Kam Tim, St. James

香港における路上生活者の不利益

- インTRODakション
 - 香港における路上生活者について
 - ◆ 路上生活者の総数
 - ◆ 路上生活者支援と現在の政策
 - 政策
 - 公的扶助セーフティネット：CSSA 制度
 - ハウジング：中間施設（短期間）、公営住宅（長期間）
 - アウトリーチサービス：路上生活者支援統合チーム
 - 支援制度
 - 慈善団体（教会など）による定期的無料給食活動
- 路上生活者が直面している不利益
 - 行政的な側面
 - ◆ 路上生活を禁じる条例などはない
 - ◆ しかし、路上生活者は多々な不利益を直面している
 - ◆ バリケードやベンチの仕切り(画像あり)
 - 歩道橋の下や公園などで
 - 公共空間へのアクセスを防ぐ工夫
 - ◆ クリアランス
 - 寝場所の定期的掃除
 - ◆ 警察
 - 深夜の ID カード確認
 - ◆ 中間施設（ホステル）の不足
 - ◆ 公営住宅（一般市民と同様な扱い）
 - 5年以上の入居待機期間（成人）
 - 約2年の入居待機期間（高齢者）
 - ◆ 公的扶助セーフティネット：CSSA
 - CSSA 支給月額のみでは基本的な生活ニーズを賄うことができない
 - 稼働能力のある成人の場合の月額はHK\$2070
 - しかし、お弁当は約HK\$30
 - ◆ 公園の開閉時間
 - いくつかの公園は夜11時で閉園する
 - 社会的な側面
 - ◆ ステレオタイプ

- 伝染病や精神障害などの疑いで、路上生活者は危ないと思われている誤解
- 路上生活者のほとんどは薬物依存者（香港社会は薬物依存者を受け入れない）
- 民間アパートへの入居は困難（大家に拒否される）
- 雇用主も路上生活者を雇ってくれない

◆ 住所が証明できるものはない

- 普通の人には住所が証明できるものを持っていることは社会的に一般的なことである
- しかし、路上生活者は大体持ってない
- 住所が証明できるものなしでは、銀行口座などを作ることができない
- 雇用主は、特に常勤仕事の場合に、給料支給するために「オートペイ」を利用している
- その結果、路上生活者は仕事を見つけることができず、貧困の悪循環におかれている

◆ キュービカル（籠部屋・ケージルーム）

- キュービカルアパートの住環境は非常に劣悪であり、特に衛生の問題が多い
- キュービカルアパートの家賃は約 HK\$1600-\$2000 がかかるのに対し、CSSA の家賃扶助は HK\$1440 までしか支給されない

■ 結論

- ◆ ホームレスは、路上生活する時に多々な不利益を直面している
- ◆ 行政的な側面と社会的な側面に分けることができる
- ◆ 行政的な側面より社会的な側面の方は影響が大きい

The disadvantages of Homeless people (street sleepers) in Hong Kong

CHAN, Kam-tim
Social Worker
Integrated Service Team for Street Sleepers
St. James' Settlement

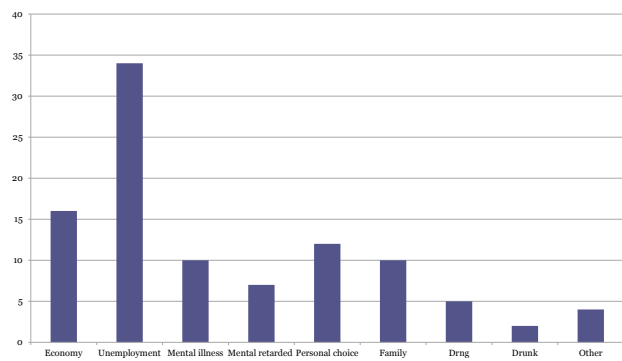
Content

- An overview on street sleepers in Hong Kong
- Current policies or supporting systems to street sleeps
- The disadvantages street sleepers are facing

An overview on street sleepers in Hong Kong

- According to Social Welfare Department, there were 574 registered street sleepers (January 2013)
- But the statistic is not correct because the service users can choose whether they register into the list or not
- We estimate that there are at least 1000 street sleepers in Hong Kong

Nature of Street Sleepers in HK Island



Current policies or supporting systems to street sleeps

Current policies or supporting systems to street sleeps

- Policies (Government side)
 - Social security safety net: CSSA scheme
 - Housing: temporary hostel (short term), public housing (long term)
 - Outreaching service: Integrated Service Team for Street Sleepers

Current policies or supporting systems to street sleeps

- Supporting systems (Private side)
 - Free meal service provided by charity groups regularly, e.g. church
 - Volunteer work, e.g. visit, material support

The disadvantages street sleepers are facing

Governmental aspect

- No specific ordinance against street sleepers
- But, does the Hong Kong Government support street sleeping behaviors?

Governmental aspect

- But, Legislation puts the homeless people at risk
 - Nuisances and miscellaneous offences (Summary Offences Ordinance, Cap 228 s 4) (Maximum penalty: liable to a fine of \$500 or to imprisonment for 3 months)
 - Obstruction of public places (Summary Offences Ordinance, Cap 228 s 4A)(Maximum penalty: liable to a fine of \$5000 or to imprisonment for 3 months)

Governmental aspect

- Roadblock and special designed chair
 - Under the footbridge and in the parks
 - To avoid street sleepers sleep in the public area





Governmental aspect

- Clearance
 - Clean the spot regularly
- Police
 - To check the ID card in the mid-night

Governmental aspect

- Limited hostel vacancy
- Public housing (Normative waiting as same as the public)
 - Wait for at least 5 years (adult)
 - Wait about 2 years (Elderly)

Governmental aspect

- Social safety-net: CSSA
 - Amount of standard rates per month cannot cover the people's basic need
 - Able-bodied adult receive \$2070 a month
 - But a lunch meal box cost about \$30-\$40
- Open time of parks
 - Some parks lock the door after 11:00p.m.



Social aspect

- Stereotype
 - Misunderstand they are dangerous, because of having contagion or being mentally ill person
 - Most of the street sleepers are drug addicts (the Hong Kong society do not accept a drug addicts)
 - The renter do not want to rent a room to street sleepers
 - The employer do not want to employ a street sleepers

- 강시
- キョンシー



Social aspect

- Without a residential address proof
 - A socially accepted concept is that a normal people should have a residential address proof
 - Banks do not accept a customer opening an account who cannot provide a residential address proof
 - Employer expect to use auto-pay to pay for the salary, especially a full time job
 - As a result, they are facing a vicious cycle that they cannot find a full time job and facing poverty

Social aspect

- Cubicle apartment (cage room)
 - The living environment of a cubicle apartment is bad, especially the hygiene problem
 - The rent of a cubicle apartment cost about \$1600-\$2000 a month, which CSSA only provide \$1440 rental allowance to all sign receiver

Conclusion

- Support vs Disadvantage from both the government and the society
- But, is the support to the street sleepers enough?

Q. & A.

20 13:20~13:40

徐 鐘均 Seo, Jong Gyun 韓国都市研究所/研究員

雇用不安と二極化時代の居住政策の課題

1. 住居貧困層の増加

- ・住宅危機を面する人が増えている。ホームレスが発生し考試院やサウナ、PC 部屋などで生活する人々が増えている。
- ・野宿経験者の発生規模は 1997 年を前後して完全に別の面を見せている。経済危機の局面のみで野宿を経験する人々が発生するのではなく、初めて野宿を経験する人の規模が持続的に相当な規模を維持している。
- ・考試院の数は最近 7 年の間に 2.6 倍に増加し、居住者の規模も 25 万人を超える。考試院の形態は多様だが、その中の半分以上は非常に劣悪な住宅状況だ。
- ・PC 部屋やサウナの居住者の規模は 6 万人以上と推定される。

2. なぜ増加するか。

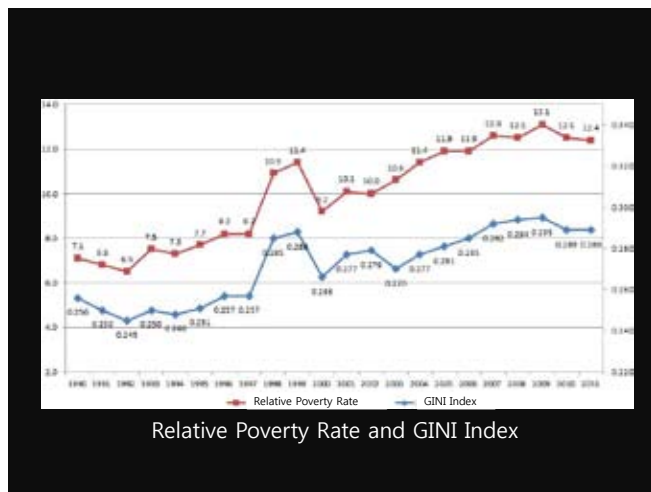
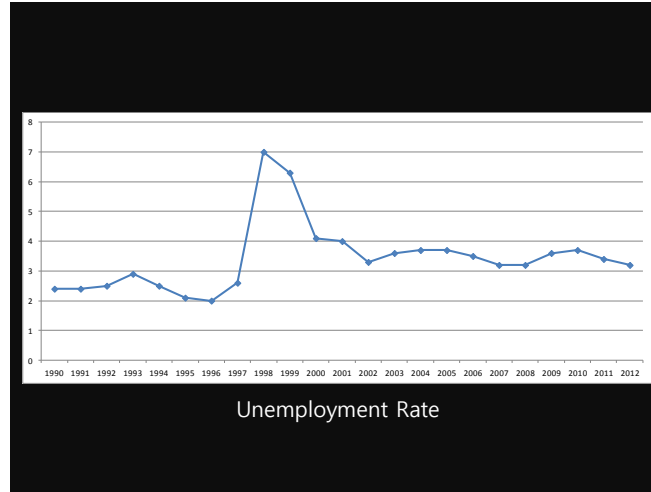
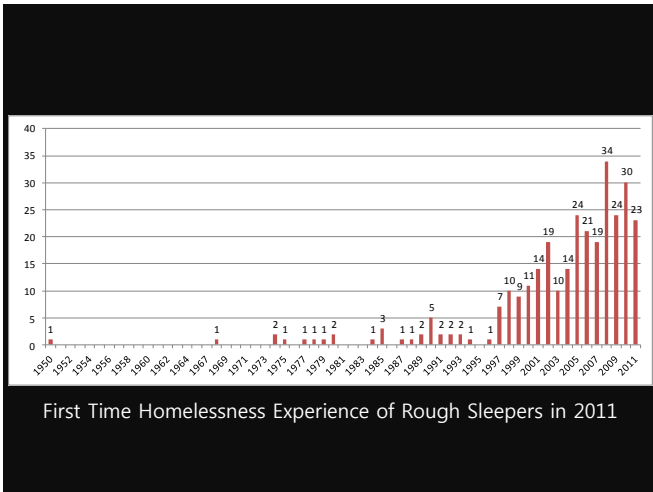
- ・雇用不安定は、住宅危機の最も重要な原因である。失業率だけではなく、不安定な雇用形態と頻繁な転職などで一生 1, 2 回ではなく、頻繁に危機を経験する人々が増えた。
- ・収入は両極化されて住居費は高いレベルを維持している。このような時期に貧しい人々のために住宅を通して富を再分配する選択もできるだが、住宅を通して、貧しい人々に対する搾取が深刻になることもある。
- ・債務は危機状況に面した人々が普遍的に持っている問題になった。これは再び問題となる状況を脱することができない原因になる。
- ・家族関係の不安、心理的な不安は独立して、あるいは他の要因と重なって、住宅危機を齎す決定的な契機となる。

3. 住宅政策で現れた変化と争点

- ・危機的状況にある人々が増加して恩恵的な小さいプログラムが登場した。あつらえの政策と宣伝される。しかし、このような政策で問題の規模が実質的に減少するだろうと期待するのは難しい。
- ・公共賃貸住宅は、政治的に強調される。
- ・しかし、MB(イ・ミョンバク) 政権時期にあつての実際の供給水準はとても低かった。それに公共賃貸住宅は住居貧困層のための資源の配分手段としての機能がとても弱い。政策方向の修正なしでは現在表れている問題に対応し難いはずだ。
- ・住居費を補助への主張が大きくなっている。政治家や市民団体などがこれを要求する主体であつたし、ソウル市が先頭を切って 2012 年に 1 万の所帯に住居費を補助し支給している。中央政府も試験的な実施を取り上げている。しかしその効果はまだ疑わしく、十分に検証されていない。主張より検討と論議が必要だ。
- ・不動産市場を活性化するのは相変わらず住宅政策にあつて重要な課題として思われている。4 年間住宅の価格が安定したまま維持されているし、不動産の景気を高めるための政策的な介入を要求する勢力が存在する。これに反して住居貧困層に対応するのは住居政策の中心ではなく、それを言い張る勢力は強くない。
- ・抽象的な住居権の主張や制度改善への要求はある。しかし住居権運動が主張する内容は政府の立場と異なる。

4. 権利の拡大のための課題

- ・ 極端な住居貧困層の解消のために住居政策の資源を優先的に配分すべきだ。ホームレスなど極端的な住居貧困に当たっている人々が増加している状況で彼らの問題に対応するために住居政策の資源を配分するのは当たり前のことだ。これを制約している既存の制度は迅速に修正する必要がある。特に公共賃貸住宅の配分体系と国民住宅基金や財政の活用方法などが改革されなければならない。
- ・ 情報と相談サービスができるだけ普遍的に提供されるべきだ。危機状況にあたり予防のための特別な介入が必要な集団に対しては情報と相談サービスを義務的に提供するのが望ましい。
- ・ 実態を把握し、そのデータを蓄積すべきだ。対象集団がどのぐらいで性格はどうか、そしてその規模がどう変わっているかなどに対する情報がないと政策は信念と仮定を基にするしかない。このような状況では政策が問題を実質的に解決し難く、より良い政策への発展も期待されない。
- ・ 支援住宅と住居支援サービスを確保すべきだ。それは自立生活が難しいと思われていた人々に地域社会で独立的に生活できる権利を保障する効果的な手段だ。精神障害がある人、重度障害で動きが不自由な人、衰弱になっている老人、病気で動きが不自由な人、慢性的なホームレス、自立生活の経験がなく住居危機に当たる可能性の高い様々な集団などが支援住宅を通じて独立的に生活できる機会を掴むことになる。住居支援サービスもやはり一般住宅で独立的な生活を維持できるように支持する役割をする。



Model Programs for Disadvantaged Groups vs. Public Housing Supply Decrease?

Rent Assistance is the Solution?

Booming Housing Market is the Priority Issue?

Housing Rights Law?

Strengthening Housing Safety Net

Priority Changes
in Social Housing Delivery
and Government Investment and Finance on Housing

Data Making and Policy Monitoring

Housing Poverty is a Housing Policy Index
Housing Poverty Data Production
Policy Monitoring based on Housing Poverty Index Change
and Improving Policy Effectiveness

Supportive Housing and Housing Support Services

Supportive Housing, 10% of Social Housing
Housing Counseling and Information,
a Legal Housing Right

香港の住宅問題にいかに関わるべきか

背景：政府の積極的な不関与政策

香港は小さな土地であるが、しかし政府はHKD7000億の財政準備高を備え経済は繁栄、安定している。一方で香港には激しい貧富の格差がある。ジニ係数は最高を記録した。結果社会経済における二極化が進行し、貧しい者はますます貧しく、富めるものはますます豊かである。

香港市民として、人はみな安心して暮らせる住まいを求めている。しかし香港のマンション価格は上昇を続け、ほとんど制御不能であり、どうにかすると、数百万香港ドルを払ってやっと手に入るのは400フィートに満たない住まいである。香港では半数以上の人が民間のマンションビルに暮らしている。マンション価格の高騰に直面する底辺層の市民にとって、住宅に上がれるのはいつになるか分からないことである。香港政府が「小さな政府」と市場に任せる政策を採り、積極的な不関与によって自由市場を発展させるとしており、2003年に住宅計画を終結させ資金援助住宅の供給を止めた（近年資金補助住宅は再開されている）。そして毎年15000戸の公共住宅を建設し、賃貸として底辺住民に提供するのみとなり、その他の需要はすべて一般住宅市場で解決するものとした。もともと、不動産市場は3つの階層に分かれている。中産階級やそれ以上の人はマンションを購入し、中産階級に近い人々は資金補助住宅を選択し、底辺層の人々は公共住宅を申請することができる。このように段階を設定し、人々はニーズに基づいて選択し、暮らしてきた。しかし資金補助住宅の供給が停止されてより、ある断層が現れている。底辺の市民は今でも公共住宅の申請を考慮することができるが、収入や資産が公共住宅の申請基準を上回る場合、民間マンションしか選択肢がなくなってしまうのである。上へ向かう流動性に自然と影響が生まれる。結果、資金補助住宅の供給ストップによる住宅価格の高騰は必然となり、需要は自然と増大し、価格は当然ながら上昇を続け、市民にとってその負担は背負いきれないものとなっている。

底辺層の居住問題：不適切居所

以上、簡単に香港における近年住宅市場の全体の状況を紹介した。マンションの供給減少に加え、政府の積極的な不関与という態度によって、マンション価格は異常な高騰を見せ、長年のあいだに積み重なった住宅問題が近年クローズアップされている。当会は民間組織として、底辺住民のために声を発し、そのため底辺の人々の生活に重きをおいている。不適切な住居に暮らす人々の生活状況もその中に含まれる。現在当会の推計では約10万人が不適切居所に暮らしている。その中には、間仕切部屋、ルーフトップハウス、キュービクル、ベッドスペース、ケージホームなどが含まれる。居住環境は超過密であり、20世帯以上でトイレやキッチンを共用することも少なくない。豊かな香港において、このような劣悪な環境で生活しなければならない人々がいるということは想像しがたいことである。民間のマンション以外に、高い家賃を避け、工場ビルに暮らす人々も存在する。工場ビルも同様に、間仕切部屋やキュービクルの形式に分割されており、当会の推計では20,000人が工場ビルに暮らしている。このような状況が成立した原因を理解するためには、我々は香港の住宅問題の深刻さについて政府がどのように考えているか、政府の福祉政策と住宅政策がいかに関わるべきかについて理解する必要がある。

公共住宅：需要と供給

現在公共住宅の待機者リストの数字は増え続けている。2007年は107,000件、2011年には約152,000件であった。しかし2012年の第三四半期時点で、待機件数は210,400件であり、5年前と比べ約2倍である。推計では400,000万人が公共住宅の順番待ちをしている。また待機期間も2007年の平均1.8年から現在では2.7年と長くなっている。そのうち3年以上待機している人々が15,000人近い。全体の待機期間は香港住宅委員会が発表した平均3年での入居保証という水準に接近している。しかしこの保証は非高齢の単身者および香港に新しく来た人々には適用されず、3年保証は全ての人々に対して実施されているわけではない。また待機者数の大幅な増加は、市民の入居希望の切実さを表してもいる。高騰する民間マンションに入居することができず、そろって公共住宅の順番待ちリストに並ぶのである。しかし2007年から公共住宅の建設件数は5年で75,000戸であり、年平均の建設件数は15,000戸に過ぎない。2013年に公布されたばかりの施政報告のなかでは、今後5年間で75,000戸の公共住宅建設が保証されているのみである。2018年になってやっと20,000戸/年の建設数となる。住宅供給が依然不足するなか、底辺住民は不適切居所の、超過密環境での暮らしを続けることを余儀なくされている。

単身者：ニーズを過小評価された一群

実際、210,000件を超える申請件数のなかで100,000人近くが非高齢単身者、つまり18歳から59歳までの単身者であり昨年末に比べ20,000人増加している。また、そのうち単身者の半分以上、約56,500人は30歳以下であり、若年層の将来の住宅購入に対する悲観的態度を反映している。そして公共住宅の待機者リストを増やすプレッシャーとなっている。そのなかで、非高齢単身の待機者には一般家庭や高齢者とは異なるポイント制が実施されている。より高齢で、待機期間のより長い単身者が優先されるが、非高齢単身者への割り当てはわずか一年に2000戸のみである。これは単身者に対する不公平な住宅政策を示しており、ひどい場合には待機期間が10年を超えることもある。このような待機期間の長さのため、多くの単身者が家賃負担を軽減するため、ベッドスペースや、キュービクル、間仕切部屋などでの暮らしを余儀なくされている。たがって、社会の様々なグループの住宅ニーズの変化に応えるためには、非高齢単身者のポイント制度は再検討と修正が必要である。政府は委員会を作ってポイント制度の検討を行っているが、現時点ではポイント制度に変更はない。

賃貸管理規制の撤廃：賃貸市場のさらなる狂気

以上、香港政府の住宅市場、資金援助住宅および公共住宅に対する政策についてそれぞれ述べた。実際には、賃貸住宅市場において香港政府は直接に底辺住宅問題の深刻化を招いている。1998年に家賃管理規制および2004年に賃借権に関する法令を撤廃し、それによってオーナーや中間家主による任意の値上げや立ち退き要求が可能となり、借家人の権利保証は大幅に削減された。近年では多くの賃借人が毎年の値上げ圧力にさらされ、規制がないため値上げ幅も限度がなく、インフレの中での家賃

上昇は人々にさらに重くのしかかっている。また、以前は賃借権の保証があり、賃借人は犯罪、三か月を超える家賃滞納、家主自ら入居住や建替えなどの理由がなければ、突然立ち退きを要求されることはなかった。しかし法の撤廃後、オーナーや中間家主は一月前に通知さえすれば立ち退きを要求できるようになった。このことにより底辺市民の生活はさらに耐え難いものとなった。低収入の市民は高い家賃だけでなく、歯止めのかからない値上げや立ち退きの圧力に直面することとなった。特に近年、間仕切部屋が盛んとなる中で、多くのオーナーが賃借人を立ち退かせ、間仕切部屋やキュービクル、さらにはベッドスペースへと改装し、暴利を得ている。また、民間デベロッパーや市街地再建局がビルを購入する際にも、多くの住人が立ち退きを余儀なくされる。そして保証金、水道光熱費の保証金、運搬費用などの引越し費用は大きく、賃借人にとってはさらなる経済的負担となる。そのため何回かの引越しを経て居住環境がどんどん悪くなる人々もいるのである。

公共住宅以外の可能性：工場ビルの改修とドミトリー建設

実際には、公共住宅の建設は、特に地域での計画段階で時間がかかり、住宅需要にすぐに応えることはできない。そのため公共住宅以外の方法で底辺の人々の住宅需要を改善する必要があるという声が高まっている。そのうちの一つが工場ビルの改修である。用途地域に関係してくるため、現時点では工場ビルを住宅として使用するのとは違法行為である。そのため現在少なくない人々が工場ビルで暮らしているが、法律上では認められていないことである。人々が工場ビルに住むことを選ぶ理由として、家賃が市場価格よりやや安いこと、比較的広いスペースが得られること、そして民間デベロッパーによる開発の対象となることが少なく、立ち退きのリスクが低いことが挙げられる。そのため政府がもし規格に適合する工場ビルの改修を許可し、安全設備を整えたいうで用途地域を変更すれば、住宅として供給できる。ニーズのある人々が一時的に住むことが可能となり、また住宅供給量を増やすことにもつながる。また一方で、供給十分となれば、民間賃貸市場の価格抑制の効果もある。そのため工場ビルの改修は過渡的な措置として検討に値する。現政府は関係する措置について検討するとしているが、現時点ではこの工場ビル改修問題について大きな進展はない。また、工場ビルは通常工業地帯にあるため、レジャー施設、学校、マーケットなどから離れていることが多い。そのため改修となれば、その恩恵をうけるのが家族世帯なのか、単身者なのかを検討し、地域の施設や就業機会と適合するよう考えなければならない。このほか、ドミトリーもまた公共住宅以外の一つの選択肢である。現時点で、香港の非営利組織が運営するドミトリーの定員は580人である。その主な対象は18歳から59歳の不適切住居にくらす単身者である。ドミトリーは組織によって運営されているため、環境も比較的良好、費用も比較的安い。しかし定員は580しかなく、需要に供給が追いついていない。待機時間が非常に長く、いまだ巨大な需要には対応できていない。このような単身者向けドミトリーは発展の余地があると言えるが、政府は同様のドミトリーを建設する意思は今のところないとしている。一方で、政府は別のタイプの若者向けの青年ドミトリーを建設すると発表した。対象となるのは18-30歳の若年者であり、賃料は市場価格と連動させ、収入制限を比較的緩めるとしている。そのためこの施策は底辺住民のニーズに正面からこたえるものとはいえず、また完成予定は2017年で、定員は数百である。また、青年ドミトリーは年齢制限があり、住宅政策として考えると具体的な解決策と言えず、30歳以上の人々の住宅環境を改善することはできない。もちろん、ドミトリーと公共住宅とは別物であり、入居期間は比較的短く、長い目で見れば住宅需要の問題を解決することはできない。しかし住宅政策全体の改善において、公共住宅建設に要する長い時間と、巨大な待機者数という現状を考えると、ドミトリーは過渡的な住宅としてニーズのある人々に中短期の住まいを提供し、一定の役割を果たすことができるだろう。以上のようにドミトリーの定員の定員は少なく、待機時間も長く、中高年の単身者が軽視される状況がある。しかしこのほかにも、家族持ちにとって言えば、香港には家族向けのドミトリーは存在せず、民間の賃貸住宅以外には公共住宅しか選択肢がない。しかし待機時間という大きな問題があり、そのため住宅政策全体の改善と香港の不動産の現状を改善することが必要であり、公共住宅の追加建設は避けて通れないのである。

福祉政策：総合社会福祉援助計画（CSSA）と不適切住居

以上さまざまな住宅政策と、賃貸住宅への管理規制撤廃がいかに底辺住民の居住状況に影響を与えたかについて述べた。しかし住宅政策のほかに、香港の福祉政策もまた間接的に香港の居住状況に影響を与えている。香港の社会保障制度には、総合社会福祉援助計画（略して総援、CSSA）があり、経済的に自立的できない人々のセーフティネットとして、収入補助の形で生活の基本的なニーズを支えている。CSSAは主に2つの要素に分かれ、一つは基本金であり、もう一方は家賃補助である。単身で申請した場合、基本金はHKD1990、家賃補助は最高HKD1335であり、合計HKD3325である。（2013年2月に調整され、基準金HKD2070、家賃補助が最高でHKD1440、合計HKD3510となった。）現在の市場の家賃に関して言えば、30フィートのキュービクルでも家賃補助額より高く、家賃超過の状況である。基準金、つまり生活費を削って家賃支出に充てなければならず、しかも水道光熱費などの支出は含まれていない。キュービクルでさえ家賃補助を超過するという現状において、ベッドスペース、ケージホーム、そして工場ビルなどへの切実な需要が生じている。そして多くのオーナーや中間家主がマンションを分割改装して賃貸に出し、利益を上げている。また、CSSAでは保証金や、水道光熱費保証金などの支出はカバーされないが、多くの間仕切部屋では家賃の先払いと、保証金、水道光熱費保証金の支払いが求められる。そのため賃借人にとって支払えない額となり、ケージホームやベッドスペースといったさらに悪い環境の住まいを選択せざるを得ないのである。実際、オーナーや中間家主は公共住宅の供給が深刻に不足し、また人々がマンション一戸を借りることも難しいと見越している。その結果、キュービクルや間仕切部屋が大流行りし、家賃も上がり続けるのである。底辺住民の選択肢はますます限られ、需要に供給が追いつかず、なすすべなく不適切住居に住む以外にないのである。

結び：政府の積極的な不関与政策

以上、いくつかの政策を紹介し、どのようにして直接的間接的に10万の香港市民が不適切住居に暮らす状況を引き起こして来たかについて述べた。香港経済は繁栄、安定しているが、トリクルダウン理論は未だすべての香港市民に恩恵をもたらしてはいない。政府が「小さな政府」を提唱するなかで、香港の住宅市場は制御不能となり、高騰するマンション価格に人々はたじろいでいる。一方で、家賃、食品、交通費などのインフレは続いており、市民の負担は増すばかりである。これらの負荷に対応するため、多くの底辺市民は居住環境の劣悪な不適席住居を選択するよりないのである。彼らの望みは、持ち家のような贅沢なものではなく、ただできるだけ早く住宅に上がることで、つまり公共住宅を得て、安定した住まいに暮らすことである。香港政府が従来の住宅政策の態度と方針を変えようとならないならば、問題は深刻さを増すのみで、社会の不満と矛盾はさらにひどくなるだろう。長期的に見れば、公共住宅を増やし、さらに資金援助住宅とも組み合わせ、民間マンションの供給量を増やし、様々な施策を動員することによってのみ香港の住宅問題を真に解決できると言えよう。



How can we face the housing problem in Hong Kong

Society for Community Organization
(Feb 2013)

1

Presentation outline

- Introduction of SoCO
- Poverty & housing problems in Hong Kong
- SoCO working strategies
- Q & A session



Introduction of SoCO

- Non-profitable, non-governmental human rights organization founded in 1971 and registered in 1972.
- Organize the grassroots to advocate for basic human rights and better standard of living.
- Funding: Overseas churches, the Community Chest Hong Kong and individual donors.

3

SoCO Mission

- **Everyone should enjoy his human rights.** An equal chance of development and a system which reasonably allocates social resources is the basis for protecting citizen's rights. SoCO organize people at the grassroots level through community organization and social action to fight for policy change and a decent living standard.
- Behind our work lies a simple belief : **to establish a society in which human dignity is respected and social justice is upheld.**

4

SoCO Characteristics

- Focus on advocacy by reforming unfair social policy and unjust institution
- Reach out the marginalized in the community and arouse public awareness on their plight
- Assist the Underprivileged to solve life problems
- Be strong and hold firm in front of the privileged class and the authority
- Stand at the frontline and get in touch with the most deprived communities
- Re-establish the self-esteem and self awareness of the community residents

5

Service Targets



The Underprivileged

- cage and cubicle dwellers
- single living elderly
- women living in poverty
- children living in poverty
- low-income workers
- street-sleepers
- people with mental illness
- new immigrants from Mainland China
- ex-offenders
- asylum seekers and refugees
- victims of medical accidents
- citizens who face human rights violation

6



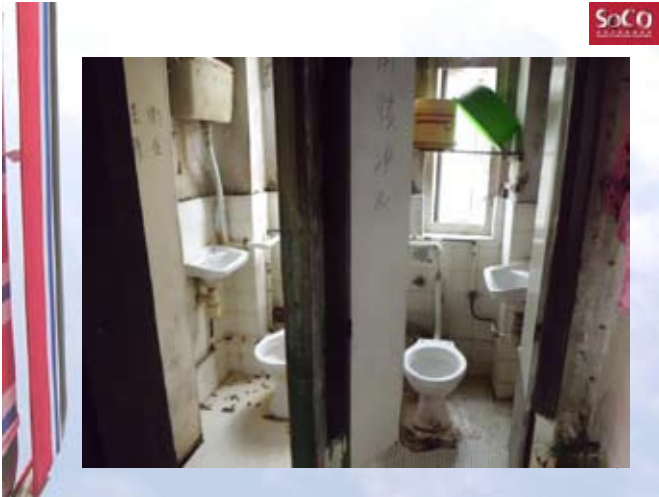
SoCo

7



SoCo

8



SoCo



SoCo

10



SoCo

11







Housing Problems in Hong Kong

政府首披露 7萬人居板房劏房

食委副召集區城策及地政總署副署長黃偉傑日前向各界披露香港目前共有約7萬名居民居住在板房劏房。黃偉傑表示，政府正考慮在未來兩年內，將這類單位的人數減少至約4萬名。黃偉傑指出，這類單位通常位於舊區，環境衛生問題嚴重，且缺乏基本設施。政府正考慮在未來兩年內，將這類單位的人數減少至約4萬名。黃偉傑指出，這類單位通常位於舊區，環境衛生問題嚴重，且缺乏基本設施。

• Mingpao (16 Oct 2012)

Existence of inhabitable cagehomes and cubicles

- According to Census and Statistics Department, now there are around 64,900 persons living in cagehomes, cubicles, bedspaces, sub-divided units etc.
- Last but not least, there are 3,044 households (6,230 persons) living in industrial building.
- Total 35,000 households (71,000 people) still living in inhumane condition.
- But, does it reflect the whole picture of Hong Kong housing problem?

Year	No. of Households (00,000)	No. of Persons (00,000)
2007	5.01	9.42
2008	4.39	8.72
2009	4.53	9.15
2010	3.51	7.45
2011	3.28	6.63
2012 (Until second quarter)	3.18	6.49

22

Helpless marginal groups in urban slum

- People with mental illness: About 5,000 people with mental illness are dumped in cage/cubicles because lack of housing and medical support.
- Ex-offender: About 5,000 ex-offenders are dumped in cage/cubicles because lack of housing and employment support
- Homeless: About 1,000 homeless in old urban slum because of poverty and lack of housing support

23



Coffin bedspace, cubicles at industrial building, partitioned rooms at old tenement buildings



25

The press conference for study of industrial building



26

The living condition of Industrial building

According to our research at 2012, we found that



	Research of Industrial Building (2012)
Median of rent	\$1,400
Median of deposit	\$300
Median of age	45
Combination of household	1 person(66.7%), 2 people (12.5%), 3 people (12.5%), 4 people (4.2%), 5 people or above (4.2%)
Type	Roof-top (11%) Cubicle (7%) (11 households or below) Cubicle (68%) (12 households or above) Sub-divided flat (14%)
Median of area	40 square feet
The smallest area	20 square feet
The median of area per capita	36 square feet
The smallest area per capita	12 square feet

The living condition of Industrial building

• According to our research at 2012, we found that



	Research of Industrial Building (2012)	Quarterly report on general household survey (First quarter 2012)
Median of household income	\$5,000	\$21,000
Median of individual income	\$3,870	\$7,000
The median of rent, water rate with electricity charge to income ratio	35.3%	

Source: Census and Statistics Department

28

Problems of living condition in cage home or cubicles



- Too small living space
- Disputes among dwellers
- Poor hygiene condition
- Poor Ventilation
- Cockroaches, fleas, rats and other insects found in the beds
- Cannot fall in sleeping
- Harm health
- Expensive rent(no legislation on rent control)
- Eviction
- Expensive electricity fee and water fee
- Not benefited from Government's special measures

29

On the march for living space



The Standard (15 August 2011)

Dozens of families squeezed into split flat



The Standard (8 August 2011)

30



Conduct action research to reflect the plight of the underprivileged living at urban slum

Oriental Daily (5 Aug 2012)



Reasons for staying at urban slums

- Long waiting time for public housing
- Discriminatory policies:
 - Introduction of discriminatory "point-system" for singletons
 - 7-year residency requirement for allocation of rental public housing
- Improper housing for elderly
- Poverty
 - job opportunities
 - High transportation cost for work
 - low living cost in old urban areas
 - social network
 - no rent subsidy or not enough rent allowance



Public rental housing in Hong Kong



Problems of Public Housing Policy

1. Not enough supply
2. Too few quota for singletons
3. Points system for singletons is discriminatory
4. 7-year requirement for public housing allocation
5. Limit choice of geographical area of public housing
6. Improper housing for elderly
7. No rent subsidy for waiting list



Insufficient supply of public rental housing

- The waiting list is over 210,400 households in 2012, but the Government only builds about 15,000 flats every year and provides 20,000 flats every year (including old flats.)
- Long waiting time of public rental housing (average waiting for new immigrants and singletons: 8 years or more).



Existence of inhabitable cagehomes and cubicles

- Increasing number of population waiting for Public Rental Housing due to the decrease of allocated flats every year, decrease of newly built flats every year and increasing number of working poor and needy (poverty gap).

Year (Until first quarter)	No. of Applicants (Households) on the Waiting List	Average Waiting time (year)
2003	92,000	2.3
2004	91,000	2.1
2005	91,000	1.8
2006	97,000	2.0
2007	107,000	1.8
2008	112,000	1.9
2009	114,000	1.8
2010	129,000	2.0
2011	152,000	2.0
2012 (Until third quarter)	210,400	2.7



Not enough housing supply

- The waiting list is over 210,400, but the Government only build around 15,000 flats every year.
- The 15,000 flats are for waiting list and urban redevelopment rehousing (eg. Pak Tin Estate rehousing, URA project).
- Supply cannot meet the demand
- Many urban lands are sold to private land developers

37

Discriminatory application criteria for singletons - Points system

- Singletons were not allowed to apply for public housing before 1985
- The Government introduce points system to singleton applicants so as to oppress young singleton applications in 2005.
- allotted basing on an applicant's age when his / her application is registered.
- "0" point will be given to applicants aged 18
- 3 points will be added for every year of age,
- 1 additional point for 1 more month on the waiting list.

Examples:

- applicant aged 20: 6 points
- aged 23 who waiting for 3 years: $15 + 36 = 51$ points
- aged 44 who waiting for 4 years: $78 + 48 = 126$ points

** For applicants living in PRH, including rental housing operated by the Hong Kong Housing Society, 30 points will be deducted.

- The higher points you get, the earlier allocation you will have.
- BUT, points of allocating the housing is not fixed which will be adjusted with respect to the amount of public housing allocation and the points that other applicants have.

38

Singletons

- Points system: discriminatory in nature, ignore the housing rights of the young and mid-age singletons.
- Result: Unknown and long waiting time for singletons.
- No applicant aged 30 or below ever be allocated public housing since the point system has been introduced in October 2005
- The older of the applicant and longer the waiting time, the high points s/he will gain.
- As a result, a mid-age singleton age under 60 may need to wait for up to 10 years for allocation into a public housing.
- Increasing number of singleton applications for public rental housing.

No. of one-person applicants aged below 60 for public rental housing	
	Until 2012.9
Age below 60	100,000
Age below 30	56,500
The Maximum quota of Public Housing Supply for Singleton every Year	2,000

39

New immigrants from Mainland China

- During allocation, at least half (50% or over) of the family members included in the application must have lived in Hong Kong for seven years and are still living in Hong Kong.

** Children under 18 are waived if: (i) one of their parents having lived in Hong Kong for seven years; or (ii) Hong Kong born as permanent resident.

- 7-year requirement (at least half (50% or over) of the family members must have lived in HK) for allocation: discrimination against new immigrants from mainland China. Over 8,400 (Dec 2009) applications were frozen.

Year	No. of N.I. one-person application be frozen	No. of N.I. families application be frozen	Total number of Application being frozen
1999	734	27,572	28,306
2000	1,252	6,990	8,242
2001	2,345	9,219	11,564
2002	4,554	10,001	14,555
2003	7,689	13,532	21,221
2004	10,300	3,800	14,100
2005	10,500	5,400	15,900
2006	7,800	11,100	18,900
2007	6,100	10,300	16,400
2008	4,300	10,300	14,600
2009	5,400	3,000	8,400

40

Improper re-housing policy for elderly

- Share flat for elderly
- No location preference (specific district)



41

Limit choice of geographical area of public housing

- [Non-elderly families are NOT eligible for allocation of public housing at urban area (i.e. Kowloon and Hong Kong Island)] → Result: high transportation cost, long traveling time, difficult to find job, weaken supporting network.



42

Absence of financial support

- Absence of financial support for the public housing applicants on the waiting list



Unaffordable and insecure tenancy of habitat under high inflation

- high rate of rent at private market under high inflation and strong demand of underprivileged.
- Around 50% of the welfare recipients living at private rental housing whose monthly rent are higher than the Maximum level of Rent Allowance (MRA) provided by the Social Welfare Department between year 2009 and 2011. Until January 2012, 67.6% of 1-person household 's actual rent paid higher than MRA.

	December 2009	December 2010	April 2011
Actual rent (living in private rental housing) higher than MRA	23,602	23,009	23,128
Total number of welfare recipient living at private housing	49,750	47,334	46,737
% of actual rent higher than MRA total number of welfare recipient living at private housing	47.4%	48.6%	49.5%

44

“Fake” 3 years promise

- Hong Kong government promises of maintaining an average waiting time of 3 years for General Waiting List applicants
- Not included near 100,000 non-elderly singletons and 8,000 new immigrants families
- It is a re-house chance in 3 years, not re-house in 3 years

45

SoCO's working strategies

1. Community organizing (Locality Development + Special issues or development of functional community)
2. Social action
3. Action research



The public forum for the candidate of legislative council (26 Aug 2012)



47

- Lobbying with the candidate of the Chief Executive election (17 Oct 2011)

振英批《施政》 促建3.5萬公屋



48

Invite the designate chief executive to meet the residents
(31 Mar 2012)



49



月入萬七可平租天后青年宿舍 全港3000伙 市值半價 可住5年



Mingpao
(17 Jul 2012)

50



梁十招穩樓市 研新夾屋 短中長期共供應8.8萬單位



Mingpao
(31 Aug 2012)

51



Invite the Secretary for transport and housing to urban slum.
(04 Nov 2012)



Hong Kong Commercial Daily
05 Nov 2012

52



53



4. Publication and exhibition





<http://www.soco.org.hk/artwalk2010/index.htm>



Exhibition in the old town.
(Period: Aug to Nov 2012)
We intend to promote all people can enjoy the exhibition. Even though in the old town, the grass-root people are also welcome to come.

It displayed the video, photos, coffin room model to the visitors.
We also invited many students to visit our exhibition. Through the visit, we hope that the new generation can feel, can reflect the housing difficulty of underprivileged.

SoCO

55

We also launch other exhibitions to let the public concern the housing issue in Hong Kong. (17-23 Dec 2012)



SoCO

56

5. Ally with other human rights groups or political parties.
6. International lobbying – compiled reports to UN Human Rights Committees in order to draw international attention.
7. **Legal Action** - set up a Civil Rights Law Centre to solicit pro-bono lawyers to help the underprivileged to take legal action. (Judicial review)



SoCO



SoCO

SoCO's working strategies

8. **Community Mutual help**
 - Help the grassroots to form mutual aid groups, such as the Elderly Rights League, New Immigrants' Mutual Aid Association, Street-sleepers group, etc.
9. **Community participation and support**
 - Mobilize business sectors and community volunteers to help in supporting the underprivileged, such as KPMG accounting firm, Child Mentorship Scheme and Community Learning Centre volunteers.
10. **Participate formulating public policy in Government committees**

SoCO

59

A series of social actions has been organized to fight against the inapt public policy






SoCO

60



News clipping for Cagehome & Old Private Housing Project



SoCO achievements:

Each year SoCO currently and successfully:

- Provided housing, employment and financial consulting services for over a thousand people
- Fought for priority allocation for elderly cage home residents
- Fought for relaxation of the current housing eligibility requirements for the mentally ill
- Fought for a relaxation of the urban housing allocation
- Fought for the subsidy for low income persons who are inadequately housed

Question & Answer Session



よちよち歩く：台湾近年社会住宅政策の進展と問題

不動産価格高騰と格差問題の深刻化のため、台湾は 2010 年に新しい住宅政策を定めた。第一部の住宅法は今年に実行し、台北都市圏内幾つの社会住宅(ソーシャルハウジング)も計画、設計や施工段階に入った。本稿では簡潔に台湾で推進されている僅かの社会住宅プロジェクトを説明し、政策面の根本問題を分析する。

1. 台湾公共住宅政策の発展

台湾は第二次世界大戦後、工業化と都市化が急速に進み、住宅不足の問題に直面した、政府の対策としては分譲公共住宅の提供であり、主な公共住宅が分譲であった。公共住宅は時代背景に応じて、災害復興住宅(災害重建住宅)、整建住宅、軍人村(眷村)と国民住宅など政策の名称も異なる。この他に 2000 年以降最も力を入れているものに多様な住宅ローン金利の補助方案や、従来の国民住宅政策をリニューアルした「合宜住宅」もある。全体的な住宅政策システムの背景と目的は複雑であり、ここでは細かく説明できないが、主な特徴は:(1)分譲がメインで、賃貸の提供が重要視されていない;(2)政府に直接関わる特定対象(軍人、公務員)への補助は他の対象より遥かに高い。現在、補助金をメインとした住宅政策システムは社会弱者から離れてしまい、多くの場合は逆に有能者や有権者を補助している状況になっている。

台湾における賃貸公共住宅の政策は重要視されていなかったため、賃貸公共住宅の供給量は総住宅量の僅か 0.08%である上に、台北市に集中している。この中で、1960 年から 1970 年の間に建設された中低収入層向けの「平價住宅」は現在僅か 4 箇所、1,448 戸しかない。他には 1975 年に「国民住宅条例」が制定され、一部売残る分譲国民住宅を賃貸国民住宅に転用した「賃貸国宅」がある。対象は全世帯所得が 20 分位数以下の家庭である;台北市では 23 箇所、3,833 戸を提供している。しかし、賃貸国宅の総数は分譲国宅の 1%にも足していないのが現状である(参照:表1. 台北市賃貸公共住宅の類型及び基本特徴)。

2010 年から、民間団体の主唱と圧力の働き掛けで、新たな賃貸公共住宅計画が始動した。先ず、馬英九大統領が選挙期間中に台北市都市圏内五箇所での社会住宅計画を発表した、中央政府が土地を提供し、台北市、新北市政府が運営する計画である。その後、馬大統領は自ら住宅法と不動産価格抑制措置の採決実施を訴えた。その他、従来国民住宅の方針の引続きとして、「合宜住宅」が登場し、初めて家を買う人たちを対象とし、市場価格を下回る価格で提供する。

台北市政府は自ら推進しているソーシャルハウジングと、中央政府・民間団体が推進している「社会住宅」を区別するため「公営住宅(市営住宅)」と名付けた。二年間で、多様な工夫の下 184 戸を提供した、現市長が退任する前に 4,808 戸を提供する見込みで、台湾地方政府の中で賃貸公共住宅の提供に最も積極的な政府である。もう一つ指標的な計画は 40 年前に建てられた安康平價住宅の建替え計画、完成後 3,300 戸の大規模団地になる。台北市を囲む新北市は財政難のため、自ら提案した公共住宅に関する政策がなく、中央政府が提案した社会住宅の計画以外では、僅か一箇所旧警察寮の建替え計画に兼ねて、11 戸の小規模賃貸公共住宅の試案に留まった。公共住宅に関する将来の目標も未だに公表されていない。

2. 現行社会住宅政策の根本問題

(1)目標とビジョンの不明確

社会住宅は台湾で大きな議題となったが、中央政府は明確な長期的なビジョンを終始発表していない。2012 年大統領選挙の際、野党の立候補者が長期的に総住宅量の 10%に進む目標を発表し、党の政策綱領にもなった。一方、与党は五箇所、1,661 戸の短期目標しかなかった。韓国の場合では、歴代の大統領は任期内百万戸の賃貸公共住宅を提供することを目標とする。質問答弁の中で社会住宅の長期的目標に関する質問が頻発したが、それに対し、内政部長の答弁は:現段階では五箇所の社会住宅を完成することと家賃援助、国土計画で住宅問題を解決するという曖昧な答えであった。

それと同時に、内政部の組織改革が行われており、元住宅部門を三つの部門に分散することとなった。専門家の話によると、この様な人員編成は住宅部門の力を弱めるにすぎない¹。以上の現状から社会住宅の推進に対して中央政府の消極的な姿勢が顕著に窺える。

¹ 林益厚 (2012) 談住宅法與社會住宅, 「都市更新簡訊」, 53: 8.

(2)住宅法は形だけ

台湾の第一部住宅法は2012年年末に施行された、しかし、この法案の宣言的な抽象的意味は実質的意味より遥かに大きい。54条の条文の中で、社会住宅に関する条文が19条も占めているのだが、基本ロジックは以下の様にまとめられる:中央政府が責任を地方政府に転嫁する、地方政府の役目は「民間」をサポートする、この「民間」というのは多くの場合は「建設会社」である。しかし、建設会社にとって、投資に値する誘因がない。住宅法の枠組みの中に中央政府の役目がない、且つ、民間非営利組織に対する制度的な支援も定められていないため、社会住宅の推進には実質的な効果を持たない。

(3)社会住宅入居者が振り曲げられる

中央政府が社会住宅に対する消極的な態度と比べ、台北市政府は利用できる資源を検討し、積極的に取り組んでいる。しかし、台北市公共住宅の支援対象は若年層、中間所得世帯である、台北市政府は貧困層などの弱者をトラブルメーカーと見なし、治安の悪化、管理困難²などの理由で支援対象から社会弱者を排除し、周辺住民の反発を理由に、弱者の排除を正当化する。

(4) 資金運用と土地取得問題

台北市は4,808戸の目標に達するため今後の四年間に3.8億アメリカドルの予算が必要とされ、大部分の経費は台北市「住宅基金」から賄う。台北市の住宅基金2013年の純額は9.5億アメリカドル。推算すると、もし台北市の公営住宅を何万戸以上にも拡張する場合、「住宅基金」への負担が非常に重くなる。しかし現在台北市は中央政府に助成金を要求する以外にまだ対策が図られていない。

もう一つの問題は、台北市が利用できる土地が限られていることである。管轄内の公有地は中央政府の各部署や国営企業が所有しているため、将来の使い道は争議が多く、利益のない社会住宅より商業開発への転用が考えられている。解決するには大統領が具体的な計画やビジョンを明示することが望まれている。

3. 結論:0.08%から0.1%までの進展

今年、台湾の社会住宅は実施段階に進展したが、東アジア諸国と比べ、まだまだ赤ちゃんがよちよち歩く様な段階である。社会住宅の供給量は依然として不足している、長期的な法律、制度もまだ完備していないが、とにかく、数多くの住宅法案は既に始動し、現段階では政府、NPO、建築士及び他の民間組織もあらゆる可能な推進と連携方式を試行している、長期的に、中央政府に積極的に居住政策を取組んでもらう為には、台湾社会全体が居住福祉に対する討論と共通意識の形成は必要不可欠である。

表1. 台北市賃貸公共住宅の類型及び基本特徴

名称	年代	戸数	提供対象	家賃 (管理費含む)	総対象数
公営住宅	2011-	184	世帯所得 50 分位数以下; 年齢 20-45 歳	9,240~23,850 台湾元 約周辺相場の 70%~80%	台北市総世帯数: 1,017,063 戸 (2012 年 10 月) 所得 20 分位以下: 203,412 戸 (2012 年 10 月) 低収入:20,608 戸 (2012 年 10 月) 低収入且持ち家なし: 12,095 戸 (2011 年 3 月)
賃貸住宅	1976-2003	3,833	世帯所得 20 分位数以下; 部分の戸数は特定対象	3,250~16,400 台湾元 約周辺相場の 50%	
平価住宅	1970-1979	1,448	低収入者、世帯所得が 1.5%以下	300 台湾元の管理費のみ	
その他	ばらばら	825	特定対象、包括シングルマザー、高齢者、原住民、都市更新区域の居住者	状況による	
合計	6,290 戸				

参考文献:内政部統計月報、2012.10;内政部統計処(2011)社会住宅需要調査報告;台北市社会住宅推進計画(102年-105年)(草案);各賃貸住宅情報サイト。

² ある地方長官は一旦老人を公共住宅に入居させると、転居しなくなるとインフォーマルな発言をした。他に、ある台北市政府役員は公営住宅は「良質な」人のみ入居させないと、管理上の問題が色々出てくると述べた。

蹣跚學步： 台灣近期公共出租住宅政策的 進展與問題



江尚書

社會住宅推動聯盟

Social Housing Advocacy Consortium of Taiwan

邁向建構東亞包容都市網絡工作坊 EAICN

Osaka 2013.2.20

公共出租住宅體系 (before 2010)

	平價住宅	出租國宅
推動年代	1970-1979	1976-2003
現有戶數	1,448 (4處)	3,833 (23處)
提供對象	低收入戶，大約是家庭收入分位1.5%以下	家庭收入20分位以下；另有設定部分戶數給特殊身分人口
月租金 (含管理費)	僅收取約300元的管理費	3,250~16,400元 依面積及區位而異，平均約市價的一半

台北市其他：767
位於其他地區：626
合計：6,674

÷
全台灣住宅存量：8,078,749
全台灣家戶總數：8,186,432



0.08%

住宅補貼方案分類及戶數

補貼方案 Program	年代					補貼 類型	台北市 戶數	其他地 區戶數
	1950	1960	1970	1980	1990			
合作營建						購屋	3090	
軍眷住宅貸款 軍眷住宅興建						購屋	2204 4297	
貸款人民自建						購屋	8837	4241
獎勵投資興建國宅						購屋	2309	6787
公教住宅直接興建 公教住宅貸款						購屋	1294 28583	8611
整建住宅						購屋	9977	
平價住宅						租屋	2048	
直接興建出售國宅 (眷村改建部分)						購屋	40965 (4297)	164595 (25297)
勞工住宅貸款						購屋	10814	
出租國宅						租屋	3326	
輔助人民貸款自購						購屋	32699	22985
合計 Total							150,443	



社會住宅推動聯盟

Social Housing Advocacy Consortium
2010.8.26

新的住宅支援政策 (2010 ~)

- 中央政府
 - 合宜住宅 (8,405 units，出售為主) (2010)
 - 提出5處社會住宅 (1,661 units)，轉交地方政府推動 (2010.10.31)
 - 通過住宅法 (2011.12.13)
 - 抑制房價措施 (奢侈稅、實價登錄) (2011)
- 地方政府
 - 台北市：透過各種手段推動公營住宅 (4,808 units)，加碼租金補貼
 - 新北市：僅小規模試辦；少量加碼租金補貼

1. 中央政府推動目標及藍圖未明

- 提出5處社會住宅 (2010.10.31)
- 是選舉壓力下的敷衍回應，總統及中央行政體系沒有真正意願
- 因此不會：
 - 進行整體評估
 - 承諾具體目標
 - 研擬推動制度



2. 住宅法未具突破影響

條文數	章名	立法邏輯
7	Ch1 總則 General Provisions	
6	Ch2 住宅補貼 Housing Subsidies	中央政府 轉嫁責任
19	Ch3 社會住宅 Social Housing	地方政府 被動協助 民間部門
6	Ch4 居住品質 Housing Quality	相關規範都已執行多年，此法僅是將政府現有之有限作為加以法條化
6	Ch5 住宅市場 Housing Market	
3	Ch6 居住權利平等 Equality of Right to Housing	宣示意義大於實質效用
7	Ch7 附則 Supplementary Provisions	

3. 首要支援對象錯亂

- 90%出租給20~45歲之青年家庭
- 僅保留10%給弱勢族群(低收入戶、老人、身心障礙)
- 租金難以負擔：每月約10,000至20,000新台幣(330~660 USD)
- Average wage 37,305 (Nov. 2012)
- 租期最長只有5年



大龍峒公營住宅室內實景



4. 周邊社區強烈抗議社會住宅



Source: 苦勞網 · 2010/12/13

Source: 自由時報 · 2010/12/13

BUT 民調結果

	萬華	松山
👍	78.8%	56.2%
👎	11.6%	27.4%



5. 資金運用與土地取得

- 公有土地多掌握在中央政府及國營企業手中
– 台北市政府進行規劃時無法直接利用這些土地
- 住宅基金難以支應更多的社會住宅



台北市住宅基金



為興建4808戶住宅，未來4年預計花費113.06億元，占現有淨值之40.4%

淨值：279.5億元(2013年)

台北市、新北市嘗試多元方式

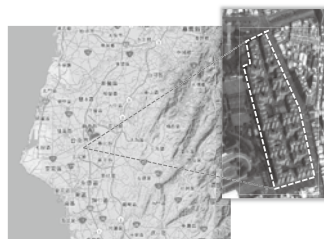
- 直接興建
- 繼有公共住宅重建
- 結合其他設施
- 閒置校地利用
- 翻修既有建築
- 都市更新
- 民間投資 (BOT, PFI)
- 捷運站聯合開發分回



台南大林社會住宅

Eden Social Welfare Foundation
伊甸社會福利基金會

購買空置的國宅44戶
改裝成無障礙住宅、通用住宅
計畫提供居家照顧並培養工作能力



20 14:40~15:10

竹中伸五・田岡秀朋 Takenaka, Shingo, Taoka, Hidetomo ((株)ナイス)

民間企業による直接住宅供給による生活困窮者への居住支援

	紹介する<事業、運動>のプロファイル
発表者1 英語表記 所属、若干の経歴	竹中 伸五 Shingo Takenaka 株式会社ナイス 地域開発事業部 1987年 早稲田大学理工学部建築学科卒
発表者2 英語表記 所属、若干の経歴	田岡 秀朋 Hidetomo Taoka 株式会社ナイス 環境福祉事業部 2001年 北海道大学農学部卒
任務、業務の内容、若干の 歴史	●NICE(Nishinari Inner City Enterprises) まちづくりとしてのハウジング 2002年10月 ますみ荘建替事業 増井マンション M 完成【企画】 2006年3月 ブランコート B 完成【企画・事業主】 2009年11月 コミュニティハウス萩 H 完成【企画・事業主】 2011年3月 アイビスコート I 完成【企画】 2012年3月 アジュールコート A 完成【企画・事業主】
対象地域、対象者、利用者	●ナイスの5つの実践 ・ M :密集市街地の民間老朽住宅建替モデル ～もうどこに行かんでもいいよ～ 従前居住者と家賃 ・ B :西成のデザイナーズマンションモデル ～若者に選べる住宅を～ デザインと生活スタイル ・ H :釜ヶ崎単身高齢者の明日の「住まい」モデル ～支援と居住空間のバランスを～ 生活保護市場と物的住宅水準 ・ I :高齢期のまちづくりエンアパートメントモデル ～高齢者に縁と役割の演出を～ 居場所(つながり)とサポート(福祉) ・ A :西成の都市型社宅(社会住宅)モデル ～働き始める。住み始める。は西成で～ 都市型賃貸住宅と給与
この事業、運動の社会的 使命	●西成の都市的課題 ・密集市街地:防災性向上重点地区のうち、特に優先的な取り組みが必要な密集市街地に位置する/最低居住水準(4.5畳の個室と台所を持つ18.0㎡以上の住戸)未達の住宅比率22.6%(全住宅戸数の1/5)(全国平均4.2%の5.4倍、大阪市平均9.9%の2.3倍) ・深刻な高齢化:高齢化率32.7%(全国平均22.1%の1.5倍)/単身高齢者世帯率26.7%(全国平均7.9%の3.4倍) ・貧困・孤立:5人に1人が生活保護受給/半数以上の児童が就学援助を利用/貧困ビジネス問題/自殺率0.93%(全国平均0.24%の4倍)/低い自尊感情
この事業、運動の使命や 法的裏付け、財政的裏付けなど	●まちが経験した「すまいづくり」 ・「すまいづくり」の変遷:同和地区の特定目的公営住宅、オールクリアランス型改良事業 →公営住宅の応能応益負担家賃制度、まちづくり協議会制度、老朽住宅建替支援事業、定期借地権つきコーポラティブ住宅、公営住宅の生活援助員(LSA)制度、高齢者居住安定化法と登録住宅から ●官民協働の新たな手法で「すまいづくり」 ・大阪市民間老朽住宅建替支援事業(M, B, A):専門家(ハウジングアドバイザー)派遣/建替建設費補助制度/従前居住者家賃補助制度/賃貸住宅建設資金融資制度 ・国土交通省高齢者居住安定化モデル事業(I):住宅及び高齢者の交流施設等の整備費、設計費の補助
実際の運営方法など	●ナイスの5つの物件 (別添:エクセル表)
課題、要望、提案など、政策的提言も含めて	●未来を見ずえた「すまいづくり」を ・生活保護と居住水準 物的居住水準を問わない「生活保護歓迎市場」 →将来の単身向け住宅ストック需要を見越した良質住宅を

	<p>・住宅政策の再構築 将来的な不安定居住層の増加(非正規雇用世代の高齢化、生涯未婚の大量化) →生活保護、住宅施策の見直し(住宅扶助単給、持家から社会投資の住宅施策など)</p> <p>●選べる「すまいづくり」を</p> <p>・住宅供給と住宅サービス 介護サービス等と住まい提供一体型のビジネスの増加 →一体型だけでなく、分離型ビジネスの推進を →介護保険外の家政的サービス・居場所、仲間などの隠れたニーズとコスト</p> <p>・社会住宅としての賃貸住宅 終身雇用モデルがなくなりつつある未来と住宅のあり方 →不安定就労を特別扱いしない都市のしごとづくりと勤労者住宅の連動 →都市住宅の未来の需要(一人親世帯の増加、海外労働者受入れ等)</p>
本発表で特に紹介するイシューについて	<p>●民間会社としてのビジネス性と社会性</p> <p>・まちとの対話から戦略を 「生活保護歓迎市場」や「空き家ビジネス」も経済的動機(ビジネス)による西成の賃貸住宅市場の一側面であるという事実。まちに住み・暮らす人々の声や社会の変化からうかがえるウォンツに、社会性というシーズ(アイデア)をいかに具体化するか。</p>

	増井マンション M	プランコート B	コミュニティハウス萩H	アイビスコート I	アジュールコート A
オーナー	4名のオーナー	ナイスと複数企業JV	ナイスの関連会社	社会福祉法人	ナイスと社会福祉法人のJV
構成	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅48戸 障がい者グループホーム 認知症グループホーム 店舗(ナイス本社) 	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅37戸 障がい者グループホーム 店舗(飲食) 事務所(教育関連事業) 歯科医院(区公所右) 	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅37戸 障がい者グループホーム アフターケアセンター 事務所(介護看護等) 	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅24戸 障がい者グループホーム 認知症グループホーム 介護事業所 店舗(飲食) 	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅33戸 ケアホーム サテライト型特養 店舗(飲食・サロン)
管理形態	地元の老舗不動産会社	地元の老舗不動産会社とのコラボからナイスへ	ナイス	ナイス	ナイス
運営状況等	・従前居住者から徐々に新規入居者へ	・飲食店経営は苦戦 ・入居者はターゲットにぴったり	・支援サービスと管理は分離 ・入居者・支援者・オーナーで連絡会	・生活支援サービスは別メニュー ・充実したコモンスペース	・稼働年齢層で低所得の自立を応援 ・高齢者・障がい者も入居
階数	7階	10階	10階	8階	6階
賃料・㎡	1K	0戸	48戸	0戸	5戸
		-	18.00㎡	-	25.11~25.13㎡
		-	4.7万円(5千円)	-	5.7万円(7千円)
	1DK	32戸	2戸	0戸	20戸
		27.60~28.62㎡	34.17~34.27㎡	-	25.83㎡
		5.5万~6.1万円(5千円)	6万円(5千円)	-	6.1万円(1.3万円)
1LDK	8戸	14戸	0戸	2戸	
	36.26㎡	40.24~47.58㎡	-	40.91~40.95㎡	
	6.5万円(6千円)	6.5万~7.6万円(6千円)	-	8.1万円(1.5万円)	
2DK	8戸	5戸	0戸	1戸	
	51.33㎡	50.49~54.01㎡	-	52.97㎡	
	8.8万円(8千円)	8.5万~8.9万円(8千円)	-	10.2万円(1.7万円)	
2LDK	0戸	16戸	0戸	1戸	
	-	58.16~75.85㎡	-	60.75㎡	
	-	9.3万~15万円(9千円)	-	109,000円(17,000円)	
延	48戸	37戸	48戸	24戸	33戸
	27.60~51.33㎡	34.17~75.85㎡	18.00㎡	25.83~60.75㎡	25.11~29.14㎡
	5.5万~8.8万円	6万~15万円	4.7万円(5千円)	6.1万~10.9万円	5.7万~6.1万円(7千円)
	3,054,000円/月(100%)	3,199,000円/月(100%)	2,256,000円/月(100%)	1,591,000円/月(100%)	1,993,000円/月(100%)

20 15:10~15:30

全 泓奎 Jeon, Hong-gyu(大阪市大都市研究プラザ)、川本 綾 Kawamoto, Aya、中西雄二 Nakanishi Yuji、岩山春夫 Iwayama Haruo、(多文化コミュニティワーク研究会)

地域再生を促す社会体験型エスニックミュージアム構想の実現に向けたアクションリサーチ

はじめに

新大阪市政の下、西成特区構想が打ち出され、当該地域に長年間居住してきた住民や民間団体の間では期待と不安のアンビバレンスな感情がよぎっている。西成区は面積 7.35 km²に、人口約 13 万弱が居住する地域で、外国人(5.6%)や在日コリアン(76.5%)の占める割合が高く、とりわけ北西部を中心に近年新来外国人も増えつつある。一部には、1920 年代から居住し始めた沖縄からの移住者によるコミュニティも形成されていることから、文字通り多文化地域としての特色を色濃く持つ。また北西部に広く分布する大規模の同和地区では密集市街地が広がり、住宅を含む地域のインフラの老朽化が目立つ。一方、日本最大の日雇い労働者の生活と居住の場(寄せ場)である、あいりん地区(通称釜ヶ崎)が北東部に立地していることもあり、被保護率(187.0%)が全国(12.5%)や大阪市全域(46.3%)に比べて抜きん出て高く、地域の社会経済的な地盤沈下が進んでいる。地域施設の劣化や社会関係資本の脆弱化への危惧から、行政施策の展開も切望されてきた。他方、あいりん地区では、この 10 年間で、地元住民や民間支援団体の連携に基づいた地域再生フォーラムを中心に、地域に散在する社会資源を生かしたまちづくり活動が行われてきている。また、北西部の同和地区や在日コリアン多住地区でも、地域再生に向けた自主的かつ創発的な取り組みが展開されている。大学との連携においては、バックパッカーを対象とした観光産業推進への支援、大阪市立大学都市研究プラザの現場プラザを拠点とした市民まちづくりへの支援、アートによる地域マネジメントの取り組み(NPO 法人こえとことばとこころの部屋、ココルーム)など、大阪のディープサウスを肯定的に受け止め、再解釈し、再照明していくことから地域再生を図っていくための様々な試みがなされている。本研究は、以上のような取組みをさらに推し進め、負の側面しか認識されてこなかった上記のような地域の社会的・歴史的・産業的・文化的な資源に社会的価値を見出し、地域再生や西成特区構想にも繋げていくためのアクションプランを提案することを目的としている。これらは、最も時宜を得た研究であることに特色があり、本研究の結果得た知見を現地にて実践的に還元できるアクションリサーチを目指している点に重要性がある。また、本構想を実現していくため、トヨタ財団を始め、様々な民間助成にも応募している。現在公益財団法人ユニバーサル財団による 2012 年度研究助成、文部科学省科学研究費挑戦的萌芽研究(2012 年度~14 年度、「多文化コミュニティワークのモデル構築に関する研究」)、そして公益社団法人日本都市計画学会による 2012 年度社会連携交流組織指定を受け、助成金を得ることとなった。

地域経済の再建と地元文化の再確認に向けたミュージアムアプローチ

建物の中に固定された博物館及び展示空間ではなく、地域の歴史や地域産業を生きたまま観賞できる施設として、欧米では野外博物館(オープンエアミュージアム、イギリス)、あるいは「エコミュージアム」(フランス・スウェデン、フランスではエコミュゼ)というアプローチがある。これは 1960 年代以降に農村地域から始まり、1980 年代には都市地域へと広がったものであるが、単なる展示空間ではなく、衰退した地域経済の再生に向けた新しい地域再生プログラムとして脚光を浴びている。地元コミュニティや住民らがインストラクターとなり、地域内に点在する様々な歴史及び産業遺産をサテライト化し、それらをネットワーク化する地域まるごとミュージアム構想は、新たな地域観光産業の創出を通じた地域再生や新産業の創生にも繋がるアイデアである。現在世界におけるその展開に関しては諸説があるが、取

り立ててエコミュージアムと称しなくても、その考え方を実践する組織は約 90 あるとされている(大原 1999 : 40 より再引用)。大原(1999・2001)は、以下のような三つの要素がバランスよく整っている状態がエコミュージアムの理想的な姿と述べている。

①H(heritage) : 地域における自然・文化・産業遺産などを現地で保全すること。

②P(participation) : 住民自身の主体的参加による管理運営、③M(museum) : 博物館に関わる一連の活動
日本国内でも、1995 年より日本エコミュージアム研究会が設立され、日本各地に展開するエコミュージアムの発展に向けた情報交流や新しい地域資源の発掘に向けた研究や実践交流活動が行われている。しかし、これまでは自然・環境・産業遺産を中心とした取り組みが主となり、本研究で取り上げている社会資源(労働・エスニシティ・人権・福祉)等に関しては日本では取り上げられにくかった。本研究では、とりわけ、都市・大阪の中で様々な形で困難を抱えており、地域環境や社会環境的にも再生に向けて官民の域を超えた取り組みが求められている西成地域、中でも北西・北東部を中心に、既存の社会資源を掘り起し、正の遺産として再解釈する作業を展開する。なお、それを推し進めていく人材プールとしての地域再生に取り組む地域主体のエージェントの養成も求められる。本構想では、当該地域の地域再生を目的に据え、地域に散在する負の資源と思われてきたものの正の側面に光を当て、新たな資源として再解釈し、地域再生の資源として動員する。その過程を通じて地域まるごとミュージアムを機能させ、人の循環から経済の循環を生み出し、活力のあるディープサウスの栄光を取り戻す地域再生のアクションプランを模索するため、ミュージアムを構成する各サテライト(研究領域のカバー範囲)に関する基礎的調査研究及び資源収集を行うことを進めている。以下は、本構想の軸となるサテライトとして想定している対象と概要を示したものである。

【西成北西部におけるエスニック資源を用いたサテライト構想】

- ①在日コリアンのエスニック産業：ナット・皮革：1920 年代より朝鮮半島からの移住者がいたと推測される西成では、次第に在日コリアンの従事する職業がボルト・ナット等金属加工業と皮革業に集中していった。前者は慶尚道出身者が多く、後者は全羅道出身者が多く従事していたという話があり、居住地も出身地によりある程度の区分がされていたようである。
- ②西成北西部における沖縄からの移住者：1920 年より出移民が増え、大阪でも 1935 年の段階で大正区や北区等に集住が見られ、西成では、日本紡績津守工場に 1927 年時点で沖縄出身の労働者が見られている。同郷者集団のネットワークも広がっていき、1924 年には関西沖縄県人会が発足する。その傘下に西成沖縄県人会ができ、1964 年には同郷者の寄付によって、「大阪西成県人会館」が建設された。
- ③民族教育・多文化教育(大阪市立長橋小学校)：阪神教育闘争以降の覚書により、大阪では初めて設置された民族学級である。多文化共生学級：7つの国や地域(フィリピン、インドネシア、ネパール、タイ、中国、台湾、内モンゴル)+日本・在日の子どもたちが通っている。多文化共生月間(月 1 回)、フィリピン学級(10 年目)
- ④エスニシティと宗教：在日大韓基督教会西成教会：1920 年代に西成に移住してきたある在日朝鮮人家族が家庭礼拝を行ったのが始まりである。その後、今宮教会、大阪西成教会と名前を変える中で規模を拡大し、地域の在日コリアン信者の心の拠り所となってきた。近年は結婚移住者など新来定住者の信者も増えている。
- ⑤金剛学院の跡地：終戦後、西成在住の在日コリアンが子女の民族教育のために始めた学校である。設立当初は西成区内にあったが、2007 年に住之江区に移転した。現在は小中高がある。学校長は韓国から派遣されている。

21 13:10~13:40

益子千枝・平川隆啓 Mashiko, Chie /Hirakawa, Takaaki よりそいネットおおさか、

刑余者への生活、住宅支援

	紹介する事業のプロファイル
発表者1 英語表記 所属、若干の経歴	益子千枝 Mashiko, Chie、大阪府地域生活定着支援センターと、よりそいネットおおさかの相談員を兼務。救護施設職員や野宿生活者巡回相談の相談員などを経験
発表者2 英語表記 所属、若干の経歴	平川隆啓 Hirakawa, Takaaki よりそいネットおおさかの相談員、地域・アシスト研究事務所スタッフ、大阪市立大学都市研究プラザ研究員を経験
任務、業務の内容、若干の歴史	大阪府地域生活定着支援センターやよりそいネットおおさかでは、矯正施設の出所者等をコーディネートする。よりそいネットは2009年4月から、定着支援センターは2010年7月から活動を開始。
対象地域、対象者、利用者	センターの扱ったこれまでのケース数は約400にのぼり、全国の他の定着支援センターと比べて断然多い。
この事業の社会的使命	<p>矯正施設の抱える状況として、高齢者の増加や、IQ相当値70以下の人が約2割といった、福祉的な課題がある。また、福祉の現場では、気づかれにくい軽度の障がいもたらす生きづらさや、刑務所志願の人もいるなど、社会側の課題もある。そのような背景もあり、刑余者支援というキーワードで、障がい者支援、ホームレス支援、人権的支援など様々な領域からの支援が試みられてきた。大阪では、刑余者支援の民間ネットワークとして、よりそいネットおおさかを展開している。</p> <p>よりそいネットおおさかとは</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な支援団体と連携 <p>2009年4月からホームレス支援や就労支援、人権問題等に取り組んできた団体らにより「よりそいネットおおさか」を結成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種事業を展開 <p>よりそいネットおおさかの多分野からなるネットワークを活かし、刑余者に必要な支援をトータルにコーディネート。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談事業… 刑余者にかかわる様々な相談に対応 ② 調査事業… 刑余者に関する実態を調査 ③ 啓発・研修事業… 研修会やシンポジウム等の開催 <p>大阪府地域生活定着支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 厚労省・法務省の刑余者支援 <p>厚生労働省・法務省により刑余者の出所後の生活支援を行う事業。2010年7月から大阪府の委託を受け、大阪府総合福祉協会(社会福祉法人)が大阪府地域生活定着支援センターを開設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 全国のセンターとも連携 <p>全国に展開しつつある地域生活定着支援センターとの連携をはかり、本人に適した地域での支援に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 矯正施設と協働して支援 <p>刑務所や保護観察所等とのより強い連携を活かし、出所前から事前の調整を実施。出所後のアフターケアも行う。</p>

この事業の使命や法的裏付け、財政的裏付けなど	<p>地域生活定着支援センターは、厚生労働省・法務省により刑余者の出所後の生活支援を行う事業として各都道府県に開設されている。大阪では、大阪府から委託をうけ、大阪府総合福祉協会(社会福祉法人)が運営している。</p> <p>一方、よりそいネットおおさかは任意団体であり、事業は民間助成金と会費に頼っている。</p>
実際の運営、経営など	<p>定着は現在、有償職員4人体制で運営。よりそいは有志による事務局チームで運営している。</p>
課題、要望、提案など、政策的提言も含めて	<p>大阪の場合、都市における貧困地域が集中しており刑余者も集まりやすい構造があるなど、都市構造的な課題がある。また、社会資源の連携や心理的判断などの専門性など、福祉の支援者側の課題もある。そのような地域性の格差があるにもかかわらず、定着事業は全国一律で設計されており、不具合も生じている。</p>
本発表で特に紹介するイシューについて	<p>大阪における定着とよりそいによる刑余者支援のながれを紹介する。そこで見えてきたの課題や支援のあり方など報告する。</p>

以下は、発表当日に使用するパワーポイントのスライド番号別の紹介内容である。

- 2.地域生活定着支援センターの業務は、矯正施設の出所後の福祉的な支援として①コーディネート②フォローアップ③相談支援を行うことである。
- 3.地域生活支援センターの①コーディネート業務は、矯正施設・保護観察所と連携して、出所後の支援をアセスメントすることである。
- 4.矯正施設を出所すると、支援員が同行しながら福祉制度の申請や事前に確保した住居の案内、今後の生活についてのアドバイスなどを1日かけて行う。
- 5.その後もフォローアップしながら随時支援するが、アディクションや人間関係のトラブルなどで地域生活に再び支障をきたしてしまうケースが多い。
- 6.矯正施設・保護観察所から依頼がくる特別調整の他に、地域や家族、障がいやホームレス、医療などの支援関係者などからの相談も刑余者支援では重要である。
- 7.大阪ではこのような相談支援を地域生活定着支援センターとよりそいネットおおさかが両輪となって、地域や支援者、家族、そして本人と協働しながら支援していく。
- 8.支援者が管理したり叱責するなど上下関係で解決しようとする、本人にとっては負のスパイラルに陥りやすい。
- 9.水平な関係で本人の視点によりそいながら支援を進めることが重要になってくる。

21 14:20~14:50

小林 真 Kobayashi, Makoto NPO 大東ネットワーク事業団理事長

ホームレス・居住困難層への複合的な居住支援

■法人概要

法人として 2002 年に設立し、第二種社会福祉施設の無料低額宿泊所を、大阪市 6 箇所、東大阪市 1 か所と兵庫県内神戸市 1 か所、西宮市 2 か所、尼崎市 1 か所にて運営。11 施設、定員 370 居室。シェルター一室を併設。行政に届け出をして、毎年所管する自治体による調査を受けて運営している中間施設です。

■どのような方が利用されているか？

身寄りがなく中高齢者で、生活困窮者、年金生活者、身体障がい者（1 級含む）・知的障がい者・精神障がい者、民生委員・地域自治会からの相談、警察、保護観察所、病院、他施設等からの紹介。（緊急入院や緊急保護など二十四時間体制）等がいらっしゃいます。（若年者 10%、高齢者 20%、長期入居者 26%、刑余者 5%、障がい者 2%、女性 0%、いずれにも該当しない者 46%。詳しくは、下記表を参照）。

そして、利用者が自立した生活に至るよう個別ケースに合ったカンファレンスを行い、支援の内容も様々な手法をとることと、他団体と協働・連携しての支援も活用しています。

■どんな団体等と共働・連携しているのか？

兵庫県が主催する複数のホームレス関係の協議会、大阪府、兵庫県の刑余者の支援ネットワーク、ホームレス支援全国ネットワークのメンバー。厚生労働者の居宅生活移行支援事業を実施。

野宿生活者に 2011 年度は 104 回おにぎりを作ってアウトリーチを行いました。小屋・テント住まいと段ボールだけで過ごしている、そうした生活の場に早朝などに個別訪問し、安否確認や健康状態と相談事業を行いました。これは施設が満室でも実施してきました。このアウトリーチは法人活動の根幹であり、我々もその時の風を感じていく事を大事して、施設運営だけが支援でなく、支援の入口と出口を一緒に考えて活動する事が必要であると考えております。

この活動の中では刑余者の方と出会う機会が増えています。特に高齢で出所された方の中には刑務所よりも一般社会の方が厳しく感じられ、刑務所に戻った方が自身の安心と安全が確保できると思う現実があることでした。血縁との縁がなく（ホーム）、家がなく（ハウス）、働く環境作りに不安や絶望感から再犯を犯してしまうケースも見てきました。また、年金では 250 ヶ月かけていなければ受給資格が得られない現在、あと少しで受給資格が得られるという方も多いです。様々なセーフティーネットの制度はあるものの、それを結びつけて個別のケースに対応できていないのも現状であると感じます。

ではホーム LESS 家族や友人と縁が無い・ハウス LESS 家が無い等の中高齢の方が利用する施設の一つとして無料低額宿泊所ではどんな支援がされているか？

居室はそれぞれのプライバシーが守られた個室であります。食堂・浴場・談話室・トイレ等は入居者の生活状況に合わせて共同であります。それは以下に述べることに説明されています。

- ① プライバシーの確保されたゆっくり過ごせる個室部屋（約 7.4 m²）で生活をし、それぞれの目標・目的に向かって生活状況を見直す。日常生活用品の支給。
- ② 高齢者が多いので共同浴場で一人入浴、共同トイレによる事故の防止。
- ③ 食堂にて規則正しい健康的な食事。就労者等で施設での食事対応できない方には臨機応変に対応

- ④ 相談できる人がいる、元気な方との互助。
- ⑤ 入退院、医師との治療計画の協力及び通院同行の支援、服薬管理。
- ⑥ 個別就労活動での相談、ハローワーク同行や求職活動支援、就労先企業との連絡調整。
- ⑦ 就労中の人の頑張る姿をみて就労意欲が喚起されるシナジー効果、約 20%の方が就労で自立生活。
- ⑧ 現在わずかであるが金銭管理と貸付。
- ⑨ 結核検診、インフルエンザ予防接種。
- ⑩ 食中毒防止のための衛生検査。
- ⑪ 本籍地や住民票をめぐるトラブルの処理や、失踪案件の回復、障がい者手帳の交付や更新、自立転居手続、債務処理。
- ⑫ 火災の予防、避難施設としての利用、地域住民も利用できる「救急ステーション」の機能。
- ⑬ 公共空間の小屋やテント居住者の退去の支援。
- ⑭ 地域自治会と小学校との連携、行事への積極的参加。
- ⑮ 多くの利用者がアパート等に転居した。継続的なアフターケアを実施、入院中の支援や看取りの支援。できる限りでのお付き合いが続く。
- ⑯ 高齢・障がいで介助・支援が必要な方がいる。運営している宿泊所は、あくまで中間施設であるため、日常生活に不安を抱える方、入退院時等に一時的な体力低下の方、介護ボーダーや軽度の要介護者等に利用してもらう生活支援ハウスを開設。入居時に保証人を求めず、一時金も頂かずに運営。

中間施設の一覧（生活支援ハウス以外は無料低額宿泊所）

大阪市 1	鉄筋造4階建、鉄筋造3階建、70 室 8 畳、6.4 万～8.8 万円 就労 2.5 割程	東大阪市 1	鉄筋造 2 階建、鉄筋造3階建、16 室 7 畳、6.4 万～8.8 万円 高齢・短期利用が多く就労 1 割程
大阪市 2	鉄筋造4階建、28 室 4.5 畳、6.4 万～8.8 万円 就労 2 割程	神戸市 1	鉄筋造4階建、鉄筋造 3 階建、68 室 4.5 畳、6.4 万～8.8 万円 就労 2 割程
大阪市 3	木造モルタル造2階建、12 室 6 畳、6.4 万～8.8 万円 就労 2 割程	西宮市 1	鉄筋造 4 階建、35 室 6 畳、6.4 万～8.8 万円 就労 2 割程
大阪市 4	木造モルタル造2階建、13 室 4.5 畳、6.4 万～8.8 万円 高齢傷病が多く就労 1 割程	西宮市 2	木造モルタル造2階建、21 室 6 畳、6.4 万～8.8 万円 高齢傷病が多く就労 1 割程
大阪市 5	木造モルタル造2階建、4 室 4.5 畳、6.4 万～8.8 万円 高齢傷病が多く就労 1 割程	尼崎市 1	鉄筋造 4 階建、91 室 4.5 畳、6.4 万～8.8 万円 就労 2.5 割程
大阪市 6	木造モルタル造2階建、13 室 4.5 畳、6.4 万～8.8 万円 高齢傷病が多く就労 1 割程	尼崎市 生活支援ハ ウス	鉄筋造 8 階建、55 室 6～9 畳、10.6 万円 介護ボーダー 11 名、要支援 1～2 が 2 名 介護 1 が 11 名、介護 2～3 が 0 名 介護 4 が 5 名、介護 5 が 0 名

21 14:50~15:20

奥村 健 Okunura, Ken (社福) みおつくし福祉会 理事 更宿連 (全国更生施設・宿所提供施設・連絡協議会) 会長

移行型支援施設の役割とその運営を通して見える今日的課題

1. 生活困窮者支援の生活保護を中心とした施設

2013年1月現在、生活保護法にもとづく更生施設 **Rehabilitation Center** (定義: 身体上または精神上の理由により養護および生活指導を必要とする者を収容して、生活扶助を行う) は全国に18施設、定員1,692人、ホームレス自立支援法による自立支援センターが24施設、定員1,800人、宿所提供施設9施設、定員700人に、更宿連に加盟する(旧来からある)無料低額宿泊所が7施設存在する。更生施設は大都市それも首都圏、名古屋、京阪神圏に集中しており、全国レベルにはなかなか拡大していかない。それどころか、むしろ縮小傾向にある。ホームレス自立支援センターは地方都市にも徐々に新たに施設が出来ている。根拠法のホームレス自立支援法が5年の延長により2017年まで有効となった。さらに新たに首都圏を中心にしたものと、地方でもNPOによる新たな無料低額宿泊所事業が、生活保護受給者の受け皿として数多く事業展開(首都圏だけでも200施設以上)している。

同じ生活保護法に基づく福祉施設である救護施設 **Relief Center** (定義: 心身に障害があり保護を必要とする者を収容し、生活扶助を行う) が全国に188施設、定員17,888人ある。その利用単価は、例えば同じ一種事業の更生施設との比較でも一人当たりで見れば同条件で約2倍、生活費を除いた事務費人件費部分での単価では約3倍になる。平均的な入所期間は15年と大変ながく、救護施設はかなり潤沢な運営ができる。一方、更生施設の平均的な利用期間は10ヶ月程度であるが、空きがあまりない。空室が少ないこともあり経費的には、その地域で受けられるアパート生活をする単身住民が受けられる生活保護額とほぼ同じ程度で運営をしているので、かなり厳しい運営となっている。更生施設運営における経費的な課題は大きい。ましてや、さらに低い単価設定で運営している民間NPOの他施設においては、現在の課題を抱える困窮者支援をしている施設の運営は大変厳しいと言わざるを得ない。

2. 更生施設の利用状況・実態について

各施設における利用者の社会的ニーズを背景にした利用状況・実態について「全国更生施設の実態調査」(2012年4月1日)を基に追ってみる。

更生施設18施設の総定員は、約1,700名で2012年4月1日現在1,300人の入所数であり、入所人員は定員比80%台である。しかしながら、年間を通しての利用は、2011年度1年間で退所人員(延利用人員)1,890と、出入りをする利用者が定員をかなり上回っている。施設として、ある程度空き部屋を作ることによって常に受け入れが出来る体制を持っている。しかし、施設の相談業務を司る職員としては、その業務中に占める負担は、利用開始時と、退所時(勧告退所や無断退所もある)、そして利用者の入所期間における接遇に力量が問われ、負担も大きなエネルギーも必要とされる。受け入れ時には様々な依頼機関との調整に始まり、利用者との丁寧な応接や所見、アセスメントが必要とされ、互いに緊張が前提にある関係から始まる。また退所に当たっては、関係行政との調整はもちろん、利用者主体、その後の地域での生活継続を前提としながらも、利用者との意見調整や摺り合わせはなかなか難しい。

施設の利用者は、現在入所中の利用者に限られているわけではなく、退所後のアフターケアを18施設中15施設で「生活保護施設通所事業」として実施している。施設を退所後の通所・訪問による生活支援は当然の事業であり、さらに事業以外の対象者へのアフターケアもあわせて行っている。

基本的には長期にわたる入所者は殆どなく、10年以上という利用者はわずかに4人。3年以上の利用者でも全体の6%強の88名に留まる。

2008年の調査との比較で、平均在所期間は10.8ヶ月で、ほぼ同じだが、(ただ当時は期間を短くする一時利用施設が現在より多く存在)、平均年齢も50歳代前半で大きくは変わっていない。しかし顕著な変化としては、若年齢世代の増加が見られる。40歳未満の人員が114名から190名に増加し、総利用人員が減少している中で、若年齢層は大幅に増加しており、若者の社会的困窮・孤立の問題が大きく施設利用者の調査結果にも反映している。

3. 障害のある利用者の状況

また、障害のある利用者が407名から598名へと1.5倍増加している。統合失調症、双極性の気分障害、アルコール、薬物、知的障害、広汎性発達障害いずれも調査結果において増加しており、唯一身体障害者手帳の所持者のみが減少した。中でも、特にアルコール依存症は109人から173人へ、知的障害者は38人から57人、気分障害が58人から64人へと増え、特に顕著な数字では覚醒剤などの薬物の使用歴のある利用者が20人であったものが67人へと急激に増加している。

アルコールを始め、薬物やギャンブル、新たなケイタイやゲーム、性的依存や窃盗症など様々な依存症からくる社会生活適応へのハードルが上がってしまう事例が多くなっています。発達障害や精神障害があつて、若年で家庭内に問題を抱えていたり十分な学歴を受けられず、さらには社会の中で居場所を失って排除され、場合によっては罪を犯してしまつて、自立&自律の難しさや簡単には社会に戻つて包摂される支援を受けられない状況になつて行き詰まつてしまひ、負の連鎖に陥つてしまつている人たち増えている。こうした人の多く更生施設の利用者となつている。

4. 生活困窮者支援における新たな制度、総合相談支援センターが機能するために

新たに生活困窮者支援・対策が国の施策の大きな柱としてクローズアップされている。

「生活支援戦略」の策定に向けた動き、その中で重要な位置を占める「総合相談支援センター」の設置が急ピッチで進められようとしている。ただ刑事施設を退所した人の地域生活を支援する法務省の「地域定着支援センター」の制度や理念もそうであつたが、その有能な担い手を育て上げるのは簡単なことではない。

また、その仕組みが有効に機能するためには、既存の社会事業・福祉の担い手や様々なNPOの支援団体、地域の機能も含め、あらゆる社会的な生活支援の担い手とその事業の目的や理念を十分に理解する必要がある。同じ土俵に上がつて、当事者主権とは何か、その根源的 pursuit と、我々のユーザー、コンシューマーは誰なのかという原点に立ち戻つて、社会利益という視点で事業展開をする必要がある。それが新たな仕組みを立ち上げる中で成果を上げられるかどうかすべての鍵になるのではないだろうか。

21 15:20~15:40

岡本友晴・沖野充彦 Okamoto, Tomoharu /Okino, Mitsuhiro (社団) 大阪希望館 理事

ネットカフェ難民、住居喪失者への就労居住支援

	紹介する事業、運動のプロファイル
発表者1 英語表記 所属、若干の経歴	<p>岡本 友晴 OKAMOTO Tomoharu 一般社団法人 大阪希望館 地域連携事業担当 (おおよど縁パワーネット 事務局長)</p> <p>1952年生まれ。公立中学校を卒業後、様々な職業と各地を転々とする。 2006年2月より、大阪市立のホームレス「自立支援センターおおよど」のアフターケア担当の相談員に。 2007年4月より、「更生施設・大淀寮」の通所事業(アフターケア)相談員。 現在、大阪希望館運営協議会事務局員、よりそいネットおおさか(福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した人々の自立支援おおさかネットワーク)事務局員、一般社団法人Me2(就労支援センターアストラクトを運営)監事を兼職。 日本福祉大学福祉経営学部卒業。</p>
発表者2 英語表記 所属、若干の経歴	
任務、業務の内容、若干の歴史	<p>大阪希望館(住まいと仕事をなくした人のための再出発支援センター)は、2009年7月に連合・大阪 Japanese Trade Union Confederation, OSAKA、部落解放同盟、NPO釜ヶ崎支援機構、更生施設・大淀寮、大阪市立大学都市研究プラザの教員などや仏教関係、カトリック、金光教、新宗連などの宗教関係者、市民団体の関係者の呼びかけで結成された運営協議会のもとに活動を開始し、相談センター1か所と支援居室6室から出発した。</p> <p>ホームレスおよび支援がなければホームレスに陥る可能性のある生活困窮者の就労・生活・住居の一体型の伴奏型支援をおこなうため、以下の事業を行ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none">・野宿生活になる前に出会い、公的セーフティーネットワークにつながるまで緊急的宿泊と食事などの提供により再出発を支援する。・再出発の方向や方法を一緒に模索し、考える時間と場所を提供する。・入所中に医療受診・就労相談・福祉生活相談など各種相談を実施する。・チャレンジ就労事業を実施し、「働くりズム」の堅持と一定の収入を提供する。 <p>再出発後も、仕事や生活の不安や悩みにぶつかったとき、いつでも相談できる支えの場をつくってきた。</p>
対象地域、対象者、利用者	<p>主に、若年の住居喪失不安定就労者で大阪において何らかの形で生活する者を対象としている。相談センターがある大阪市北部の「天六」周辺で、地元の社会福祉協議会などの社会資源と協働しながら連携事業をおこなっている。特に更生施設・大淀寮のある豊崎東地域の地縁・住民団体と事業は緊密に行われている。</p>
この事業、運動の社会的使命	<p>仕事も住まいもなくした再出発と自立を民間の力を結集して支援を行い、そうした人たちが地域で安定した暮らしが行えるようにするため包括型地域セーフティーネットワークの構築をめざしている。さらに、地域の団体と協働して再出発した者たちが地域に参加していく、社会参加型の「相互扶助」の新しいかたちのネットワークづくりをめざす。</p> <p>また、これらの目的を達成するための重要な要素は「人的つながり」である。生活困窮者支援のネットワークづくりを「人的つながり」からも創り出してゆく。</p> <p>また、大阪希望館の活動の中から、地域再生をめざす「羽曳野希望館」や、宗教者が中心となって支え合いのまちづくりをめざす「支縁のまちネットワーク」などが生まれた。</p> <p>大阪希望館も連携した多様な地域セーフティーネットワークづくりの取り組みが、「誰も</p>

	<p>社会からこぼれ落とさない」地域の再形成につなげてゆく。そして「大阪のまちが大きなセーフティネットになる」ような広がりを作り出してゆく。</p>
<p>この事業、運動の使命や法的裏付け、財政的裏付けなど</p>	<p>自主財源を基礎としており、運営協議会を構成する団体・個人の寄付を源泉とする。同時にいくつかの助成金や補助金を獲得している。</p>
<p>実際の運営、経営など</p>	<p>大阪希望館の運営については、具体的な支援は相談センターを中心に行い、組織全体の運営を運営協議会事務局で行う。また、公的助成の受け皿には「一般社団法人大阪希望館」が担い、民間からの寄付や助成などは運営協議会が担うという「住み分け」も考えている。</p> <p>調査・研究などについては、大阪市立大学都市研究プラザやこの間の活動の中で関係性が生まれた研究機関との連携の中で行っている。現場での経験が、行政施策やなどの生かされていくには「言葉にしていくこと」が大切である。経験の蓄積を「倉庫で埃に被らせない」ための発信力が必要である。</p>
<p>課題、要望、提案など、政策的提言も含めて</p>	<p>政府の生活支援戦略の「生活困窮者支援」と、大阪希望館の事業がどう関係していくのか？ホームレス自立支援法の今後は？就労は？住居は？生活保護は？検討課題は多岐にわたる。</p> <p>ホームレスおよび支援がなければホームレスに陥る可能性のある生活困窮者の「周辺」では、支援の仕組みづくりの動きが「忙しい」。しかし、支援の現場での経験がどう生かされていくのか不透明である。現在、様々な相談事業が行われている。「相談事業」と名のつくものに、どれだけの経費が使われ、どれだけの人がかかわっているのか。具体的に制度の中身が見えてこない中、「生活困窮者支援」制度が導入されてゆく。「屋上屋」を重ねることにならないか見極めていく必要がある。</p>
<p>本発表で特に紹介するイシューについて</p>	<p>大阪希望館では、就労支援・生活支援など取り組んでいるが、当事者が「この世の中」から入って「この世の中」に出ていくことに注目したい。社会的に「包括」されるという当事者から見て、ある種「受け身」のものでなく、「社会に参加すること」=「この世の中」に入っていくのだということにこだわりたい。</p> <p>具体的には、「地域」ということにどう向き合うのか。「地域生活定着」という言葉が「ブーム」である。ではその中身は。波風立てず、ひっそり暮らせばよいのか？</p> <p>上記の思いから、大阪希望館の地域連携事業の「おおよど縁パワーネット」の任務と使命を考えていきたい。</p>

22 9:20~9:40

金 美貞 Kim, Mi Jung トウコビ (=ガマ) ハウジング

都市再生の新しいモデル、ドウコビ(ガマ)ハウジング

既存の都市再生
全面撤去方式の暴力的再開発

2009.01.20.ヨシサン惨事
経済的合理性に對する圧倒的危機感が生んだ暴動

開発利益の私有化
社会的公平性の不足
画一的な制度の適用
元の住民の低い再建意欲
既存の都市空間との切離
都市景観の荒廃化
関連主体間の関係深化(組合、組合員、ナント、建設社、農商)
公共の偏った役割
住民の参与

深刻な人権課題
暴力的な強制撤去、強制移住



都市再生への新しい道「利益より人を」

再開発に対する代案が必要
2010年ワンビョン区役所と市長官邸、地域活動家、専門家の会議を通じて協議
農産実行「代案研究研究会の活動家達が主導」



社会的企業 ヒキガエルハウジング
"ヒキガエルよ、ヒキガエルよ、古い家をあげよう、新しい家をくれ"

定住権の確保
共同体の再生
老朽した住宅、基礎施設の整備
職場の提供
関係網の構築

2010年12月30日設立、事業始め



庶民中心の漸進的な都市再生

物理的な再生
社会的な再生
経済的な再生

住居性向上
生活コスト削減
生活安定
賃料・物価抑制の促進
生活コスト削減
生活安定の確保
生活コスト削減
生活安定の確保
生活コスト削減
生活安定の確保



"サンセマウル"
ヒキガエルハウジング試験村

位置：新寺洞(ワン) 237番地一帯(シンヤ2洞) 7.9畝
広さ：敷地面積 15,600㎡
住宅面積 11,930㎡
建設：住宅 105戸、商業施設 23店舗、人口数約50人



"転がりまわっていた鉄骨をボールにして回り回り、柱を楯にして"

町の起源と歴史

- 昔の地名：セリョウコム。朝鮮時代に年を取って醸造した酒官が住んでいた村。ゴアコム(監獄と刑務場がある)・ゴムロゴンダ(という農業の由来)・ブットナムコム(貴やかな家がこもりとした等)
- 土地区画整理事業の後、水害罹災者。撤去民たちの移住→寺の移住
- 1890-1990年の大規模の開発：多層階の住宅に新築→寺の移住
- 周囲が全部再開発になったりほとんど再開発区域に指定された。再開発から外され、社会的排除、喪失感、疎外を感じている。

"古くなった住宅が楽しくて再開発を通してもっと良い家で住みたいことを望んでいるのよ、手になったら開きでまいていっていいよ。夏は涼しい風が吹くよ。お茶を飲むのよ。お茶を飲むのよ。お茶を飲むのよ。"



'民・官ガバナンス'

サンセマウル学校、村の総合計画案作り
2011年 農産物産事業地域に指定、村の計画は住民が自らに
2012年 住居環境管理事業「住民参与型の都市再生事業」選定
町の中に共用駐車場の新築(120台)
都市農業のための菜園の造成、私有地買入れ

空地进行菜園に...

ゴミだらけだった犬の飼育場を住民が力を合わせて片付け、花と野菜を育てた。




力を合わせて町の基金

たわしをつくり販売。

訪客が賑わい老人居の住居地の安全のための自ら守り活動。
家庭菜園を作り町の住民とビビンバ祭り



サンセ学堂の建築相談、自分の家の問題を調べよう。

雨が濡れ、カビのはえる家、どのように修理できるでしょうか？
劣化した建物は安全だろうか？自分で直す方法はありますか？
専門家と一緒にした建築相談



窓く鎖間風が強い家を暖かく！

老後住宅の断熱工事で暖房費を半額に削減します。
カビが生え交流がなかった家が暖かい断熱工事、内装工事で隣の人とコミュニケーションを開始する。



都市再生



広間、路地町内会...

町の基金で広場運営、種の学校の子供たちと掲示板作り。
木工教室で家庭菜園に輪子を作る。サンセ町の映画祭、路地ごとに町内会、村を計画する。



弱者へ無償住宅の管理

蛇口に水が漏れて蛍光灯が故障しても費用が負担するのが難しい社会的弱者に無償住宅管理をしている。ヒキガエルハウジング社会貢献事業。



我が家は自分で修理する



専門的なエネルギー診断で住宅性能を増やす

専門的なエネルギー診断でエネルギー性能の目標を設定し、適正工事費で実現する。



ヒキガエルハウジングの夢



詹 竣傑 Chan, Chun-Chieh, OURs 專業者都市改革組織/執行秘書

低所得者向け住宅更新の再考—台北市安康住宅更新案

安康住宅は台北市の中で最も大規模且つ集中している平価住宅である、完成から数十年を経た今、設備老朽化と低所得者集中により差別の問題が深刻化している。2012年に建替え計画が発表され、段階的に現有の1024戸から3300戸に戸数を増やす計画であった。本稿では台湾低所得者向け住宅更新の政策と今後の方向に建言する。

1. 台北市低所得者向け住宅と安康住宅建替え

平価住宅は台湾政府が1970年に実行した短期の公共住宅建設計画である、社会局が認定した低所得者を対象とし、家賃ゼロで僅か300台湾ドルの管理費で提供する。現在台北市平価住宅の総戸数1544戸に対し、台北市の南部郊外にある安康住宅は1024戸も占めている、平価住宅の中で最も大規模且つ集中しているものである。

安康住宅の住戸タイプは全て2LKである、他に図書館、託児所、コミュニティーセンター、サービスセンター、ソーシャルワーカーオフィス、屋外バスケットボール場などが設置している。図2.が示しているように住民の構成と家族形態が複雑であり、現在806戸の住民の中シングルファミリー、一人暮らし高齢者、身心障害者の割合が高いため、管理の問題が複雑化している。

設備老朽化、低所得者の集中から生じた差別問題があるため、周辺住民と各分野の専門家から建替え、更新の声が絶えずに出ている。台北市内他の地区での平価住宅新設案は周辺住民の反発が多く、安康住宅の建替え案は比較的に進め易いため、2012年5月に建替えすることになった。

初期計画は3300戸の公営住宅の建設案であり、其中三分之一は低所得者向け（元安康の居住者優先）として提供し、他二分の三は若い夫婦世帯向け³である。入居対象の選定基準、家賃の設定、契約期間、運営管理などの規制は近いうちに制定する予定、部屋タイプは1LK, 2LK, 3LKなど多様なタイプが計画されている。マスタープランと経費は市政府が担当し、区域別で段階的に建設する、第一期は2014年年末頃に完成する予定。

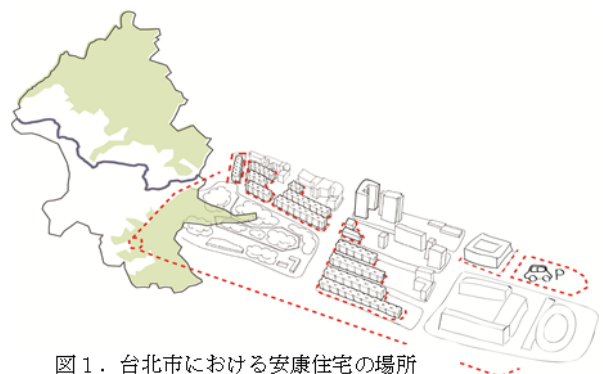


図1. 台北市における安康住宅の場所

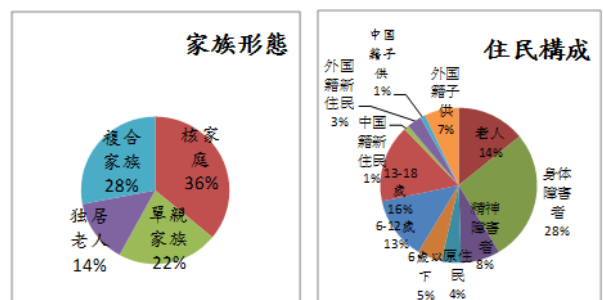


図2. 安康住宅の家族形態と割合
(参考文献：台北市社会局・2012)

2. OURSの介入と発見

OURSは2011年から安康平価住宅の計画に注目している、政策建言と調査研究などを行った。

³台北市公営住宅規定により、入居対象は20-40歳の若夫婦世帯、申請する本人、配偶、同じ戸籍の者が持ち家がないことと世帯所得が50%分位点以下（2012は148万台湾ドル）。

政策介入については公聴会を行うことを通して、政府の政策討論会を促成することと低所得者の声と権益を政府に建言すること。調査研究については、政府の補助金により「安康公営住宅国際設計ワークショップ」が行われた、ボランティアを募集し、住民に対してヒアリング調査⁴と国内国外の専門家のシンポジウム、講演会、ワークショップなどを行なった。

簡単に言えば、現在市政府建替え政策の問題を二つに分けられる。まず、ハード面のみに重要視している。システム、入居対象選定、家賃、契約期間、福祉、コミュニティ形成などソフト面の詳しい研究や計画は未だにみられない。二つ目の問題は、従来トップダウンの計画システムであるため、住民参加の部分がないこと。現在安康の住民は新聞やニュースから情報を得ている状況となっている、建替え計画が発表された以来、市政府はまだ住民に対して計画内容について正式な説明を行なったことがない。

3.政策の建言と行動の策略

前述したOURSが行なった調査研究に基づく、以下の建言が挙げられる：①入居対象、部屋タイプの割合、家賃、契約期間に社会弱層優先と賃金の応能負担制度を導入すべき。；②計画段階からの住民参加システムが必要；③施工、福祉、就職支援、教育、町づくりなどを統合的に行なうため、政府各部門の連携システムを定めるべき；④敷地周辺のソフト、ハード整備と周辺住民の協力；⑤町づくり活動とパブリックアートの導入。

以上の様な、民間団体や専門家たちが建言を挙げたが、現実では政治的な圧力を形成しないと実現することが容易ではない。且つ、政策と建言に入居対象の十分の理解と認識も必要不可欠である。そのため、OURSは現安康住宅住民の参加を主要策略として、去年から住民参加の活動や討論会、空き住戸を利用したワークスペースの設立、福祉団体と連携した児童保育プログラム、民間業者の介入⁵などを行なったことにより、建替えに対する熱心な住民との信頼関係とインタラクティブティプラットフォームを形成していく。

今後、OURSは以下の活動を進める予定：

- (1) 住民と一般新聞メディアに対する情報発信のため、コミュニティ新聞の発行
- (2) 週二回のペースで住民参加の討論会を行なう、特に建替え計画にたいする意見交換と共有。
- (3) 積極的に社会の資源を導入する、例えば；コミュニティ教室、青少年教育、公共空間の改善、都市農園など。
- (4) 建替え計画に対する住民の介入。特に今年度第一期計画の設計段階に対し、住民参加式デザインを導入することに関する建言とソフト面、特に家賃、契約期間に関する住民と政府の直接対話できる場を設けること。

4.結論：安康建替え計画を将来の指標と範例へ！

安康の建替え計画は台湾における社会住宅推進の先進事例である、民間団体の介入と住民参加を通じて居住者のニーズに応えた空間計画とデザインを確保する、且つ、妥当なソフト面制度と運営管理システムを定めることによって、差別の問題を改善することで、将来社会住宅の範例と指標となる。

⁴ヒアリング調査は約1-3時間、調査対象は安康住民（48人）と関係者（ソーシャルワーカー、近隣小学校校長、里長）

⁵建物、設備の修繕を行なう会社、ペンキの会社など

低收入住宅地區更新重建再思考： 臺北市安康平價住宅案例



中華民國專業者都市改革組織 執行秘書 詹謙傑 Chun-chieh Chan, Executive Secretary,
Email: schumi20001234@gmail.com



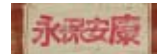
台北市平價住宅

- 於1970年代短暫出現的公共住宅建設。
- 居住者為社會局認定之低收入戶申請入住，無須繳納租金，僅收取約300元新臺幣(10 USD)維護費。
- 無租期限制，只要入住者持續符合低收入戶資格，皆可續住。
- 由台北市政府社會局設立在地工作站管理。

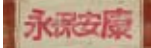
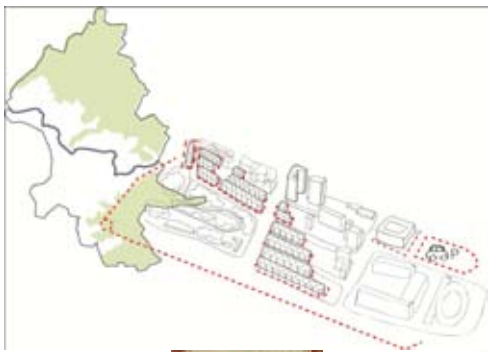
名稱	完成年度	戶數
福德平宅 (已拆除)	1969	504戶
大同之家	1972	61戶
安康平宅	1975	1024戶
福民平宅	1978	340戶
延吉平宅	1979	120戶

共1545戶，安康社區有1024戶(66%)

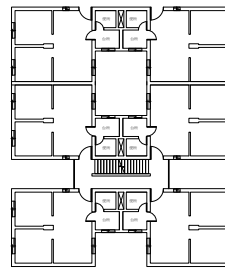
台北市無自有住宅低收入戶共約14500戶 (10%入住平宅)(資料來源：臺北市社會局)



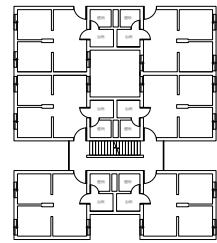
台北市與安康相對關係



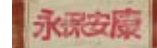
室內平面圖



14坪 (46.28 m²)



12坪 (39.66m²)

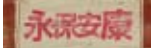


安康公營住宅旗艦計畫

- 環境老舊、設計不佳與低收入戶聚集造成標籤化問題，周邊社區與各界不斷呼籲更新改建。
- 興建3300戶公營出租住宅，其中1/3提供低收入戶(現住戶優先)，2/3提供一般青年家戶，未來將訂定新規範。
- 以不同收入對象混居、住宅與其他機能混合使用為基本原則。
- 整體規劃與經費由市府負責，採分期分區興建，第1期預計於2014年底至2015年完工。



郝龍斌市長宣布推動安康公營住宅旗艦計畫。(2011.05.31)



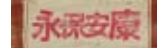
分期分區 (政府計畫)

- 第一期: D區, 市場與停車場 (預計900戶) (300戶提供給低收入戶)
- 第二期: A區, B區, C區, E區
- 第三期: F區, H區, I區



本圖路二號
預計2014年完工

預計2015年完工

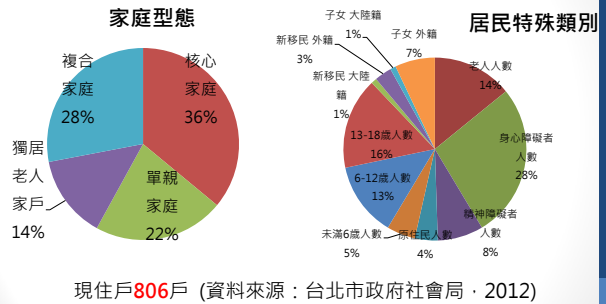


我們的介入與發現-政策介入

- 市府既有規劃擬定過於簡化，過度放大實質空間規劃而**缺乏討論與參與**，並未針對如**租金租期、管理營運、福利服務輸送、社區融合**等議題進行討論。
- 政策介入分別有：
 1. **公聽會**(右上)
 2. **社會局討論**(右中)
 3. 都市發展局補助之「**安康公營住宅國際設計工作坊**」邀請國外專家與國內團隊合作積極介入提供第一期改建政策建議。(右下)



家庭型態與居民類別複雜



我們的介入與發現-現地調查

	身障家庭		家有老人		家有兒少		多元文化		總計
	精障	身障	非獨居	獨居	單親	核心	新移民	原住民	
身障家庭	○	○			V	V			9
非獨居	○	○	○			V			11
家有老人	○	○	○	○	○	○			11
單親家庭	○	○	○		○	○			28
家有兒少	○	○	○		○	○			28
核心家庭	○	○	○		○	○			28
合計	7	8	3	6	9	7	7	1	48



對更新政策建議

- 原來社區要被改建.....居民也是看報紙才知道.....
- 未來**弱勢居住權、可負擔性**：平宅是低收入戶最後的堡壘，未來新規範將深深影響其生活，政府必須及早研擬未來入住對象、租金與租期規範，並與居民溝通以除居民疑慮與恐慌。
- **民眾參與**：身為住宅實際居住者，改建訊息非政府主動說明與溝通，而是從一般媒體得知。然若欲打造優良出租住宅，應進行調查與民眾參與以利設計出符合使用者需求與爭取民眾認同及永續治理。
- **跨局處平台**：用更高的政治高度建置各局處平台，以地方再生之視角將都市發展局(住宅)、社會局(弱勢服務)、公園路燈管理處(公園)、教育局(學校)、與勞工局(就業)等共同參與討論。



OURs後續行動

- 改建的核心不是硬體改造，而是**社區培力與居民組織**。
- 雖然民間團體有許多倡議遊說，上述建議待須更努力**組織居民**方得突破既有**政治脈絡**才得以實行。
- 進入社區組織方式：
 1. 駐地工作站
 2. 定期討論
 3. 發行社區報

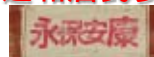


近期工作重點

- 租金租期：必需可負擔並採**階梯式轉換**，依照不同低收入戶設定不同**租金與評點機制**。
- 軟體課程：既有課程宣傳效益不佳，應分散時間並**廣納周邊資源**，建議開設**電腦課、綠美化、手工肥皂**等，期待解決脫貧、青少年等議題。
- 社區融合活動：一家一菜、社區安全巡守隊
- 引入外界資源：營造廠修繕、油漆公司外牆美化
- 第一期參與式規劃



結論：社區營造和居民參與才是改建的核心！



22 10:00~10:20

白波瀬達也 Shirahase, Tatsuya 大阪市立西成市民館指導員、

単身高齢男性集住地域「あいりん地区」における西成市民館の実践

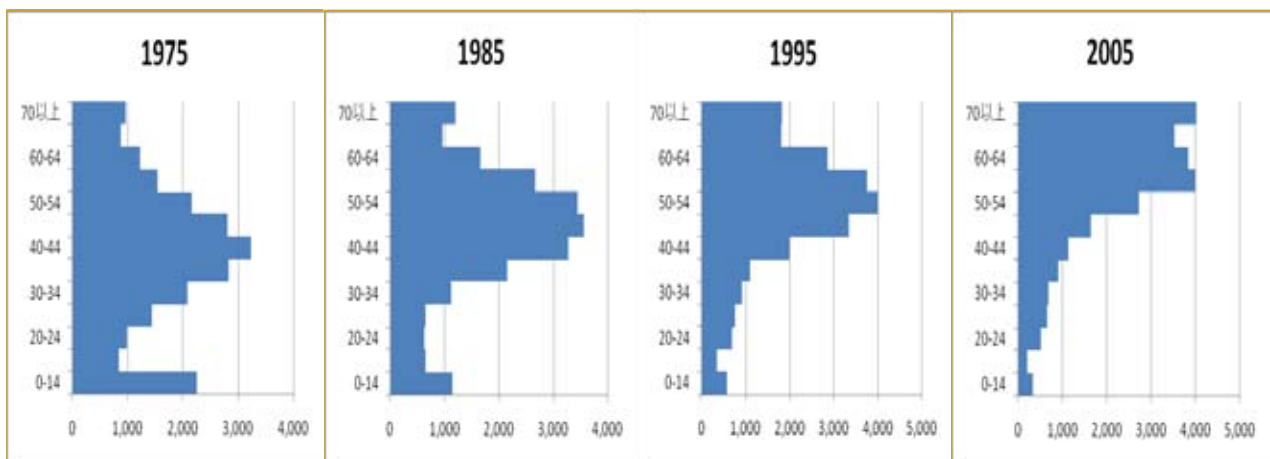
【地域概要】

1. 大阪市西成区北東部にある 0.62 平方キロメートルの地域。西成区の 8.4% を占める。
2. 高度経済成長期（1955-1973 年）に日雇労働力の売買がおこなわれる「寄せ場」として活性化。
3. 1961 年以降、暴動をきっかけに行政による治安対策が強化。1966 年「あいりん地区」指定。
4. 1960 年代後半、大阪市はスラム対策として、あいりん地区に暮らしていた家族世帯を他地域の公営住宅に入居斡旋。
5. あいりん地区は高度経済成長期に「家族」が減少。他地域に類をみない「男性社会」に。
6. あいりん地区における男女比のアンバランス

1985 年：23,083 人（男 18,061 女 5,022 人）

2005 年：25,241 人（男 21,512 女 3,729 人）

出典 大阪市立大学都市研究プラザ編『あいりん施策のあり方検討報告書』（2012）



7. 1990 年代以降の日雇労働の求人数激減により、ホームレスが激増。1990 年代には 1000 人を超えるホームレスが地域で生活。1990 年代の後半には、あいりん地区のホームレス問題は大阪市全域の問題に拡大。
8. 2000 年頃からは高齢日雇労働者やホームレスへの生活保護の適用を支援する社会運動が活発化し、生活保護受給者が急増。
9. 生活保護受給者が増加するなかで、あいりん地区は非定住空間から定住空間へ変質。
10. 近年は高い生活保護受給率（30%以上）、高い高齢化率（約 40%）が社会問題化。
11. 近年は年齢に関わらず生活保護を適用するようになる一方で、稼働年齢層への就労指導を強化。しかし、生活保護受給者の「一般労働市場」への再参入は困難。
12. 2012 年に大阪市が「西成特区構想」を打ち出し、あいりん地区をはじめとする地域の諸課題の解消および大規模な再開発による地域再生を検討。

【西成市民館の施設概要】

西成市民館（大阪市西成区菰之茶屋 2-9-1）

1971 年に大阪市によって設立。

2007年以降、指定管理者制度によって運営主体が大阪市から社会福祉法人石井記念愛染園に変更。民営化以降、従来の「貸し部屋」に加え、「相談業務」、「レクリエーション」、「地域福祉を推進するための情報発信等」を強化。

【西成市民館の事業概要】

地域住民の「居場所づくり」「仲間づくり」「生きがいづくり」を目的に以下の4つの事業を展開。

- ① 相談（よろず相談）
- ② レクリエーション（卓球、カラオケ、文化祭など）
- ③ 貸し部屋
- ④ 地域福祉を推進するための情報発信（研究会、学習会など）

【西成市民館の相談業務】

- ① 生活拠点に近い相談窓口として機能。
- ② 近況報告から借金問題、経済問題、人間関係のトラブルといった深刻な相談まで幅広く対応。
- ③ 必要に応じて専門機関（司法書士事務所、年金事務所等、役所等）と連携し、支援を展開。

	年間相談延件数	相談者に占める高齢者割合	相談者に占める障害者割合
2009年度	450件	25.8%	8.4%
2010年度	909件	18.6%	16.3%
2011年度	1092件	17.3%	25.2%

※ 2011年度相談内容内訳（経済・生活：48%、福祉サービス：18%、保健・医療：12%）

【西成市民館の課題】

- ① 厳しい財政状況下ゆえのヒト・カネ・モノの不足。
- ② 地域の高齢化率に反して、バリアーの多い建築構造になっている。
- ③ 西成市民館の「相談」業務は、ニーズの大きく、高い問題解決能力を有するが、大阪市・西成区といった公的セクターとの連携が不十分。（民間セクターとの連携は緊密）
- ④ 地域住民に開かれた西成市民館の「レクリエーション」は他所に類のない稀有な事業だが、現実には数十人の限られた人だけの利用にとどまる。西成市民館が「居場所づくり」「仲間づくり」「生きがいづくり」の拠点として十分に地域住民に認知されていない。
- ⑤ 貸し部屋業務においては、地域住民の利用が少なく、コミュニティ形成の拠点として十分に機能していない。（旧住民層と新住民層の不協和）
- ⑥ アウトリーチ活動が不足しているため、地域の「隠れたニーズ」の掘り起こしが不十分
- ⑦ 近年、大阪市の「あいりん対策」の抜本的な見直しが検討されるなか、西成市民館の事業が今後どのように位置づけられるのか未確定要素が多い。

日本政府の生活支援戦略とホームレス支援：今後の日本のセーフティーネットの展望

日本において、国が行った最初のホームレス実態調査は2003年1月に実施された。これは前年2002年にホームレスの自立支援に関する法律が制定されたことに因る。この時点で確認されたホームレス数は、約25,000人。これは「先進国」と自称する国々に比べ極端に少ない数字であった。それは法律に明記された「ホームレスの定義」に起因する。わが国のホームレス自立支援法におけるホームレスは「野宿者」であり、現に野外で寝ている人々に限られていた。安定した居宅をもっていないが、野外生活にはなっていない人々は除外される結果となった。直近、昨年実施された国の調査におけるホームレス数は約9,500人となり10年間で半数以下となった。しかし、この数値をもって日本の困窮問題が好転したとは言い難い。

ホームレス支援全国ネットワークでは独自のホームレス実態調査を行ったが、これによると年間ホームレス状態、すなわち安定した居宅がない状態からフォーマル・インフォーマルの支援を受け自立する者の数は40,000人以上。しかし、その内約50%が「野宿経験なし」と答えている。

この背景にあるのは、1990年代半ば以降日本の就労構造が大きく変化したことによる。1980年代いわゆる日本型家族的経営の下、終身雇用による労働者は全体の80%を超えていた。しかし現在終身雇用率はすでに65%まで落ち、非正規雇用が35%を占めるまでになった。特に24歳以下の労働人口で見ると男性に限ってみても40%以上が非正規雇用となっており、大学卒業一括採用の雇用形態は崩れたと言える。現在では年収200万円以下の労働者が全体の30%に及んでいる。貧困は拡大している。ホームレスが10,000人を割った一方で、特に2000年代後半になり、非正規雇用が「景気の安全弁」として企業に活用される中、安定的雇用層である終身雇用層とホームレスとの間に「不安定中間層」とも呼べる就労層が出現した。日本の雇用者数は約5,500万人であり、この「不安定中間層」は2,000万人を上回っている。その内0.5%を「最も野宿になる恐れのある人々」と仮定すると、それだけで10万人規模のホームレス予備軍が存在することとなる。

今後日本におけるホームレス支援の射程は、国によって制定された「野宿者」に限定することなく、これらの「不安定中間層」を如何に早期に把握し対応するのかが大きな課題となる。

その中で新しいセーフティーネットが2013年から日本で構築されようとしている。「生活支援戦略」と言われる新しい困窮者支援制度の特徴は、生活困窮者を「経済的困窮」かつ「孤立」状態にあると認識したことである。社会的排除の現実に対応するために、目玉として設置されることになったのが今から紹介する相談センターである。相談センターで実施される支援は「伴走型支援」と呼ばれ、縦割りでない包括的かつ個別的、さらに継続的なコーディネート支援を実施する。生活保護事務所が全国で1300箇所あるが、それと同数程度の生活困窮者相談センターを設ける予定である。民主党政権の時は、総合相談支援センターという名称案であったが、総合では対象者が曖昧で拡がりすぎるので、自民政権では、このように名前を変えようとしている。しかし生活保護事務所とこの相談センターの関係はまだ曖昧で、どういふスキームでやるかは今後の検討課題である。この検討会にはホームレス支援全国ネットワークの理事長の私も入っている。

その中でこの相談センターに付随する課題は以下の通りである。

1、相談に対応するための社会資源の創設：伴走型の相談が孤立状態にある人々に重要であることは言うまでもないが、その相談に対応できる「受け皿」となる社会資源をどのように地域に創造するかが、相談センターの大きな役割となる。対個人に対する対応と共に対社会に対応するセンターを目指す

2、住宅手当の恒久化：社会資源創造において第一の課題は居住支援である。これには現在ある住宅手当を恒久化が考えられる。現制度では対象者が限定され期間も短いこれを拡充させる。ただホームレス自立支援法で使われているシェルターを、ケア付きシェルターにして、住宅困窮者に対応する仕組みも提案している。ハウジングはここで重要な役割を担い、シェルターや支援付き住宅、宿泊所をやっているところは、こうした総合センターとの連携が大事になってくる。

3、社会的就労事業者の創設：国は就労準備支援事業と中間就労事業を計画している。特に若年の就労困窮者は、生活困窮者でもある。入浴、食事、衛生管理など生活自立の支援が不可欠である。これらの人々を一般企業に就労支援する手前にNPO等の提供する社会的就労事業所、すなわちケア付きの職場で一定期間就労する。ケア付きの仕事を提供することが重要で国が補助するという枠組みである。さらに中間就労事業所としては、社会福祉法人等公益法人での採用を国が義務的に進める予定。また、国が中間就労事業所の起業支援をする。ただしランニングコストは事業

所が独自で賄うことが前提でこれらの事業所での中間的就労が実現するか心配している。NPO やボランティア団体としては、就労準備支援事業所に可能性を見る。今までの就労支援は、企業開拓して企業紹介をするという形で、第2ハローワーク的な無料職業紹介をやっていたが、いま一般企業がそれを引き受け入れる余裕がない。今回は、NPOの中で就労そのものを創り出し、この就労を使おうという設計になっている。このことは2002年のホームレス自立支援法には全く触れられていなかった。2013年において、就労そのものを支援団体が作るということになるという大きな変化が起こった。

4、家計再建支援事業所の創設：困窮からの脱出において金銭管理は重要な支援である。多くのホームレス支援団体が金銭管理をボランティアで行ってきたが、民主党政権時に貧困ビジネス規制の動きがあり、言われなき非難を受けたこともあった。金銭管理実施の権限や資格などの整備は私たちが課題としていた。本NPOではこれらの応えるために伴走型支援士研修を始めた。今回は、国が家計再建事業を起こすことが提案されており、金銭管理だけでなく小口の金銭貸付も総合的なお金の管理の事業所もできる。これまでの支援現場における現実が認識され始めたと理解している。

5：子ども若者支援：子どもの貧困、貧困の世代間連鎖は深刻である。生活保護世帯の25%が親の世代でも生活保護世帯となっている。大きな政策課題であるが、厚労省と文科省との調整などもありどのような実施となるか不明確な点が多い。

以上のような新たな支援事業はすべて、地方自治体が実施主体となる。地方分権の下、国は法整備と予算を担当するに留まる。支援団体、NPOは地元の地方自治体と交渉しなければならない。これは地域によって実施の濃淡が出る危険性が高い。また、全国社会福祉協議会や地域包括支援センターなど、既存の大きな組織がこれらの事業受託を考えているようである。さらに行政直轄で実施することも検討されている。NPOがこれらの事業を担えるのか、プランの策定や人材の確保など力量が問われることとなる。

厚生労働省 社会保障審議会 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 最終報告書 2013年1月25日

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tpzu-att/2r9852000002tq1b.pdf>

I はじめに

II 総論

1. 生活困窮をめぐる現状と課題
2. 既存の制度体系と新しい生活支援
3. 生活支援体系の基本的視点
4. 生活支援の具体的なかたち

III 新たな生活困窮者支援制度の構築について

1. 基本的な考え方
2. 新たな相談支援の在り方について
3. 就労準備のための支援の在り方について
4. 中間的就労の在り方について
5. ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化
6. 家計再建に向けた支援の強化について
7. 居住の確保について
8. 子ども・若者の貧困の防止について

IV 生活保護制度の見直しについて

1. 基本的な考え方
2. 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について
3. 健康・生活面等に着眼した支援について
4. 不正・不適正受給対策の強化等について
5. 医療扶助の適正化について
6. 地方自治体が適切な支援を行えるようにするための体制整備等について

図1 重層的セーフティネット（民主党政権時）

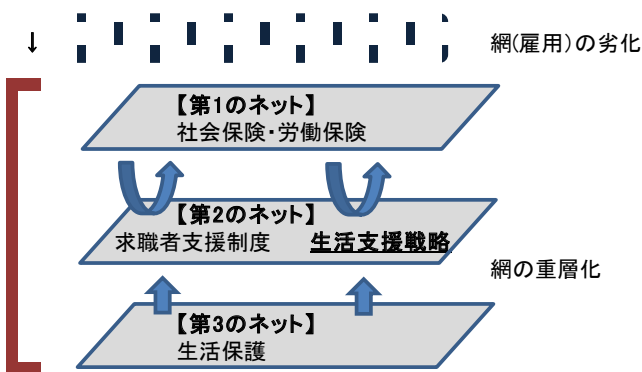
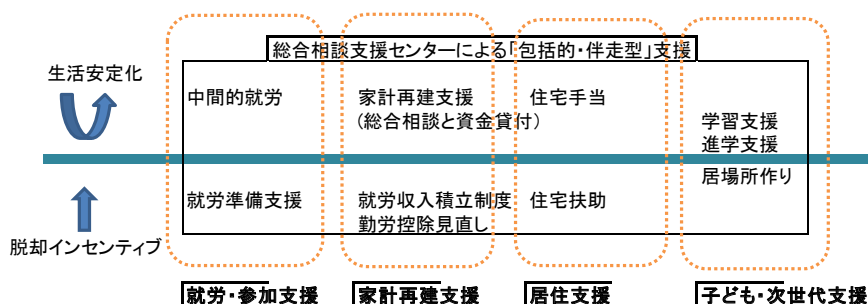


図2 生活支援戦略の「4本の矢」(民主党政権時、審議会部会長案)



22 13:00~13:20

朴サラ Park Sa Ra, ホームレス行動活動家

チョッパン地域での活動と代案

1. 東子洞のチョッパン

1)住民現況

ソウル市ト東子洞のチョッパンの住民はおよそ 873 人(2011 年 10 月末)で、チョッパンと似ている状況の住居条件やチョッパンに指定されていない住居まで含むとおよそ 1,000 人のチョッパンの住民が住んでいる。家賃は 20-25 万ウォンで、ほとんど保証金がないため、貧困な人々には安くはない家賃にもかかわらずチョッパンに居住することになる。

2)東子洞(トンジャドン)愛の広間(サランパン)

東子洞のチョッパンの住民たちの地域住民共同体を作っていく、これを支援する団体だ。住民に対して貧困や人権に関する相談活動(福祉受給、住居、健康関連の相談)を基本にして、人々間でのコミュニケーションと村の便りを伝えるための町の新聞<チョクパン新聞>を発行、住民のための便宜空間である町の台所かたがた図書館の<さらんパン食道楽>を運営する。町の祭りや映画上映および音楽公演、菜園事業、連帯活動など色んな活動を進行している。

(1)サランパン食道楽

2012 年 11 月に'サランパン食道楽'という名前でチョッパン村に共同台所ができた。26 m²の小さな空間だけど、共同の台所、町の図書館、トイレとシャワー室まで備えている。運営の方法は住民達が順番を決めて家事をする人の役割をしていて、食事の後 500 ウォンずつ集めて運営費に補っている。一人が横になる空間だけだったチョッパンの間、そこで料理をして食べる考えもしていなかった住民達が三々五々集まって料理もして分かち合う味を占めている。

(2)健康権に対する実態調査

2012 年、東子洞の住民会議で必要性が挙げられ、チョッパンの住民たちの健康権に対する実態調査が行われた。東子洞とその辺りのチョッパンに住んでいる人を対象に深層面談と面接設問調査が行われた。住民が自ら自分の健康が悪いと認識する場合は 68.4%で、健康に対して不満足していることがわかった。住民の病気には高血圧、関節炎、歯科疾患、糖尿病、精神疾患など様々な種類で複合的に病気をしている。自殺欲求を持っていたり、不眠症で苦しめられる住民も多い。実態調査の結果、医療サービスを必要としている住民が多いけれど、医療の現実には満たされていないことが確認できた。また、基礎生活の保障、住居、栄養など福祉サービスがちゃんと保障されなく、町内の資源や周りの環境もよくないことがわかった。

2)サランパン村 控除協同組合

貧困な人達は一ヶ月の家賃(20 万ウォンぐらい)や病院に行かなきゃならない場合みたいに急にお金が必要なことがよく発生する。しかし小額でも彼らがお金を借りることができる所はない。それで人々に必要なお金を堂々と借りられるようにサランパン控除協同組合が 2011 年 3 月ト東子洞のチョッパンに組み立てられた。出資金は住民が集め合って 3200 万ウォンぐらいで、償還率は 70-78%に至っている。協同組合に加入した住民組合員達が自発的に各五千ウォン、一万ウォンずつお金を集めて組合を運営している。急な医療費、住居費、生活費などお金が必要な組合員は 10 万ウォンから 50 万ウォンまで貸し出しができて、最大 10 ヶ月以内に償還するといふ。

2. チョッパン撤去

1)東子洞 第4区域

東子洞の第4区域は一般住宅テナントと考試院2棟、チョッパンの形で運営されている住宅のテナント約 150 名が居住しているホームレスの居處だった。この地域は 1978 年、最初に開発区域で指定されたが、30 年間開発が現実化されなかった。

2)東子洞 第4区域 開発始業の問題点

(1) 無分別な開発許可

法律は開発許可の前の行政として'住民もしくは産業の現況'、'土地および建築物の利用と所有現況'などについて適しているかどうかを確認するようにしている。しかし、区役所側はテナントが'12 家口'しかいないという計画を事業施行者の言葉だけを信じてそのまま許可した。そう言うわけでチョッパン、考試院の住民に対する対策は全くないまま開発が始まったのだ。

(2) 開発者の利益の極大化

2005 年から既存の建築物に住宅が含まれている事業の場合"臨時収用施設を含む住民の移住対策、テナントの住居対策、賃貸住宅の建設計画"を含むようにした。しかし、ソウル市は 2006 年以後、最初の開発地役として選定された所だけ該当するようにする条例を作った。これで東子洞の第4区域は合法的に賃貸住宅の建設の義務を避けるようになった。さらに、容積率と階数の制限まで緩和されて、開発利益は極大化されたが、容積率の場合 357.06%→996.51%で、約 3 倍も増えた。

(3) とんでもない移住補償

法律は一定期間以て居住した人々の場合、住宅移転費(当時、約 800 万ウォン)と引っ越しの費用(当時、約 50 万ウォン)を、そうでない人々にも引っ越しの費用だけは受けられるようにした。しかし、施工会社側はそのお金の 1/3～1/10 に対する金額だけを気前を見せるように与えて住民達を追っ立てた。ほとんどが建設日傭労働者、基礎生活保障受給者、障害者達で関連した法律と制度を分からないせいだった。

3) 東子洞 第4区域 対策委員会の活動

ホームレス行動は 2008 年 4 月、一部の反貧困運動団体、研究団体達と一緒に組み合わせて対策委員会を構成した。対策委はまず、住民達に対する実態調査を進めて住民の実状を把握してその結果を住民説明会を通じて公有した。大学生達と反貧困連帯活動を進めて、住民の集まりを通じて住居権の教育と地域の宣伝戦、要求を統一する作業を行った。こうして作られた要求(賃貸住宅の保証、考試院の入室者に対する差別の禁止、該当者と未該当者の区分撤廃)を中心に区役所側を対した集会和面談、組合側、福祉省を対した交渉を進めた。その結果、彼らは福祉省を通じて賃貸住宅の対象者に含まれるようになって、組合側を通じて入居保証金(100 万ウォン)をもらうことができた。

4) そのほかの撤去事件の概要

時期	地役	概要	事業類型
2003～2006 年	永登浦 1. 2 洞	・ ' 京釜第 4 緑地、年差別緑地造成計画 ' によってこの地役を撤去して木を植えたり、公園を造成する都市計画施設事業を推進 ・ チョッパン 260 戸の撤去。移住補償に公共賃貸と住宅移転費の選択、ほとんどは住宅移転費を選択した後近くのチョッパンに移住	都市計画施設事業
2006～2007 年	南大門路 5 街	・ 高層住商複合施設の建設が目的 ・ 400 戸のチョッパンが撤去されたが、法的な補償責任がない事業の類型で、家の主人によって異なる慰労金を支給。	都市環境整備事業

3. ソウル市の事業: 壁画描きやリフォーム事業

1) チョッパンの壁画描き

ソウル市で若い美術家達の提案から始め、永登浦のチョッパン(5 月)と東大門のチョッパン(8 月)に壁画を描いた。きれいな壁が描かれたチョッパン村は以前の暗い姿とは違って明るく変わった。しかし、壁画、描画描きは単純にチョッパンの外見を派手に変えただけで、その中で生きていくチョッパンの住民の生活とこれらの住宅の不安定な状況は変えられなかった。

2) 永登浦チョッパンのリフォーム事業

ソウル市で永登浦地域のチョッパン 295 家口をリフォーム(安全施設の設置、暖房と断熱設備の改善、共同トイレ、台所などの劣悪な環境の改善)することにした。そして家主の協力で 5 年間、現在の賃貸料の水準を維持することにした。現在試験家口で 95 家口(チョッパン建物 1 棟)が 1, 2 回に渡って完成されており、残りの 200 個も住民達に追加の申し込みを受け、順次リフォームをすることにした。現在、永登浦は開発地域に縛られていて、いつチョッパンを取り崩すかわからない。貧困な人々が生きてゆく安い家賃のチョッパンがなくなるかもしれない深刻な問題だが、表皮だけ変えるリフォーム事業は典型的な展示行政に過ぎない。

4. 代案: 貧しい人々の最後の安息所を守る

1) チョッパン撤去の中止

ほとんどのチョッパンは開発地域の中に位置しており、撤去への脅威が常存する。過去のチョッパン撤去の例から分かるように、建設業者の方に立った開発は貧しい人々の生存権を脅かす暴力だとしか言えない。だから現在のようなチョッパン地域の開発事業はすぐに中止されなければならない。

2) チョッパンの住宅資源としての再生

現在まで政府の対策はチョッパンを不良住宅に見る見方が優勢だ。しかし、チョッパンは無保証家賃という賃借形態の特性と交通の要地という立地的な特性によってホームレスの住居資源として利用されていて、このような傾向は今後続く予定である。したがって、チョッパンはもちろん地域と住民を含めた再生計画を設けて、チョッパン地域が安い人間らしく住める住居資源に生まれ変わるようにするべきだ。

3) 1人家口用の 賃貸住宅の供給拡大

チョッパンと考試院など住宅弱者の絶対多数は 1 人家口や彼らのための賃貸住宅は多数が一般家口用の住宅で、彼らの家口と経済形態が合わなくて入居が難しいのが現実だ。したがって、1 人家口用の賃貸住宅を買い入れ、新築供給してチョッパンを媒介にして住宅上方の移動ができるようにしなければならない。

홈리스행동

www.homelessaction.or.kr

거리노숙, 쪽방, 고시원 등 취약한 주거상태에 놓인 홈리스를 만나는 비영리민간단체.

- 1) 현장활동(아웃리치, 정책감시 등)
- 2) 교육(홈리스야학)
- 3) 미디어매체(홈리스뉴스, 영상)
- 4) 반빈곤연대활동

쪽방 지 의 대안

박사라 /홈리스행동

2013년 2월

목차

1. 동자동 쪽방
2. 동자동 쪽방 철거
3. 서울시 사업
: 벽화그리기 및 쪽방 리모델링
4. 대안
: 가난한 이들의 최후의 안식처 지키기

동자동 쪽방

■ 주민현황
- 쪽방 주민 : 약 873명(2011.10)
- 쪽방 개수 : 약 1,000개
- 월세 : 무보증 20~25만원 선



동자동 쪽방

쪽방의 일반적인 현황

- 쪽방 주민의 87.3%는 남성, 여성은 12.7%임.
- 주민의 평균연령은 55.21세로 50세가 가장 많음.
- 1인가구가 93.4%로 대부분 차지
- 쪽방은 일세부터 월세가 다 가능하나, 장기거주자가 90% 차지
- 월평균 수입은 대부분 50만원 미만(76%)
- 무직인 경우가 58.6%로 절반 이상 차지
- 직업이 있더라도 단순 노무가 27.8%, 자활근로가 4.8%로 저임금 노동 중
- 쪽방 주민 38.7%가 노숙을 경험
- 주민의 64.8%는 국민기초생활보장 수급자이고, 의료급여도 65.4%가 받고 있음.

	건물동수	해방수	기주자수	주민등록자수	수급자 수	자녀동반 가구 수
중 코	108동	758개	684명	683명	280명	0가구
영등포	98동	501개	564명	438명	353명	2가구
연 권	250동	355개	876명	876명	341명	0가구
대 권	420동	1,514개	877명	860명	562명	30가구
대 구	109동	1,218개	713명	643명	271명	4가구
부산권	31동	394개	328명	278명	388명	2가구
부산동	46동	438개	267명	158명	312명	0가구

동자동 쪽방



동자동 사랑방

설립목적

도시 빈곤의 최극단 빈민인 쪽방촌 주민들과 노숙인의 인권, 복지를 실현하는데 그 가치를 두고 그들과 함께하며 지역 주민문화 공동체를 지향한다.

→ 성격: 순수한 민간단체, 모든 프로그램 무료 운영, 주민 공동체 지향, 사랑방 동력과 주체는 지역주민으로 봄!

사업

- 주말농장, 공원문화제 및 마을행사, 행복반찬배달(밀반찬 지원), 주민상담 사업, 반빈곤연대활동, 주민반상회, 사랑방식도락 등
- 교육 사업 및 자료집 발간

사랑방 식도락, 쪽방 건강권 실태조사

동자동 사랑방

사랑방 식도락

-2012년 11월, 공동부엌인 사랑방 식도락
-공동주방, 마을 도서관, 화장실 및 샤워공간
-운영방식: 주민들이 순번을 정해 살림꾼 역할



동자동 사랑방

동자동 쪽방건강권 실태조사



2012년 초 서울시 용산구 동자동에서 주민회의를 통해 '건강한 마을 만들기'의 첫 단계로 동자동 주민의 건강권 현황을 파악할 필요성이 제기됨.

-주민 스스로 자신의 건강이 나쁘다고 인식하는 경우는 68.4%로 건강에 대해 불만족하고 있음을 알 수 있었음.
-주민이 갖고 있는 질병으로는 고혈압, 관절염, 치과질환, 당뇨병, 정신질환 등 종류도 다양하고 복합적으로 질병을 보유하고 있음.
-자살욕구를 갖고 있거나, 불면증에 시달리는 주민도 많음.
-실태조사 결과 의료서비스를 필요로 하고 있는 주민이 많지만, 의료현실은 충족되지 않음을 확인할 수 있었음.
-기초생활보장, 주거, 영양 등 복지서비스가 제대로 보장되지 않고, 동네 자원이나 주변 환경도 좋지 않음을 알 수 있었음.

공제협동조합

설립과정

사랑방마을 공제협동조합

-소득 급전이 필요한 주민에게 당당하게 돈을 빌릴 수 있는 곳이 필요하여 주민들이 함께 논의하며 만들어짐.
(2011년 3월)

-주민이 협동조합에 가입

-주민 출자금 3,200만원

-상환율 70-78%

-급한 의료비, 주거비, 생계비 등 필요시 10만원에서 50만원까지 대출을 받을 수 있고, 최대 10개월 이내에 상환



국화빵장사



동자동 쪽방 철거

동자동 4구역

-일반 주택세입자와 고시원 2동, 쪽방 형태로 운영되는 주택 세입자 약 150명 가량이 거주하던 홀리스들의 거처



동자동 쪽방 철거

동자동 4구역 개발사업의 문제점

* 1978년 최초 개발 구역으로 지정되었으나 30년간 개발이 현실화 되지 않았음.

1. 무분별한 개발허가

-개발허가 전 행정으로 하여금 '주민 또는 산업의 현황', '토지 및 건축물의 이용과 소유현황' 등에 대해 적합여부를 확인해야 함. 그러나 구청 측은 세입자가 '12가구' 밖에 없다는 계획을 사업시행자의 말만 믿고 그대로 허가함.
이에 쪽방과 고시원 주민에 대한 대책은 전무한 채 개발이 시작됨.

2. 개발업자의 이윤 극대화

-2005년부터 기존 건축물에 주택이 포함되어 있는 사업의 경우 '임시수용시설을 포함한 주민 이주대책, 세입자의 주거대책, 임대주택의 건설계획'을 포함해야 함. 그러나 서울시는 이를 2006년 이후 최초 개발 지역으로 선정된 곳만 해당하게 하는 조례를 만들어서 동자동 제4구역은 합법적으로 임대주택 건설 의무를 피하게 됨.

3. 터무니없는 이주보상

-임정이상 거주할 시 주거이전비(당시, 약 800만원)와 이사비(당시, 약50만원)를 받을 수 있는 법률이 있으나, 시행사 측은 그 돈의 1/3~1/10에 해당하는 금액만 줌. 당시 주민들은 대부분 건설일용직노동자, 기초생활보장수급자, 장애인이었음.

동자동 쪽방 철거

동자동 4구역 대책위 활동



-2008년 4월, 홈리스행동은 일부 반빈곤 운동단체 및 연구단체들과 함께 대책위를 구성

-주민들의 실태조사 진행, 실상 파악 및 주민설명회 통해 공유

-대학생들과 반빈곤연대활동 진행

-주민모임을 통해 주거권 교육, 지역선전전, 요구 통일하는 작업 진행
(요구: 임대주택 보장, 고시원 입실자에 대한 차별 금지, 해당자와 미해당자에 대한 구분 철폐)

-요구를 중심으로 구청 상대로 한 집회와 면담, 조합 측과 복지부를 상대로 협상한 결과 → **임대주택 대상자 포함, 조합측을 통해 입주 보증금 (100만원) 보상**

동자동 쪽방 철거



동자동 쪽방 철거

철거 이후...



그 외 철거들

영등포 1,2동

-시기: 2003~2006

-쪽방 260호 철거, 이주보상으로 공공임대와 주거이전비 중 선택. 대다수가 주거이전비 선택 후 인근 쪽방 이주

-철거 후 나무를 심고, 공원 조성



그 외 철거들

남대문로 5가

-시기: 2006~2007

-쪽방 400호 철거, 법적 보장 책임이 없는 사업유형으로 가옥주 개인에 따라 다른 위로금 지급

-철거 후 고층 주상복합시설 건축



서울시 사업

1. 쪽방 벽화 그리기
: 영등포 쪽방, 동대문 쪽방



2. 영등포 쪽방 리모델링 사업



<대안>
가난한 이들의 최후의 안식처 지키기

쪽방철거 중단!
쪽방의 주거자원으로의 재생!
1인가구용 임대주택의 공급확대!

대안

1. 쪽방 철거 중단



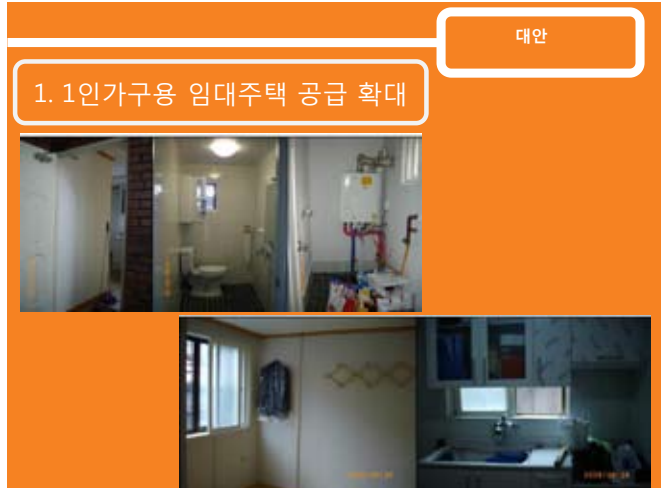
대안

1. 주거자원 재생



대안

1. 1인가구용 임대주택 공급 확대



Thank you~*

22 13:20~13:40

張 獻忠 Chang, Hsien-Chung 台北市社会局萬華福祉センター／リサーチカー

低廉住宅資源の活用による遊民の地域生活復帰支援—台北市萬華区における経験の共有

萬華区 (Wan Hua) は台北市の西南部に位置する行政区であり、古くは「艋舺」(Báng-kah)と呼ばれていた。早い時期から河川輸送が発達し、台北でもっとも早期に発展した地域である。しかし交通と都市発展の重心の移動に伴い、萬華区はすでに台北市においては老朽地域となったが、また同時に家賃の最も安い地域でもある。

龍山寺は萬華における信仰の中心であり、また初期段階における地域発展の中心であった。1960年から1990年にかけて、ここ「大橋頭」(台北市大同区台北橋下)は台北における二大「点工(寄せ場)」(台湾語で Tiam-kang)であった。毎朝多くの労働者が工具を携えて集まり、雇主や親方を待ち仕事場へと連れて行かれた。つまり無料の労働者派遣市場であったとも言える。当時は「公娼」もまだ廃止されておらず、龍山寺の周辺は台湾北部において性産業のもっとも発達した地域でもあった。経済的弱者である底辺層の人々が集まり、萬華三流という言い回しも生まれた。すなわち流氓(ヤクザ)、流鶯(売春婦)、流浪漢(ホームレス)である。実際にはこれに流動工人(日雇い労働者)を加えて萬華「四流」とすることができる。

上述の「四流」および大量の低収入戸、障害者、独居高齢者によって萬華は台北、そして台湾における弱者居住密度の最も高い地域となっている。その流動性と弱者人口のニーズにより、萬華では大量の賃貸物件が発達している。これらは、とくに龍山寺周辺 500mの範囲にある西昌街、桂林路、広州街、西園路、貴陽街、環河南路などの地区ではさらに密集している。

廉価な「雅房(ヤーフアン)」はその一形態である。雅房には個人のシャワー設備はなく、共用のシャワーがあるのみである。またリビングルームもない。個室の附属設備としてはベッド、タンス、机が一般的である。ひどい場合にはベッドのみといった場合もある。単身者、あるいは二人向けである。

通常、家主はワンフロアをいくつかの個室に区切って貸し出している。部屋の面積は多くは4坪以内で、僅か2坪強というものもある。現在の萬華地域の雅房の家賃は大まかに言ってNTD3500~5500/月の範囲である。部屋のサイズと家具備品などによって決められるが、ほとんどはNTD4000~5000の間である。入居にあたっては通常1ヶ月分の保証金を支払う。通常、水道光熱費は家賃に含まれるが、水道費のみで電気代を含まない場合もある。一般に冷房設備のついた部屋では、電気代は別計算である。またあるいは、一人分の水道光熱費のみが家賃に含まれ、住人が増えた場合にはNTD500が加算されるという物件もある。雅房は家賃が安く、多くの低収入層の人々にとっては優先的な選択肢であり、多くの遊民が、路上生活を始める前には雅房に住んでいる。

雅房の環境は決してよいとは言えないが、住む場所のない遊民にとって言えば、悪くない選択肢である。そのため十分な空間と遊民が受け入れる条件の下で、政府の家賃補助と組み合わせて廉価賃貸住宅を活用し、萬華地域における遊民の地域生活復帰を推進している。

台北市政府社会局の遊民に対する居住支援としては、収容センターの設立のほかに、家賃補助がある。その対象は以下の3タイプである：1.台北市低収入戸の資格に適合する者、障害者または重大な傷病者、2.仕事の収入があり次第に安定しているもの(家賃の支払い能力のある者)、3.以前に居所不定であったがすでに部屋をかりている者で、失業や疾病により一時的に家賃の支払いができないもの(こ

のタイプがすでに主要な支援対象となっている)。費用の財源は「台北市遊民職業・生活再建事業」(公益たからくじの収益による)および「台北市政府社会局急難救助金」である。家賃補助の方式としては以下の通り:

- 1.一ヶ月の家賃補助金額の上限はNTD6000
- 2.一年の補助回数の上限は6回
- 3.初めて部屋を借りる際には別途一ヶ月分の保証金を申請できる。
- 4.家賃補助はソーシャルワーカーによる実情評価を経て支給される(その他の政府による家賃補助措置は書面審査のみである)。

雅房の賃借人は一般に収入が不安定であり、そのため入居状況も不安定になりがちである。家主によっては高齢や能力不足のため、賃借人の流動性の高さや戸籍変更などの複雑な問題に対処しきれていない。そのため、ある者は弱者を支援することを望み、また或いは中間家主であるために、家賃収入の安定を望んでいる。ソーシャルワーカーはこのような家主と連携して遊民の入居を支援している。その原則は以下のとおり:

- 1.社会福祉の補助を申請のため、家主は賃借人に戸籍の設定を許可すること。
- 2.家主は賃借人が遊民であることを気にしないこと。
- 3.賃借人の多くが高齢者や障害者であるため、家主が設備面での改善に同意し、また賃借人の状況確認に協力すること(病気、入院、数日姿を見かけない場合など)
- 4.ソーシャルワーカーが家主に直接家賃回収が確実であることを保証する。
家主もまた値下げに配慮する。
- 5.遊民担当ソーシャルワーカーは比較的能力の低い遊民(高齢者、障害者)を対象として住居探しを支援する。安定したあとは、他の社会福祉部門がアフターケアにあたる。比較的能力のある遊民は自分で住居探しを行う。
6. 必要がある場合には、ソーシャルワーカーは自ら出向いて賃貸トラブルを調整する。

このような住宅資源の活用により、台北市の遊民アウトリーチソーシャルワーカーの支援を経て入居したケースはこの2年で150人を超えている。また資源としての協力的な家主も10人程度いる。

遊民の居宅地域復帰により多くの遊民が安定した住まいを得て、生活を改善している。しかし他の効果もだんだんにあらわれている。まず家賃補助の対象のうち50%を超える者が安定した居宅生活を維持し、再び路上に出て遊民となることを免れている。そのため遊民の居宅移行後の指導やアフターケアの強化が重要な問題として現れてきている。また、雅房は通常不安定な人々によって利用されてきたものであるが、政府の家賃補助による介入後、雅房の居住者はしだいに安定してきており、そのために却って入居可能な廉価賃貸住宅が次第に減少してきている。廉価住宅の不足は、弱者住民の居住問題を露わにするだけでなく、また将来的に遊民の地域生活復帰を難しくする。そのため政府の対応が必要とされている。

活化社區廉價租屋資源協助遊民重返社區生活—台北市萬華地區經驗分享

報告人：張獻忠

台北市萬華地區廉價租屋形成背景

- 背景：萬華龍山寺為早期台北兩大“點工”（勞動人力市場）場所之一，勞動人口聚集，因應需求產生許多廉價租屋。
- 萬華”五流”：流氓(黑社會)、流鶯(性工作者)、流浪漢(遊民)、流動工人(臨時工)、流動攤販

萬華廉價租(雅房)簡介

- 房租約每月新台幣3500~5500(主要為4000元~5000元)，5000元以上通常含水電費用(冷氣費用另計)
- 多為公寓式建築，房間面積通常在4坪以下
- 無起居室，共用浴室、廁所以及洗衣設施
- 多為弱勢獨居人口租用(獨居老人、身心障礙者、臨時工等)



西昌街



雙園街



昆明街



漢口街



環河南路(原公娼所在地)



廣州街房東兼營廉價自助餐



社會局提供的遊民租屋協助(一)

- 對象：
 1. 符合台北市低收入戶資格、身心障礙者以及重大傷病者
 2. 工作收入逐漸穩定者(有能力支付房租)
 3. 已經租屋但是曾經為無住所者，因失業、疾病導致臨時無法支應房租者(已經成為主要協助的對象)

社會局提供的遊民租屋協助(二)

● 補助方式

1. 每月租金補助不超過新台幣6000元
2. 初次租屋可另申請押金一個月
3. 租金補助由社工員評估核實發放(政府其他租金補助措施，僅做書面審查)

社工員與雅房房東合作協助遊民租屋

- 從遊民的租屋開始接洽房東
- 房東能夠讓租屋者設戶籍，以申辦社會福利補助
- 房東不介意租屋者為遊民
- 房東通常年邁或管理能力有問題
- 房東願意配合硬體的改善，房東通報租屋者狀況(生病、住院、多日未見)
- 社工員出面保證房東可以收到房租，房東也會酌予降價
- 遊民社工員只協助能力較弱的遊民(老人、身心障礙者)找租屋處，穩定後由其他社福單位後續服務
- 社工員出面協調租屋糾紛



台北遊民租屋的延伸問題

- 遊民房租協助的對象已經超過50%為維持穩定租屋，避免租屋者再度流落街頭，顯示遊民租屋後的輔導資源問題需要再強化以及突顯。
- 雅房通常為不穩定租屋者使用，政府租屋協助資源介入後，雅房租屋者逐漸穩定，讓可使用的廉價租屋逐漸減少。廉價居住的不足，突顯弱勢民眾的居住問題，也將讓遊民更難返回社區生活。

報告完畢，歡迎指教
(ufiliuko@hotmail.com)

都市における原住民住宅政策のオルタナティブな試み—新北市大漢溪三鶯部落事業

一、背景

1960年代における台湾の急速な工業発展に伴う労働力需要の増大は、農村部の人口が就業の転換を迫ったが、それは、台湾原住民族にとっては、都市部へ移住し、建設労働者や工場のライン工となったり、遠洋漁船の乗組員や鉱山労働者として働くことであった。しかし、こうした移住労働者としての原住民たちは社会的・経済的に厳しい状況に置かれており、都市原住民の中には既存の住宅市場において自力で住居の問題を解決することが困難な者も少なくなかったため、また同時に伝統的な社会組織の「集団概念」を受け継ぐ形で、都市周縁部においてセルフビルド方式による集落を次第に形成していったのである。ただこうした集住形態は、土地の所有権および使用权、建築法規のいずれにおいても既存の(漢民族が制定した)関連法規には全くそぐわないものであり、ここ二十年余りにわたって、行政による強制取り壊し・立ち退きと新たな場所での再建というイタチごっこを繰り返しつつ、今日に至るまで問題の解決を見ていない。

この強制取り壊しという政策モデルは、2008年に社会的な関心の的となり、幾度にもわたる衝突、抗議、折衝を経て、行政は取り壊しを一時中止することとした。その後、2010年の新北市市長選挙でこの問題が政策の焦点の一つとなったこともあって、朱立倫新市長が就任直後に中でも象徴的とされている三鶯部落と溪洲部落を訪問し、「移転再建」方式によって彼ら都市原住民の居住権を保障することを承諾するに至った。



圖 1 三鶯部落配置圖

二、三鶯部落について

三鶯部落は、新北市鶯歌区にある三鶯大橋の下の河川敷に位置していることから、これまで度々強制取り壊しの憂き目に遭ってきた。現在啓世帯がここで暮らし、総人口は約170名である。住民はアミ族で、建設業やその他の日雇い、農業などに従事しており、収入が不安定かつ低所得である。

三、再建プランの概略

新北市原住民族行政局は2011年に專業者都市改革組織(OURs)「三鶯部落再建初期プラン基本設計」を委託し、2012年中頃にまとめられた。現在、工事の設計および行政関係部局との調整を行なっているところである。再建プランの基本方針は以下のとおり。

1. 行政が現在の部落所在地の近隣で公有地を提供し、再建用地とする。
2. 部落の公共施設や基盤整備は行政が負担する。整地工事、道路建設、ライフライン、公共空間の緑化など。
3. 公共施設のインフラ整備後、部落が法人(住民個人ではなく)として(住宅用地部分の敷地を)政府から借り受ける。
4. 部落はセルフビルドによって住宅を建設し、建設費用を低く抑える。
5. 住宅建設費用は、政府による補助金(3分の1)・部落法人による低金利での借入金・部落住民の自費によって賄う。
6. 家屋の完成後は、部落法人が管理運営を行い、住民はこの部落法人に家賃等(返済金)を支払い、公共施設部分の管理についても行政が部落法人に委託する。

圖 2 三鶯部落重建構想示意圖



四、ポイントとなる課題

上述した再建方式は、部落内部および部落と行政との間で、議論を繰り返した末に達成したコンセンサスであるが、現段階において、再建を進めていく上で解決しなければならない幾つかの課題が残されている。それらは、以下のとおりである。

1. 行政内部での調整作業:こうした再建方式は台湾において前例のないものであり、同様の状況に置かれている原住民部落から非常に注目されている。しかし、実施にあたっては、規制緩和や部局間、ならびに地方自治体と国との間におけるタテ・ヨコの調整に問題が及んでおり、これらを今後逐一解決しなければならない。
2. 部落内部におけるコンセンサス:この再建方式において、部落内部のコンセンサスで最大の問題となるのが、住宅建設費用のうち、行政からの補助を除いた部分を実質的に各住民が負担しなければならないという点(部落の自己負担分は住民各世帯の負担金および借入金を将来的に家賃という形で返済する)である。しかし、家屋の所有権は各住民ではなく、部落全体での共同所有の形となるが、現段階では部落側もこの点に同意しているものの、計画を遂行し、実際に負担金を出資し、家賃を支払っていく際にこのコンセンサスが維持できるかどうかがかぎとなるであろう。
3. 設計および建設:これまで都市原住民部落の住宅はセルフビルドによって建てられ、有機的な発展をみてきたが、これらは現行の建築関連法規にはそぐわないものであり、三鶯部落における将来の住宅建設を如何にして、建築法規に従いつつも、こうした有機的なフレキシビリティやセルフビルド精神を保持したものとしてゆくのか、といった点も大きな課題である。今のところ、オープンビルディング方式を採用し、政府による補助金で住宅の基礎部分や骨組、配管を作ったのちに、部落の住民によるセルフビルドで屋根・外壁・間仕切などを作り、各世帯毎の有機的なフレキシビリティを確保するという方向を想定している。
4. 将来の財政問題:この再建方式はできる限り住宅建設費用を低減し、行政からの補助も最大限活用する方向を目指してはいるが、部落住民の収入が不安定なことや経済基盤の弱さに鑑みて、今後運営管理を現実に行なっていくことのできるプランを現在検討中である。家賃の遅滞によって部落法人の財政が破綻することを防ぐために、部落各世帯が毎月負担する額(公有地の地代・建設費用の返済金・維持管理費の合計)が6500台湾元(約21000円)を超えないことを目標としている。(訳:宗田昌人、国立台湾大学博士課程)

都市原住民聚落

都市原住民住宅政策另類嘗試 新北市大漢溪三鶯部落重建方案



專業者都市改革組織秘書長 彭揚凱

- 1960年代，台灣開始急速工業化之際，「發展」的人力需求，成了農業鄉鎮人口轉業的一大選擇，以原住民族來說，來到都市多從事營造業、工廠作業員、遠洋漁工、礦坑工人
- 資本主義經濟，台灣的依賴發展下出現首要型都市、都會建設，需大量勞工。包括桃園和基隆在內的大台北與高雄港市，成了原住民族大量移住之地。
- 然囿於經濟與社會之弱勢處境，部分來到都市原住民無法藉由住宅市場解決其居住問題，又承襲其傳統社會組織「集體觀念」，遂出現採自力營造方式於都市邊緣興建集居聚落的方式。

台北都會區的分布



三鶯部落



拆/重建

此類集居型態，在產權、土地使用、建築管理等皆不符既有（漢人所建構）相關法令，過去近二十年來，便不斷出現政府強制拆然後原住民又另地關建等衝突，問題始終未決。



抗爭。聲援



異地重建



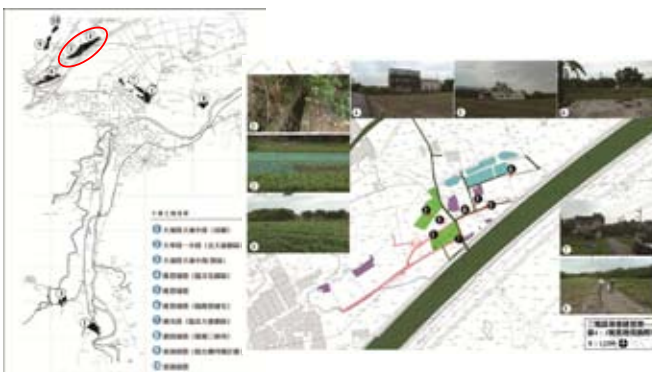
參與式規劃：OURs+ 部落



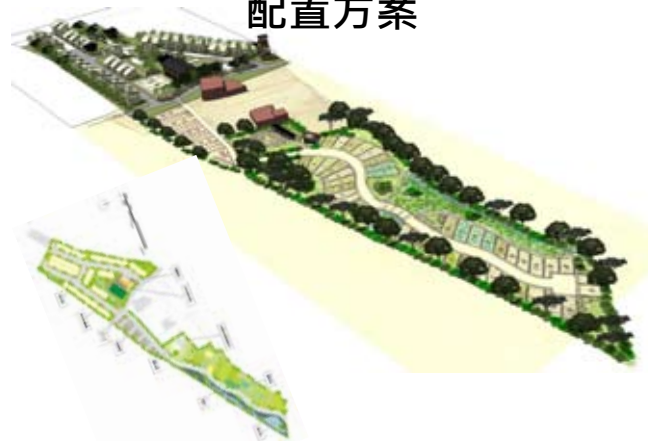
基本模式

1. 由政府提供原部落周邊地區公有土地，提供給部落作為重建用地。
2. 由政府出資興關該重建用地相關基礎公共設施，諸如整地、道路、基礎管線、公共空間綠化等。
3. 公共設施興關完成後，（住宅用地部分）由部落法人（並非住戶個體）向政府租用。
4. 部落採用自力營造方式興建家屋，以降低營建成本。
5. 家屋興建經費，包含：政府補助部分（1/3）、部落法人申請低利貸款、部落自籌款三部分。
6. 家屋興建完完成後，由部落法人負責運營，住戶向法人承租並繳納租金（償還貸款），又公共設施部分政府亦委託部落維管。

重建用地



配置方案



家屋營造：基本架構+自力營造

- 家屋之基礎結構、化糞池、屋架結構、管線等，納入[公共基礎設施工程]一併施工
- 部落自行施作家屋之外牆、屋頂、門窗，以及室內裝修等。



興建經費

- 共計興建42戶
- 每戶30坪仿木輕鋼架建築，造價約120萬（4萬/坪），工資約佔造價15%~25%。
- 經費分擔：政府補助款佔1/3。

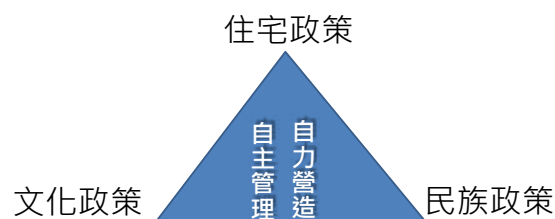
項次	經費來源	金額	備註
1	部落自籌款、民間募款	20萬	由部落自立造屋節省工資，不足部分另行自籌
2	政府補助	40萬	另行編列預算補助，42戶共計1,680萬。
3	長期無息或低利貸款	60萬	原民局協助部落法人向原民會貸款

*依據原民局委託OURS先期報告

14

關鍵課題

1. 政府行政整合：中央與地方間、地方政府不同部門間的重直水平整合，待逐一解決。
2. 部落內部共識：家屋營建成本實質上是由各住戶出資，但未來地上物產權屬部落集體而非個人所有。
3. 設計與營造：要如何既符合相關建築法規，又能保留既有的有機彈性、住戶營造的精神
4. 後續財務機制：考量部落住戶收入穩定性與經濟能力，如何設計出可運作的財務方案，希望朝住戶每月房租（土地租金+貸款攤還+管理費）不超過6500NT（21000元）的目標，同時也要避免因部分住戶無法（拖欠）支付造成部落法人財務危機。



グローバリゼーション下の社会的不平等と社会的排除—台北萬華地区の都市空間構造分析—

台北市政府の統計によると(台北市政府, 2012)、十二の区の中で原住民人口密度・女性比率・高齢化指数がもっとも高いのは萬華区となっている。また萬華区の配偶者を有する人口の比率は台北市で最低であるにもかかわらず、最高の婚姻率(7.22%)、中国人配偶者或いは外国人配偶者の比率(24.16%)を記録している。離婚率も最高であり、離婚相手における中国人配偶者或いは外国人配偶者の比率ももっとも高い(3.05%)。更に、萬華区は台北市最高の出生率を示しているが、同時に死亡率も全市最高のため、人口の自然増加率もまた台北市最低となっている。そのほか、心身障害者に対する補助金の支給額、低所得世帯の戸数で萬華区は台北市のトップに立っている。これらの数値は、人口高齢化が進み、また社会的弱者が集中している萬華区の現状をきわめて明確に示している。

しかしながら、萬華区の衰退は自然現象と見做すべきではなく、台北市の長期にわたる選択的かつ差別的な発展政策によってもたらされた結果なのである。一九六〇年代前半、台北市西部では中華商場や集合住宅の建設が相次ぎ、また後に「萬大計画」が実施されるなど、旧市街の生活環境改善が当時の政府にとって都市の現代化建設の軸とされていた。一九六〇年代後半から七〇年代になると、政府は徐々に台北市東部へ重点的に資源を投入するようになり、郊外における建設用地の確保、台北市周辺の傾斜地の建築制限の緩和などの施策により、都市発展をコントロールしようと試みるようになった。対照的に、台北市西部は投資の重点から外れたため、徐々に衰退の傾向が顕著になってくる。一九七〇年代には台北市東部が急速に発展するが、同時に不動産市場の活性化のため地価の急激な上昇をもたらすこととなった。この時期の台北市西部の重要なプロジェクトは、現在の青年公園周辺に林立する大量の国民住宅の建設である。だが、これらの国民住宅は一九八〇年代になると実質的には眷村の改築にすり替えられてしまい、特定の社会集団に対してのみ提供される住宅と変質してしまったため、その公共的な意義が著しく損なわれた。その上、短期間のうちに転入してきた国民住宅の住民と以前から萬華に住んでいた住民との間にはきわめて大きな差異が存在しており、同じ萬華区の内部において都市空間の分裂や隔離といった現象が生じている(胡皓璋・黄麗玲, 2013)。現在、青年公園周辺一帯に密集する公共住宅は、公的権力の介入により消費空間の面貌を呈してきているが、このような空間と萬華地区の発展との間には埋めがたい溝が横たわっているのである。

眷村の改築についてであるが、同時期の政府は旧市街の環境改善のために古い建築の建て替えを計画していたが、実施には至らなかった。一九九〇年代後半になると、商業資本主導へと都市開発政策の傾向が変化する。すなわち、台北市が急速な発展を迎える時期にあたって、台北市東部は経済発展のための、そして資本蓄積のための重要な空間になっていくのである。それに対して、台北市西部の発展には二つの傾向が見られた。一つは政府による特定の社会集団(軍眷)への集中的な公共住宅の提供、もう一つは大型の公共施設の建設である。後者の例として中央卸売市場の建設が挙げられるが、この施設は全台北市民のためのものであり、地元にとってはほとんど関係のない外部の施設である。実際に、台北市西部では明らかにバランスを欠いた状態で公共施設が建設されている。一般的な印象とは異なり、萬華区の公園緑地面積比は台北市でもっとも高い。というのも、同区には広大な面積を有する青年公園と河濱公園が含まれているからである。しかしながら、萬華区の旧市街や住宅地に目を向けると、公園緑地がきわめて不足している状況を目の当たりにするであろう。一九九〇年代後半、大理街糖部社区の住民がコミュニティー公園の設置を求めて立ち上がったのも、これが原因である。

グローバリゼーションの理論によると、世界中の都市で専門階級と低層労働階級の所得格差が広がり、それに伴って階層両極化(class polarization)と都市二元性(duality)の現象が生じると考えられている(Sassen, 2001)。但し、政府による社会再配分政策として都市空間に対するコントロールを行うことで、このような社会的両極化をある程度抑制できるとする論調もある(Fainstein, 2006)。そのため、都市発展と社会的不均衡が加速する過程において政府はいかなる政策を実行する役割を果たすべきか、今一度問題を提起しなければならない。一九七〇年代、台北市政府がその公共資源を東部に集中的に投下した際、市内における不均衡な発展状況はすでに十分なほど顕在化していた。一九九〇年代以降、急速にグローバリゼーションが進展する段階になると、台北市政府は産業構造の変化に対応し、特にハイテク産業とサービスを重点的に優遇の上、その重心を東部へと移動させた。対照的に、台北市西部に対しては効果的な産業政策を打ち出すことができなかったため、製造業をはじめとする萬華区の伝統的な産業はむしろ衰退の一途を辿り、同時に就業機会も失われていったのである。グローバル化する都市がサービス業と知識産業を指向し、またそれに特化する方向に進みながら、その一方で都市の均衡発展に対する考えを欠いてしまうと、萬華のような地域はグローバリゼーションの過程で必然的に辺境化してしまう。二〇一一年末の統計によると、萬華区は十五歳以上の識字率、大学以上の高等教育人口の割合ともに全台北市で最低となっている。のみならず、萬華区の学級数・教員数・学生数ともに全市最少である。

教育施設充実のため、台北市では大安区・士林区・北投区にはそれぞれ五つの公立或いは私立の高等教育機関(大学、専門学校等)が設けられ、またその他の区にも一から三ヶ所程度の高等教育施設が設置されたが、唯一萬華区のみが高等教育機関の存在しない区となっている。それどころか、萬華区には高校や高専に該当するレベルの学校すら存在しない。そのため、萬華区の若年人口流出が深刻化するとともに、新たな人口流入を阻害する要因となっており、教育機関設置に伴う人口増加や周辺経済活性化の恩恵に与えていない。また高等教育機関が存在しないがゆえに、西門町一帯を除き、通常は若年層を惹きつけるイベント等が行われることもない。二十代から三十代の若年層へのヒアリングによると、映画『艋舺』により剥皮寮が観光スポットとして知られるようになる以前、彼らが萬華に来る目的はただ一つ、龍山寺へのお参りのためだけだった。産業面及び教育面の公共投資が遅れているため、萬華が若年層を惹きつけられない現状が明確になっている。

一九九〇年代以降、グローバリゼーション化する都市発展により、台北市の都市計画も次第に色濃く新自由主義的な考え方を反映するようになってきた。工場の外部移転に伴い、印刷業・繊維業など伝統的産業が衰退し、それに依存していた萬華区の人口も減少した。萬華のホームレスもまた、産業のグローバル化と切り離せない関係にある。ホームレスが萬華に集まる理由として、宗教団体やNGOによる支援活動、及び公的部門による支援拠点が集中し、相互にネットワークを構築しているからでもある。また、台北市の発展政策は知識産業のパーク化及び情報化に重点を置いており、地域ごとの小規模経済に対しては有効な政策を欠いていた。過去の空間の質の変化を伴う経済政策はすでに効力を失っているが、かといって発展指向の政府にとって社会資本や文化創造に依拠する新たな経済発展モデルへの転換は容易ではない。

そのため、萬華地区は経済的な重心を失い、それに対する政府の投資も不十分な水準にとどまっている。明確な指標となるのは地価である二〇〇七年を基準にすると、二〇一〇年の萬華区の公示地価総額は台北市十二区のうち唯一マイナスを示している。西門町一帯を除くと、萬華区は台北市全体の発展からますます取り残されつつあり、政府による有効な政策が実施される可能性もますます小さくなってきている。台北市による「内城再発展」の旧市街再生はむしろ旧市街内部の分化を助長し、萬華では発展に際する困難がますます際立ってきている。台北市の経済政策は、旧市街萬華に対して有効な処方箋を提示できずにいるのである。

実際、一九八〇年代以降、台北市政府は台北市東部と西部の発展格差について意識し始めている。一九九〇年代晩期になると、台北市政府は「下からの」政策決定モデルを強調し、地域環境改造計画や「社区营造」を通して萬華地区の公共空間の改善を図った。また同時に、従前の「上からの」政策実施モデルにより、公共交通の充実や公共空間のハード面の建設により旧市街の再生を試みた。当時の台北市長は台北市の再開発に際して三大計画、すなわち建成圓環再生・龍山公園改築・西門紅樓再生を掲げていた。萬華区に位置する西門紅樓は、この事業の結果、現在では若年層の消費者を対象とした文化創意産業の空間になっている。

しかし、萬華区の旧市街に目を向けると、馬英九市長により主導された龍山公園改築による再生構想が失敗に終わっている。馬市長は、龍山公園を民族的意匠の公園に改造し、地下にショッピングモールを設けようとした。まず、龍山公園に存在していた店舗や屋台が撤去され、地域独特の空間が消えてしまった。次に、台北市政府は良質な空間設計と建築により地域発展の起爆剤とすべく民族的意匠の公園の建設を開始したが、実際に完成した公園は単調かつ粗悪な設計に始終しており、却って空間の質とイメージを低下させる結果に終わった。政府はまた、社会福祉に対する積極性を欠いていたため、低価格賃貸住宅の供給などの手段で萬華区のホームレスの問題に取り組もうとせず、設計及び維持管理により意図して龍山公園からホームレスを排除しようとするばかりで、ホームレスの問題を解決できないばかりか、社会的な争議を巻き起こしている。その一方、地下のショッピングモールも完成はしたものの、設計上及び管理上の制約により旧来の店舗は順調に営業を再開することができなかった。政府による地下ショッピングモールの構想は地域経済の形態からかけ離れた内容であったため、成功に至らなかったのである。地域再生の掛け声の下で誕生した地下ショッピングモールは、一度は店舗が入らず空洞化した。最終的には地域の小型店舗が入居し、高齢者がカラオケや喫茶を楽しむ空間へと新たに生まれ変わった。

歴史保護区域に指定された剥皮寮では旧来の店舗が営業を続けることができず、撮影や展示のための空間に変わってしまったため、本来地域文化の主要な担い手であった茶館・公共浴場・読書館など住民の憩いの場であった店が消えてしまった。同時に、地域の店舗間の連帯が薄れ、世代や社会集団による相違も顕在化してきたため、歴史的要素や社会的ネットワークを社会資本として活用し、地域経済で協力関係を築くことが困難となっている。これが、萬華が直面している地域経済発展上の困難である。

萬華の中心地区では近年、台北市政府による重要施策として民間資本による都市開発が奨励され、デベロッパーの参入により不動産市場が活性化している。しかしながら、このような中産階級のための住宅供給は、依然存在している経済的弱者の住宅問題に対して何ら解決策を提供しないばかりか、低価格賃貸住宅の市場を圧迫してしまっている。また、剥皮寮のように撮影を目的として博物館方式で建築物を保存する方法にしても、確かに短期的には一定の集客効果があるものの、長期的には地域経済の活性化に結びつかず、新たな就業機会の創出にも貢献しないのである。

この一二年の間、萬華中心地区では新たな動きが見られており、注目を要する。そのうちの 하나가、二〇一〇年より社会住宅連盟により提起された社会住宅である。現在、台北市政府により青年公園付近で社会住宅が計画されており、長らく日の目を見ることがなかった社会的弱者のための住宅政策がようやく実現に向けて動き出した。そのほかにも、管建署により龍山小学校(生徒数約五百名)を社会住宅に転換する計画も提出されている。将来、もし剥皮寮や龍山寺を中心とする地区に社会住宅が建てられ、社会的弱者に対して低価格の賃貸住宅が供給されるようになれば、現在の民間住宅市場に全面的に依存している状況を修正できるのみならず、萬華の都市空間発展における公共性について新たな方向性を打ち出す一助となるだろう。

もう一つは地域の団体による試みである。二〇一二年末より、萬華社区大学(地域学校)のメンバーが龍山中学校から剥皮寮を経て青草巷に至るエリアで公共空間芸術計画を進行している。この計画の目的は、社会的弱者の文化への参加により社会的排除や汚名化に対抗することにある。また、同社区大学は黄適上のような地域の郷土研究者と協力して「西京計画」を策定、歴史文化の角度から萬華を見直し、台北の若年層に対して萬華の歴史文化と都市発展についてアピールしている。この取り組みは、清の時代に商業空間として隆盛を極め、都市発展の起点となった水辺空間にスポットを当て、文化・生態空間として将来の発展に結びつけようとする構想である。現在、「西京計画」に基づき地域の商店主や郷土研究者の組織化を進めており、台北市政府とは異なる視点から地域再生の方向性を模索している。

台北市の発展は西部から始まった。しかしながら、一九六〇年代から八〇年代後期の経済発展に伴う急速な都市化の時期、政府の都市現代化観の重点があまりにも空間の実体そのものの変化に置かれていたため、より速くより新しいものを求める発展指向ゆえに、台北市西部の発展は置き去りにされた。一九九〇年代から現在に至るグローバリゼーションの時期、台北市西部は高齢化・就業機会減少・若年人口流出・社会福祉及び社会的弱者への住宅供給の不足などの問題に直面し、市内の弱者というべき地区に転じてしまった。台北市政府による都市再生の方向設定には誤謬と効能不足が否めず、それゆえに萬華の地域内部の空間分化と衰退に対して何ら有効な手を打つことができなかった。その結果、萬華は社会文化の主流より外れたのみならず、政府による文化保護政策からもその旧市街に残る固有の社会文化の特性や価値が認められず、それどころか「文化保護」と「再開発」の名によりかつて地域に内在していた安定した文化や社会ネットワークが破壊され、ある種の制度的な社会的排除の枷を填められることになったのである。本論による考察より、台北市の旧市街再生は、不動産や博物館、或いはメディア産業による消費を目的とした文化発展政策から決別する必然性があることが分かるだろう。むしろ社会福祉・福祉住宅拡充の方向性を強化し、長期的な文化発展に資する施設や資源を整備するとともに、地域住民や団体の協力ネットワークを構築し、地域文化や地域社会の修復を進めていかなければならないのである。

参考文献

- 台北市政府(2012)『台北市各行政区重要統計指標(中華民國 99 年至 100 年)』、台北市政府。
胡皓璋・黃麗玲(2012)「台北市南機場地区整建住宅的空間生產與社会排除」、中国文化大学『2012 年中華民國都市計画学会、区域科学学会、住宅学会、地区發展学会連合年会及論文研討會報告』、2012 年 12 月 15 日、中国文化大学(台北)。
Sassen, Saskia (2001) *The Global City: New York, London and Tokyo*. Princeton University Press.
Fairstein, Susan S. (2006) "Inequality in Global City Regions". In *Global City Regions: Trends, Theory, Policy*. edited by Allen J. Scott. Oxford Press. pp. 285-298.

全球化、社會不平等與社會排除： 台北市萬華區的都市空間治理分析

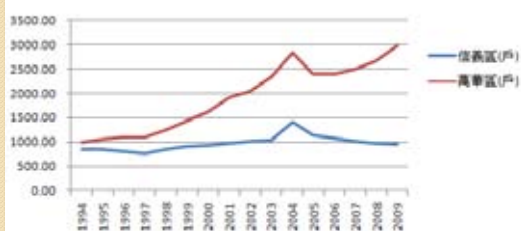
臺灣大學建築與城鄉研究所
黃麗玲

萬華區: 弱勢人口集中區域

- 台北市的十二個行政區當中，萬華區有
- 最高的原住民人口密度、人口老化指數。
 - 最高的粗結婚率、粗離婚率，以及大陸配偶與外籍配偶比率 (24.16%)，但是最低的有偶比。
 - 最高的出生率，與最高死亡率，因此自然增加率仍為全市最低。
 - 最高的身心障礙生活補助總額與低收入戶戶數。



1994 年到2009 年台北市低收入戶數 (信義區與萬華區的比較)



弱勢人口集中區域

- 區域的衰退是台北市長期以來差異性、選擇性與歧視性的發展政策造成的結果。
- 1970年代至今重東區、輕西區的發展。
- 國宅住宅政策的社會排除與分化，造成萬華區空間分化與隔離現象。相對於眷村改建，改善舊市區環境所進行的公辦更新卻無甚建樹。



萬華區地圖



都市發展政策的偏失

- 地方大型建設往往是服務台北市全體居民，卻對本地具有環境外部性的建設。
- 公共設施建設明顯失衡。例如，萬華區是台北市唯一無大專校院的行政區。萬華的綠地空間集中在青年公園。
- 明顯地，政府在萬華區缺乏公共投資，如藉著產業或是文教設施來吸引年輕人口。
- 影視化的文化產業設施，如剝皮寮，對於地方經濟只有曇花一現的效果。

剝皮寮的文化保存 'Preserving Bo-Pi-liao'



Lessons learned from the B.P.L. historical preservation



都市發展政策的偏失

- 由於工廠外移，原來的印刷、成衣等產業的流失，萬華的從業人口也少。
- 台北市的經濟政策注重園區化、資訊化的知識產業，對於小規模的在地經濟卻缺乏有效的政策。
- 以往靠實質空間帶動的經濟政策已然失效，但仰賴社會資本與文化創新等新興模式，卻又不是發展型國家所長。因此萬華地區整體經濟活力失去重心，也缺乏政策投資帶動。

都市發展政策的偏失

- 公共建設品質粗糙，反而弱化了地方空間品質與意象。如：龍山民俗公園。
- 政府缺乏積極的福利與社會措施，例如低價租賃住宅等手段來處理萬華區的遊民課題，使得龍山民俗公園的遊民問題無法解決。
- 都市更新使低價的私人出租住宅在減少當中。



新取向

- 萬華青年段社會住宅計畫，可以說是久違的弱勢住宅政策的重現。營建署也有將龍山國小（目前學生約五百人）未來校地空間可轉做社會住宅的想法。
- 西京文化再現：社區規劃師、地方文史工作者與年輕創意者的結合
- 社區大學的公共藝術與地方活化方案



萬華地方再生的思考

- 都市更新重建以外的再生策略
- 地方經濟的重振：支援小型、社區與社會經濟
- 以教育性、長期的、服務地方的公共設施吸引新的人口
- **Heritage**再定義:
地方歷史文化
多族裔文化
社會資本、社會聯結

22 15:00~15:30

ありむら潜 Arimura, Sen、釜ヶ崎のまち再生フォーラム事務局長 / (社団) インクルーシブ・シティネット監事、**織田隆之** Orita, Takayuki 釜ヶ崎のまち再生フォーラム代表 / (社団) インクルーシブ・シティネット理事

あいりん地域のさまざまな居住支援の現状と課題

	紹介する事業、運動のプロファイル
発表者1 英語表記 所属、若干の経歴	ありむら 潜 ARIMURA Sen ① 1999年に釜ヶ崎のまち再生フォーラムを結成し、現在まで事務局長。 ② 1975年立命館大学経済学部卒業時から2012年までの37年間西成労働福祉センター職員として、日雇い労働者への就労支援をしてきた。 ③ 漫画家としても日雇い労働者やホームレスを題材とした単行本を8冊出版。
発表者2 英語表記 所属、若干の経歴	
発表者2 英語表記 所属、若干の経歴	
任務、業務の内容、若干の歴史	釜ヶ崎のまち再生フォーラムは、1990年代の構造的長期不況の中で西成区に野宿生活者が激増しコミュニティが崩壊する状況を変えるために1999年にスタートした。 地域の中に幅広い連携や住民合意を促進するための話し合いの場を創設し(月例まちづくりひろば)、住民自身による再生プランをとりまとめて行政へ提案したり、可能なものはコミュニティビジネス化を図ってきた。 わかりやすい成果は、 ① 労働運動偏重の発想を脱して、まちづくり機運を高めた。 ② 地域内に200軒あった簡易宿泊所の利用法を転換させ、単身高齢者向けのサポートタイプハウス群(約10軒)、外国人旅行者向けの国際ゲストハウス区域(約15軒)を創出した。 ③ コミュニティ・ツーリズムやマスメディアへの研修を開始して、一般市民による当地域への理解や支持を深めてきた。③地域内の多くの有能な人材を顕在化させたり、外から呼び込んで、濃密な人間ネットワークを形成した。 ④ 橋下徹大阪市長による西成特区構想の中身づくりでは、地域統括団体である「萩之茶屋まちづくり拡大会議」と組んで、クリアランス型(排除型)政策を阻止し、ボトムアップ型(包摂型)の政策採用に大きな役割を果たした。
対象地域、対象者、利用者	大阪市西成区釜ヶ崎(あいりん地域)で暮らす25,000人の住民(うち、5,000~8,000人は日雇い労働者、9,500人は生活保護受給者、1,000人は野宿やシェルター利用者。他は商店主や一般住民)。及び同地域の支援団体や公的機関で働くスタッフ、研究者・ボランティア・ジャーナリスト。つまり、当地域に関係するすべての人々が対象である。
この事業、運動の社会的使命	釜ヶ崎地域(あいりん地区)において、地域住民を中心としたコミュニティ再生のまちづくりを支援する。一人ひとりの暮らしや住まいへの支援と、地域全体の居住環境の向上支援の両面を追求する。とりわけその実現の過程で、地域に住む・働く・経営する・ボランティアをする・調査研究をする等の多様な人々や団体とおしの幅広い協働をつくりだすことを重視する。また、行政や企業とのパートナーシップを追求することによって、住民の暮らしとまち再生の十分な支援体制づくりに貢献する。

<p>この事業、運動の使命や法的裏付け、財政的裏付けなど</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目的実現に向けて柔軟にアクションできるように任意団体のままとしている。 ・活動資金は会費や寄付金の他、コミュニティ・ツーリズムの収益金より成る。 ・事業実施のために組織に法的裏付けが必要な場合は、当団体の中心メンバーが 2012 年に創設した社団法人インクルーシブ・シティネットと組んで補完している。
<p>実際の運営、経営など</p>	<p>ミッション遂行(まちづくり促進)は、1999 年の創設以来毎月開催している「定例まちづくりひろば」を中心に据えて、実施している。「2013 年 1 月ひろば」で 176 回目となった。その時期、その時期の釜ヶ崎地域の旬のテーマとゲストスピーカーを設定し、学習や討論で地域合意を粘り強く広げ深めていく手法である。節々でシンポジウム形式にもしている。それらの中で出てきたアイデアに賛同した人が新しい事業や活動、あるいは協働行動を始めるというスタイルである。こうして、サポーターハウスや国際ゲストハウス区域も生まれた。西成特区構想への提案もまとめることができた。</p>
<p>課題、要望、提案など、政策的提言も含めて</p>	<p>2012 年に大阪市長が提唱した「西成特区構想」の中身づくりでは、同年 6 月にスタートした「特区構想有識者会議」に座長と多くの委員を送り込み、短期間での報告書づくりに大きな貢献ができたと考えている。</p>
<p>本発表で特に紹介するイシューについて</p>	<p>「西成特区構想有識者会議報告書」は 2012 年 10 月に市長に提出されたが、その中では 8 分野 56 項目の具体的提言がなされている。世間の予想を裏切って、排除型ではなく、包摂型にすることができたと我々は評価している。</p> <p>主な内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当面の短期集中的対策(ホームレスや生活保護者への支援、福祉や医療対策、野宿の平和的解決や治安対策) ② 中長期的対策(子育て世帯呼び込み策、教育振興策、観光産業とのリンクやアート振興策) ③ 20 年、30 年先を見越した大規模投資事業(あいりん総合センターや新今宮駅周辺の再開発策、ハウジングとまちづくり策) ⑤ 施のためのタイムスケジュール表

URRP

Urban Research Plaza, Osaka City University,
3-3-138 Sugimoto, Sumiyoshi, Osaka, 558-8585
Japan, office@ur-plaza.osaka-cu.ac.jp

大阪市立大学 都市研究プラザ
558-8585大阪市住吉区杉本3-3-138
office@ur-plaza.osaka-cu.ac.jp